令和３年度

各部行政運営方針書

目　　　次

企画政策部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
財　務　部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
総　務　部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
市　民　部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
健康福祉部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
観光商工部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
農　政　部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 117
建　設　部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 131
会　計　課 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 149
議会事務局 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 153
教育委員会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 157
選挙管理委員会事務局 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 183
監査事務局 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 187
農業委員会事務局 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 191
上下水道局 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 195

令和３年５月　会津若松市

　各部行政運営方針は、第７次総合計画の推進を図るため、各部局が自らの権限と責任（部局の使命）を明確にするとともに、各部局自らのリーダーシップ、経営管理により、施政方針や行政評価等を踏まえた新年度における重点方針や課題解決に向けた重点的な取組等を明らかにし、効率的で効果的な行政運営を図るために毎年度作成しています。

　また、本市における様々な取組は、SDGsと親和性が高く、第７次総合計画に掲げる５つの政策目標の実現に向けて取り組むことが、SDGsの基本理念に沿った取組となると考えており、本市の施策が、SDGsのどの目標と紐づくの分かりやすくするため、それぞれの施策ごとに関連するSDGsの目標のアイコンを記載しています。

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

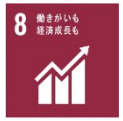

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

各国内及び各国間の不平等を是正する

包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

持続可能な生産消費形態を確保する

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

令和３年度　企画政策部　行政運営方針

Ⅰ　企画政策部　重点方針一覧

※政策分野と施策は第７次総合計画に基づく。

重点方針No.	政策分野No./名称	施策No./名称
1	8　男女共同参画	1　男女共同参画社会の実現に向けた環境整備
2	9　社会参画	1　市民活動・協働の推進
3	21　ユニバーサルデザイン	1　ユニバーサルデザインの推進
4	31　公共交通	1　公共交通ネットワークの活性化と再生
5	35　情報通信技術	1　ICT への興味関心・リテラシーの向上
6		2　ICT を活用した地域活力の維持・発展
7	36　地域自治・コミュニティ	2　地域主体のまちづくりの推進
9	37　交流・移住	1　交流の促進
10		2　定住・二地域居住の推進
11	38　大学等との連携	1　大学等を活かした人口の流入・定着の促進
12		2　大学等と地域の連携促進
14	39　まちの拠点	2　市役所庁舎の整備
15		4　未利用地等の利活用検討
16	41　行政運営	1　市民と行政とのコミュニケーションの推進
17		2　社会の変化に対応していく行政運営
18		3　行政サービスの最適化と利便性向上

Ⅱ　重点方針　－施策の方向性と内容－

重点方針No.1	政策分野８	男女共同参画	施策１	男女共同参画社会の実現に向けた環境整備
	重点方針 －施策の方向性－	男女が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性や能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、意識づくりや社会環境づくりに取り組みます。		

【重点的取組】

①　男女共同参画の視点による学習の推進

次代を担う子どもたちへの意識づくりに重点を置き、「子ども人生講座」や「男女平等に関する作文コンクール」を実施するほか、生涯学習出前講座を実施し、学校教育・生涯学習において男女共同参画意識の醸成を図ります。

②　男女共同参画への理解促進

市政だよりへの記事の掲載、ホームページや会津図書館内「男女共同参画コーナー」の充実などにより、男女共同参画に関する情報を広く発信します。

③　ワーク・ライフ・バランスの推進と女性活躍の推進

「男女共同参画推進事業者表彰」の受賞事業者の取組紹介やフォローアップなど、男女がともに働きやすい職場環境づくりを推進します。

また、「女性活躍市町村推進計画（第５次男女共同参画推進プラン）」に基づき、仕事と生活の両立支援やワーク・ライフ・バランスの充実が進むよう、関係機関とともに事業者への啓発や一人ひとりの意識改革へ向けた取組を進めていきます。

④　政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

エンパワーメント（※）講座「きらめき女性塾」の開催等により、女性の人材育成に取り組むとともに、市政や地域貢献に関心のある女性の人材情報をまとめた「女性人材リスト」を積極的に活用することで、審議会等への女性登用を促進します。

※ エンパワーメント
本来持っている能力を引き出すための考え方や方法。

⑤　地域活動における男女共同参画の環境づくり

市民団体で構成される「男女共同参画推進ネットワーク」の充実、「男女共同参画社会づくり推進活動支援補助金」を活用した研修や啓発活動の促進を図ります。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　男女共同参画推進事業（協働・男女参画室）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　「男女共同参画推進員」を全所属に配置し、各所属における男女共同参画の施策や取組を推進するとともに、研修会等により職員の意識啓発を図ります。

②　委員会・審議会等における女性委員の割合向上のため、各部局への積極的な情報提供や協力要請を行いながら、「女性人材リスト」のさらなる活用を図ります。

③　女性活躍市町村推進計画に基づき、商工課や県の雇用労政担当、ハローワーク等と連携し、事業主等への啓発に取り組みます。

重点方針No.２	政策分野９	社会参画	施策１	市民活動・協働の推進
	重点方針 ー施策の方向性ー	地域の魅力づくりや課題解決に向けて、NPO・ボランティア等が活躍できる機会を創出していきます。また、多様な主体と行政が、相互に尊重しながら、ともに考え、活動し、実践していくための取組を推進します。		

【重点的取組】

①　市民活動への参加・参画の機運づくり

市民協働のさらなる推進を図るため、これまで実施してきた「行政提案型」に「市民提案型」を加えた「提案型協働事業」を実施することで、市民活動への参加・参画を促します。

②　市民活動活性化に向けた仕組みの構築

市の協働パートナーとなるＮＰＯ法人や市民活動団体を支援する「市民活動団体支援事業」により、市民活動の活性化を図ります。

③　多様な主体が連携、交流できるネットワークの拡大

ＮＰＯ法人や市民活動団体の活動の継続や活性化は、地域課題の解決や市民生活の向上において重要であることから、ＮＰＯ法人相互の連携や情報共有を図りながら中間支援（※）機能の構築を目指す「NPO Links あいづ」の活動を側面から支援していきます。

④　市民協働への理解促進

地域の課題解決や活性化に向けて、市民の市政や市民活動への参画の機運、機会を拡大していく必要があることから、「市民協働推進指針」に基づき、市民活動団体と行政による「協働」の実績を積み重ね、その成果を市ホームページや報告会の開催等により広く周知していくことで、市民協働への理解促進を図っていきます。

また、庁内全所属に配置している市民協働推進員を対象に、研修会を開催するなどして市民協働への意識啓発を図り、市民協働の新たな機会づくりに取り組みます。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　市民協働推進事業（協働・男女参画室）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　「市民協働推進員」を全所属に配置し、市民協働の研修や実践事例の情報共有、意見交換等を通して、市民協働推進指針の考え方や協働と参画によるまちづくりへの職員の意識啓発を図ります。

②　「提案型協働事業」の実施にあたっては、市民活動団体からの提案を基にした事業の実現に向け、担当課との連携、情報共有を密に行うとともに、市民や庁内への積極的な情報発信を行います。

③　「市民活動団体支援事業」については、より団体のニーズに沿った支援ができるよう、事業者への委託により実施します。

※ 中間支援

市民（活動団体）と市民、市民と行政、市民と企業などの間に立って、そのパイプ役として中立的な立場で、それぞれの活動を支援すること。

重点方針No.3	政策分野21	ユニバーサルデザイン	施策１	ユニバーサルデザインの推進
	重点方針 －施策の方向性－	「ユニバーサルデザイン推進プラン」に基づき、情報の提供や研修会の開催などにより、広くユニバーサルデザインの理念の普及促進を図ります。また、様々な分野においてユニバーサルデザインの導入を図ることにより、すべての人にとってやさしく暮らしやすいまちづくりを推進します。		

【重点的取組】

①　ユニバーサルデザインの理念の普及啓発

出前講座やワークショップ、子ども向けの体験講座の実施、市政モニターを活用した意識調査、ホームページや市政だよりのコラムや特集記事等を活用し、ユニバーサルデザインの考え方、特にユニバーサルデザインの基盤となる「こころのユニバーサルデザイン」（※）の普及啓発に努めていきます。

また、現行の「第３次会津若松市ユニバーサルデザイン推進プラン」の計画期間（平成29年度～令和３年度）が満了することから、これまでの推進状況の検証とともに、庁内各所管との連携や市民意見の聴取などにより新しい課題や重点を置くべき取組などを確認し、次期計画を策定します。

②　安全、安心、快適なまちづくりの推進

窓口環境や窓口サービスの改善等のソフト施策や施設の建設・改修等のハード整備において、ユニバーサルデザインが標準となるよう、情報発信や意識啓発に取り組みます。

また、市や事業者のユニバーサルデザインの取組事例の紹介等をとおして、ユニバーサルデザインに関する理解促進に努めるとともに、多くの事業者への普及を図ります。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　ユニバーサルデザイン推進事業（協働・男女参画室）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　ユニバーサルデザインの理念を市民サービスをはじめとする様々な事務事業や取組に浸透させていく必要があることから、今後も引き続き市職員への意識啓発を行っていきます。

また、庁内横断的な組織「ユニバーサルデザイン推進チーム」において、市民意識調査結果や職員及び市政モニターへのアンケート結果と庁内の取組状況を共有するとともに、課題の検討などに連携して取り組んでいきます。

※　こころのユニバーサルデザイン

すべての人を大切に思い、相手を理解し、相手の立場に立った「思いやりの気持ち」や「気づかい」といったやさしい心があれば、不便さを補ったり、困っている人に対し、自分にできることを考えたり行動に移したりすることにつながるという考え方

重点方針No.4	政策分野31	公共交通	施策１	公共交通ネットワークの活性化と再生
	重点方針 ー施策の方向性ー	鉄道や路線バス、タクシーなど多様な交通形態の選択・連携による公共交通ネットワークの確保と活性化を図ります。さらに、観光振興や中心市街地活性化、健康増進などと連携を図り、まちづくりに資する公共交通の構築に取り組みます。		

【重点的取組】

①　将来の地域交通をデザインする「地域公共交通計画」の策定

持続可能な公共交通ネットワークの実現に向け、引き続き会津圏域地域公共交通活性化協議会へ参画し、広域バス路線の再編を検討するとともに、市・交通事業者・地域住民・関係者が連携し、将来の地域交通をデザインする「地域公共交通計画」の策定に取り組みます。

②　住民主体コミュニティ交通やMaaSなどの新しい交通手段・サービスの構築

金川町・田園町や北会津、河東、湊地域における地域内交通の運営組織への支援に引き続き取り組みます。特に湊地区については交通空白地有償運送の登録を目指し地域を支援します。

また、ICTを活用した新しい移動サービスの導入に向けた実証運行や、様々な交通手段をひとつのサービスとしてシームレスに繋ぐMaaSの構築に取り組みます。

③　第三セクター鉄道への支援と利用促進の取り組み

市が出資する第三セクター鉄道である会津鉄道と野岩鉄道について、経営改善計画に基づき財政支援を行い、施設整備補助による施設・設備の維持・更新に努めるとともに、会津・野岩鉄道利用促進協議会を中心に関係自治体や関係団体と連携して利用促進に取り組みます。

④　只見線の復旧を契機とした地域振興への取組み

「只見線利活用計画」に基づいた事業の推進を行う「只見線利活用推進協議会」に参画し、只見線の再開が、沿線のみに止まらず会津17市町村全体の振興に繋がるよう、県と会津地域の市町村で利用促進策を協議・検討します。また、再開後の維持管理等の運営費に係る枠組みについての協議実施を県に提言していきます。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　地域公共交通会議負担金（地域づくり課）
②　会津総合開発協議会特別負担金（地域づくり課）
③　会津・野岩鉄道施設整備補助金（地域づくり課）
④　新モビリティサービス推進事業（地域づくり課）
⑤　北会津地域内交通運営支援事業（北会津支所まちづくり推進課）
⑥　河東地域内交通運営支援事業（河東支所まちづくり推進課）
⑦　湊地域内交通運行事業補助金（地域づくり課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　まちなか周遊バスの運行や路線バス利用者に対する地元スーパーのポイント付与、運転免許自主返納者への運賃割引制度、路線バスにおける高齢者フリーパス券の発行など、まちづくりと連携した公共交通の取組を進めていきます。

②　連携・協働による公共交通の構築にあたっては、地元の地域づくり組織や支所・公民館等と連携しながら、地域のまちづくりの核となる公共交通を、ともにつくり・守り・育てることを基本認識とし、取組んでいきます。

③　高齢者の移動支援に資する新しいモビリティサービスの構築に向けて、交通安全、健康増進、中心市街地活性化など、庁内及び民間企業と連携を図りながら取り組みを進めます。

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.5</td><td>政策分野35</td><td>情報通信技術</td><td>施策１</td><td colspan="2">ICTへの興味関心・リテラシーの向上</td></tr>
<tr><td>重点方針
ー施策の方向性ー</td><td colspan="4">多くの市民がICTの利便性を享受し、日々進歩する技術等を身近に感じることのできる機会を創出することにより、ICTへの興味関心の向上を図ります。さらに、情報格差（デジタルデバイド）の解消及び情報を使いこなす力（情報リテラシー）の向上を図ります。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【重点的取組】
①　ICTを体感する機会の創出
防災、減災の情報配信や健康増進、地域の交流促進等の機能を有し、市民が気軽にICTを体感、活用できるアプリケーション「ペコミン」の普及促進及び機能の充実を図ります。

②　情報格差（デジタルデバイド）の解消
市民のニーズに合った学習機会を増やし、市民のＩＣＴリテラシー向上に寄与するとともに、ICTを活用した利便性の高いサービスの提供等を行いながら利活用の促進を図ります。

③　ICTの利活用に関するセミナー等の開催
市民のICTリテラシー（活用する能力）向上のため、インターネットや市ホームページの利活用方法、ソフトウェアの操作方法等を学ぶ講習会を継続して開催します。</td><td colspan="2">【主要事業の詳細】⇒別ページ参照
①　地域情報化推進事業（情報統計課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】
①　令和２年度を初年度とする新たに策定した「会津若松市情報化推進計画」に基づき積極的な「デジタルシフト」を推進するため、各部局との連携を図ります。

※デジタルシフト
ビッグデータといった概念や、IoT、AIといったデジタル技術の本格的な活用によって、多くの技術が統合可能となり、一度に取り扱える情報が増えること</td></tr>
</table>

重点方針No.6	政策分野35	情報通信技術	施策２	ICTを活用した地域活力の維持・発展
	重点方針 －施策の方向性－	多種多様な公開できうる情報やデータ（オープンデータ）の拡充を図ります。また、それらの解析等を行うアナリティクス人材（データサイエンティスト）の育成を図りながら、その解析結果をまちづくりや企業活動等に活用するなど、地域活力の維持・発展につなげていきます。 また、ICTの専門大学である会津大学等と連携しながら、ICTやIoTを活用した他の自治体の先導的なモデルとなる取組により、地域のしごとの創出に努めます。		

【重点的取組】

① アナリティクス・サイバーセキュリティ関連人材の育成

オンライン統計研修の受講を通して、職員の統計的なデータ分析・活用のできる能力の習得を支援します。

情報リテラシー及び情報セキュリティ対策のためのスキルを備えた職員を登録する「情報化人材」制度により、人材の有効活用を図ります。

② コミュニケーションツールの日常的な利活用の促進

大規模災害等においても有効な連絡手段を確保するとともに、日常生活での地域ICTの利活用を促進するため、スマートフォンアプリ「ペコミン」と、公共連絡網システム「あいべあ」の利用促進に取り組みます。

③ オープンデータの蓄積、活用とアプリ・サービスの創出促進

市が保有するデータをオープンデータ化して公開する取組を拡大し、会津大学や地元企業等に利活用を促すことにより、新たなアプリケーション開発やサービス創出を支援します。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

① データ利活用推進事業（情報統計課）
② 地域情報化推進事業（情報統計課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

① 庁内各課と連携し、市が保有するデータのオープンデータ化を進めます。
② 市が公開するオープンデータを会津大学や地元企業、地域コミュニティ等と連携し、活用を促します。

重点方針No.7	政策分野36	地域自治・コミュニティ	施策２	地域主体のまちづくりの推進
	重点方針 －施策の方向性－	地域の活性化や個性あふれる地域づくりに向けて、地域の実情を踏まえ、地域のことを市民が自ら考え、地域の活性化や課題解決に向けて取り組むことができるよう、地域づくり組織や財政支援のあり方の検討など、より良い地域コミュニティの仕組みの構築を進めていきます。		

【重点的取組】

①　地域おこし、地域づくり活動の支援

地域の身近な課題の洗い出しやその解決に向けての協議・意見交換や取組の実践、情報発信の活動等を、地域との協働のもとに展開し、地域のまちづくりに対する意識の高揚等を図ります。

②　地域住民主体のまちづくりの仕組みづくり

地域住民が主体となって考え、実践するための組織づくりやビジョン策定に係る支援の仕組みを構築していきます。

③　自治基本条例に基づく、自治による自主自立のまちづくりの推進

平成28年6月に施行した市自治基本条例に基づき、協働と参画、さらには、自治による自主自立のまちづくりを一層進めていきます。

湊地区など先行地域の事例を踏まえ、自治基本条例第12条第5項に掲げる、地域のことを地域の方々が自ら考えて実行できる仕組みや地域づくり組織の活動拠点となる公共施設や財政支援などのあり方について検討を進めます。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　地域づくりビジョン推進事業補助金（地域づくり課）
②　自治基本条例推進事業（企画調整課）
③　集落支援員事業（地域づくり課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　地域の課題解決は多岐に渡るため、庁内横断的な検討体制により、それぞれが抱える課題の整理や情報の共有等を行いながら、今後の取組の方向性を整理していきます。

②　自治の推進においては、地域の活動組織や地域の活動拠点となっている公民館等と連携しながら、地域内分権の仕組みづくりの検討を進めます。

③　市民協働による地域内分権の推進に向け、北会津・河東・大戸地域で策定した「地域づくりビジョン」に基づく実践活動の伴走支援を行うほか、組織体制の充実に向け集落支援員等の人的支援について検討します。また、永和地区において公民館と連携し「地域づくりビジョン」の策定に向けた住民意識の醸成に取り組みます。

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.９</td><td>政策分野37</td><td>交流・移住</td><td>施策１</td><td>交流の促進</td></tr>
<tr><td>重点方針
ー施策の方向性ー</td><td colspan="3">国内外の姉妹都市や本市ゆかりの自治体等との交流を促進し、相互の理解と友好を深め、市民団体や企業、次世代を担うこども等の人的、経済的、文化的交流を促進し、互いの地域の活性化につなげていきます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【重点的取組】
①　多文化共生理解の促進
友好都市締結30周年を迎えた中華人民共和国湖北省荊州市との交流において、これまで受入を行ってきた技術研修生との交流などを通じた、本市へのインバウンドの促進など経済的な交流に結びつく取組を進めます。

②　国際的な感覚・視野をもった人材の育成
中学生を対象に、子どもたちが、これからの社会をどう生きるか、自身の将来ビジョンを考える機会を提供する人材育成事業を実施することで、次代を担う人材の育成を図ります。
会津の高校生を対象に在外日本国大使館職員などのグローバル人材との交流を行うとともに、国際社会への興味関心及び異文化理解を深めるためのワークショップ等を通してグローバルな視点を持った人材を育成します。</td><td colspan="2">【主要事業の詳細】⇒別ページ参照
①　友好都市交流事業（企画調整課）
②　未来人財育成事業（企画調整課）
③　グローバル人材育成事業（企画調整課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】
①　友好都市である荊州市などとの交流や、国際交流協会による多文化共生理解、グローバル人材の育成などにより、交流と連携を進めます。
②　市内外の中学校及び高等学校との連携により、中高生のキャリアデザインや本市の未来を築くグローバルな感覚・視野をもった人材を育成します。</td></tr>
</table>

重点方針No.10	政策分野37	交流・移住	施策２	定住・二地域居住の推進
	重点方針 ー施策の方向性ー	若年層に重点を置きながら幅広い年齢層に向けて、積極的・効果的に本市での暮らしに関する情報を発信します。また、各種相談に適切に対応しながら、交流体験や受入体制の充実を図ります。		

【重点的取組】

①　移住に関する情報の発信

「会津若松市定住・二地域居住推進協議会」の専用ホームページやSNSを活用し、具体的に本市での生活イメージがつかめるような情報・魅力について効果的に発信します。また、首都圏での移住イベントやオンライン相談会等に積極的に参加し、本市の魅力を発信します。

②　移住相談体制の充実

移住希望者に対して、就業や住宅を含めた幅広い相談にワンストップサービスで対応していきます。

旧黒河内医院を活用して、移住相談を中心にテレワークやワーケーション等にも対応したワンストップ相談窓口を設置するとともに、シェアオフィス・コワーキングスペースを提供する拠点「定住コネクトスペース」を開設し、地域と移住者等との交流を進め、二地域居住から定住へと繋げていきます。

③　交流・移住体験の促進

市独自の補助制度として、移住希望者が本市での就職活動や住居探しを行う際の宿泊費の助成を行うことで、移住実践につなげていきます。

④　移住受入体制の充実

協議会を中心として、各種団体・企業や地域住民などと連携しながら、受入体制の充実を図ります。また「定住コネクトスペース」において地域と移住者等との交流の場を創出します。

また、東京圏からの移住者に対し支援金を交付することで、本市への移住・定住の促進を図ります。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　会津若松市定住・二地域居住推進協議会事業（地域づくり課）
②　移住支援給付金事業（地域づくり課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　移住希望者の移住検討において、就業場所の確保は大きな課題であり、庁内関係部局やハローワーク、市内事業者等との連携を強化し、情報発信、受入体制の充実を図っていきます。
②　就農希望者に対しては、グリーンツーリズム等の交流体験や新規就農者支援センターの取組などとの連携を図り、定住・二地域居住への誘導を推進していきます。
③　ICTオフィスやサテライトオフィスの入居企業等にとって従業員の生活環境が重要な要素となることから、子育てや医療、教育、不動産情報等、適切な移住情報の提供を行っていきます。

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.11</td><td>政策分野38</td><td>大学等との連携</td><td>施策１</td><td colspan="2">大学等を活かした人口の流入・定着の促進</td></tr>
<tr><td>重点方針
ー施策の方向性ー</td><td colspan="4">地域内高等教育機関の魅力発信・誘致と、高等教育機関等と有効に連携を図ることのできる研究機関等の誘致を図り、知的資源の質の向上と活用を図ることで、人口流入を促進するとともに、卒業後の地域内定着を促進します。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【重点的取組】
①　高等教育機関の魅力向上による学生の確保
令和２年度に引き続き、会津大学・短期大学部及び地元の各種専門学校等の特徴や学習内容の説明だけでなく、来場者が職業体験をすることができる合同学校説明会「キャリ・フェス」を開催し、中高生の地元高等教育機関への進学促進を図ります。
また、会津大学における「コンピュータサイエンスサマーキャンプ」等の取組を継続支援し、同大学及び会津地域の魅力発信による入学希望者の増加を図ります。

②　高等教育機関卒業後の地域内定着の推進
「キャリ・フェス」において、地元高等教育機関卒業後の就職までを意識した職業体験を通し、学生のみならず保護者も含め地元就職への興味関心や理解の醸成を図ります。
また、会津大学に対して寄附金を交付することにより、会津大学における地域産業の振興に寄与する研究促進や起業意識の高い人材育成を推進し、地域内の雇用拡大を図っていきます。</td><td colspan="2">【重点的取組】
①　高等教育機関の魅力向上による学生の確保
令和２年度に引き続き、会津大学・短期大学部及び地元の各種専門学校等の特徴や学習内容の説明だけでなく、来場者が職業体験をすることができる合同学校説明会「キャリ・フェス」を開催し、中高生の地元高等教育機関への進学促進を図ります。
また、会津大学における「コンピュータサイエンスサマーキャンプ」等の取組を継続支援し、同大学及び会津地域の魅力発信による入学希望者の増加を図ります。

②　高等教育機関卒業後の地域内定着の推進
「キャリ・フェス」において、地元高等教育機関卒業後の就職までを意識した職業体験を通し、学生のみならず保護者も含め地元就職への興味関心や理解の醸成を図ります。
また、会津大学に対して寄附金を交付することにより、会津大学における地域産業の振興に寄与する研究促進や起業意識の高い人材育成を推進し、地域内の雇用拡大を図っていきます。</td></tr>
</table>

重点方針No.12	政策分野 38	大学等との連携	施策２	大学等と地域の連携促進
	重点方針 －施策の方向性－	地域の重要な知的資源である会津大学をはじめとする高等教育機関と企業、行政などとの連携を促進し、地域課題の解決や地域の活性化、アナリティクス人材等の人材育成などへつなげます。		

【重点的取組】

①　高等教育機関との連携による地域課題解決の支援

会津大学に対して寄附金を交付することにより、会津大学における地域産業の振興に寄与する研究や会津大学の知的財産を活かした企業間連携等の促進を図るとともに、ベンチャー体験工房「会津 IT 日新館」の開催による新産業創出につながる起業意識の高い人材育成の推進を図ります。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　会津大学地域教育研究等支援事業（地域づくり課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　会津大学と地域企業との連携・共同研究の促進や新産業創出、ベンチャー起業の促進を図っていきます。

②　会津大学は、地域課題解決やスマートシティ推進の視点からも本市にとって重要な知的資源であり、地域企業・事業者、市民等との連携促進を進めていきます。

重点方針No.14	政策分野 39	まちの拠点	施策２	市役所庁舎の整備
	重点方針 －施策の方向性－	情報や防災、市民サービスの拠点として、また、市民生活を支える中心施設として、現在の本庁舎を中心に庁舎を整備します。その際、市役所本庁舎旧館については、その活用に向けた検討を進めながら保存していきます。		

【重点的取組】

①　市役所庁舎の整備

「庁舎整備基本計画（平成 31 年４月）」及び「庁舎整備基本計画の精査と整備に向けた方向性の整理（令和元年 11 月）」に基づき、庁舎整備事業基本設計（令和３年２月）を取りまとめたところであり、これを踏まえて、実施設計を進めていきます。

なお、実施設計の段階より建築物の品質向上、適正なコスト管理及び円滑な事業の推進等の観点から、ECI 方式 (※1) を建築工事において採用し、施工予定者との技術協議や施工予定者による調査のもと、確実に庁舎整備事業を行っていきます。

また、本年の進捗状況について、「庁舎整備ニュース」を市政だよりと同時に配布するなど、広く情報発信を行っていきます。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　庁舎整備事業（庁舎整備室）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　庁舎整備事業基本設計を踏まえ、関係部局と庁舎や駐車場の管理運営、窓口のあり方等の協議、検討を行っていきます。また、工事施工に向け、関係機関との調整を図っていきます。

②　高い技術力と経験を有するＣＭ (※2) 等の事業者の知見を活用し、円滑な事業の推進を図っていきます。（民間のマネジメント力の活用と発注者（市）内技術者の量的・質的補完を図ります。）

※1　ECI（Early Contractor Involvement の略）方式
設計段階から施工予定者が関与する方式

※2　CM（Construction Manager の略）
発注者の立場から主体的にプロジェクトのマネジメントや推進を行う

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.15</td><td>政策分野39</td><td>まちの拠点</td><td>施策４</td><td colspan="2">未利用地等の利活用検討</td></tr>
<tr><td>重点方針
ー施策の方向性ー</td><td colspan="4">県立病院跡地など、市街地中心部にある大規模な未利用地等については、本市のまちづくりへの有効活用に向けた提案や協議を行っていきます。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【重点的取組】
①　県立病院跡地の利活用検討
県立病院跡地においては、令和２年度に県が実施した詳細調査の結果、敷地の一部から土壌汚染対策法の基準値を上回るヒ素が検出されたため、今後、県では必要な土壌の入れ替えなどの実施を予定しておりますが、土地の利活用を図るうえでは、安全性の確保が重要であることから、所有者である県へ、安全確立に向けた対応及び市民の皆様や議会への正確な情報提供を求めていきます。
また、県の対応と並行し、庁内においては、基本構想の精査と今後の進め方など、具体的検討を進めていきます。</td><td colspan="2">【主要事業の詳細】⇒別ページ参照
①　まちの拠点整備事業（企画調整課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】
①　庁内においては、跡地に導入する機能や施設について栄町第二庁舎の利活用と整合を図りながら検討を進めていきます。また、利活用の形態/方策については、PPP(Public Private Partnership) やPFI（Private Finance Initiative）など、官民連携の手法を含めて検討していきます。
②　県が実施予定の土壌の入れ替えなどの対応については、市民の皆様へ情報提供を行います。</td></tr>
</table>

重点方針No.16	政策分野41	行政運営	施策１	市民と行政とのコミュニケーションの推進
	重点方針 ー施策の方向性ー	自治による自主自立のまちをつくるため、ICTを活用した情報の収集と発信、懇談会やワークショップ、タウンミーティングなど多様な手段による市民参画の機会創出などにより、情報の共有を図りながら市民と共にまちづくりを進めます。		

【重点的取組】

①　広報広聴活動の充実

広報紙をはじめ、テレビ、ラジオ、ホームページ、ＳＮＳ等の様々な媒体を活用し、市民の皆様の目線に立った、分かりやすく的確で迅速な情報の発信に取り組みます。また、市民要望を含めた広聴対応についても、市民の皆様に寄り添った対応に努め、広報広聴活動の充実による市民への説明責任を果たします。

②　「市民向けシティプロモーション」の展開

市民の皆様に本市のさまざまな魅力を再認識・再発見してもらえるような「気づき」の機会を提供し、市民自らが本市に住んで愛着を持ち、市を良くしていこうという自負心である「シビックプライド」を醸成していく「市民向けシティプロモーション」を展開します。それにより若者の地元定着や移住（Ｕターン）・定住につなげ、若年層の人口増を目指します。

③　新型コロナウイルス感染症に関する情報発信

感染症に係る情報については、最新の情報を市ホームページやＳＮＳを活用し、迅速な情報発信を行います。一方、インターネット環境が整っていない方には、全戸配布される毎月の市政だよりや緊急的な対応としての新聞折込みチラシ等の紙媒体による広報を展開することにより、市民の皆様の安全安心の確保や不安解消に努めていきます。

【主要事業の詳細】

①　広報発刊費（秘書広聴課）
②　広報活動費（秘書広聴課）
③　広聴活動費（秘書広聴課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　町内会などからの要望について、担当部署との連携を図りながら達成状況を的確に把握し、予算化や事業実施計画の有無などについて、進行管理を図っていきます。
②　「市民向けシティプロモーション」については、多岐にわたる本市の魅力を「会津の宝」と捉えて、さまざまなメディアを使って発信していくものであるため、スマートシティをはじめ、観光や商工、地元企業、農業、移住・定住など多岐にわたる情報を担当部署と連携を図りながら展開していきます。
③　感染症の拡大、長期化に伴い、市民の皆様や事業者の方々から寄せられるご意見や問合せなどについては、複数の担当部署にまたがることが多いことから、総合コールセンターや市長への手紙などの活用により市民ニーズを的確に把握し、庁内での情報共有を図ることにより、今後の感染症対策に係る必要な施策や支援等の実現につなげてまいります。

重点方針No.17	政策分野41	行政運営	施策２	社会の変化に対応していく行政運営
	重点方針 ー施策の方向性ー	総合計画の政策目標の実現に向けて、行政評価によるPDCAサイクルのマネジメントを通じて、社会や市民ニーズの変化に対応する事務事業の構築と、行政資源の適切な配分に努めます。		

【重点的取組】

①　行政評価によるPDCAサイクルの行政運営とマネジメント

平成29年度からを計画期間とする第７次総合計画に掲げるビジョンや政策目的の実現に向けて、行政評価による進行管理を行っていくとともに、令和３年度末で計画期間の半分となる５年を経過するため、総合計画に掲げる政策分野毎の施策及び指標の達成状況等について評価を行い、市民の皆様に、説明責任を果してまいります。

②　会津若松市まち・ひと・しごと総合戦略に基づく地方創生の推進

人口減少社会にあって、将来にわたり地域活力を維持し発展し続ける社会を構築するため、「第２期会津若松市　まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、新たなしごと・雇用の創出、交流人口の拡大などに向けた取組を推進していきます。

③　「スマートシティ会津若松」の推進と「スーパーシティ」構想の取組

ICT（情報通信技術）を健康や福祉、教育、防災、エネルギー、交通、環境といった様々な分野で活用し、将来に向けて持続力と回復力のある力強い地域社会と、安心して快適に暮らすことのできるまちを目指し、「スマートシティ会津若松」の取組を引き続き推進していきます。

また、「スマートシティ会津若松」の取組の実績や経験などを生かし、住民の皆様のご意見やご意向等を踏まえながら、「スーパーシティ」構想に取り組み、より利便性の高い暮らしやすいまちを目指してまいります。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　行政評価システム推進事業（企画調整課）
②　地方創生推進事業（スマートシティ推進室）
③　スマートシティ会津若松推進事業（スマートシティ推進室）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　行政評価システムの推進においては、各部局横断的課題について副部長会議等で協議・検討を行い、施策・事務事業の見直し・立案へとつなげていきます。

②　地方創生においては、庁内の推進組織である「会津若松市地方創生・人口ビジョン対策本部会議」が中心となり、庁内連携を図りながら、産官学金労言の各主体が参画する「会津若松市まち・ひと・しごと創生包括連携協議会」とも連携し、取組を推進していきます。

③　「スマートシティ会津若松」および「スーパーシティ」構想については、まちづくり全般に関わる多様かつ広範なものであることから、地方創生と連動しながら庁内連携を図るとともに、その推進にあたっては、会津大学、地域企業、スマートシティAiCT入居企業等との連携をさらに強化していきます。

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.18</td><td>政策分野41</td><td>行政運営</td><td>施策３</td><td>行政サービスの最適化と利便性向上</td></tr>
<tr><td>重点方針
ー施策の方向性ー</td><td colspan="3">行政事務についてICTを有効に活用し、行政サービスの最適化を目指します。加えて、ICTの活用にあたっては、必要な情報セキュリティ対策を講じます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【重点的取組】
①　効率的で最適な事務事業の構築と実施
ICTを活用し、会議、研修会、講座等におけるペーパーレス化を実現できる「ペーパーレス会議システム」を積極的に活用し、事務経費の削減に努めます。
窓口業務の課題整理及びデジタル化による改善に向けたデジタルガバメント推進調査業務の結果を踏まえ、各種申請における手続きの電子化など、市民ニーズにあった利便性の高い手続きへの移行について検討を進めます。
また、新型コロナウイルス感染症対策や働き方改革への対応として、ビデオ会議システム・在宅勤務等を可能とするテレワーク環境の拡充を図ります。
さらに、基幹統計調査においては、業務効率の向上及び経費削減のため、インターネットを活用したオンライン回答の普及促進を図ります。
統計データ等の分析・データ利活用を庁内に普及し、ＥＢＰＭ（エビデンスに基づく政策立案）を推進します。</td><td colspan="2">【主要事業の詳細】⇒別ページ参照
①　庁内情報化推進事業（情報統計課）
②　基幹統計調査（情報統計課）
③　データ利活用推進事業（情報統計課）
④　情報ネットワーク基盤整備事業（情報統計課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】
①　ペーパーレス会議システムを利用した会議、研修会、講座等を各所属と連携して実施します。
②　会津若松市統計調査員協議会と連携し、オンライン回答の普及促進を図ります。
③　職員の在宅勤務等に対応できるように、安全に情報にアクセスできるテレワーク環境を拡充します。</td></tr>
</table>

令和３年度重点方針に基づく取組の概念図（企画政策部）

まちづくりのコンセプト： ひとが輝くまち　ともに創るまち　つなぎ続くまち」の実現へ向けて

全庁的な取組の推進の視点

◆スマートシティの推進
⇒　しごと・雇用づくり、医療・健康、農業、教育、観光、交通等、市民の暮らしに関わる様々な分野において、ICTやIoTを活用した取組を推進
　⇒　さらなる発展、深化に向け国の「スーパーシティ構想」へ挑戦

◆デジタルガバメントの推進
　⇒　デジタルガバメント推進調査業務を踏まえ、窓口業務のデジタル化を推進し行財政改革を促進

◆男女共同参画社会の実現とユニバーサルデザイン
⇒　年齢・性別・身体的能力・言語の違いなどにかかわらず、個性や能力を十分に発揮でき、暮らしやすく、活動しやすいまちづくりを推進

◆市民と行政のｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝの推進
　⇒　市民意見・要望等の的確な把握と市政情報の効果的な発信及び情報共有。

施　策　展　開　の　視　点

	【主な施策等】	【主な庁内連携ｲﾒｰｼﾞ】	【主な官民連携ｲﾒｰｼﾞ】
地域主体のまちづくり	○自主自立のまちづくりの推進 （地域づくり組織、地域の定義、地域の拠点、地域財源等にかかる検討、実施）	・**(教育委員会)**公民館・ｺﾐｾﾝ機能のあり方 ・**(健康福祉)**　地区社協等地域福祉の向上 ・**(公共施設)**公共施設マネジメントの推進	・地域住民や各種市民団体等 ⇒湊地区等先行地域をモデルとして
	○市民協働の推進	・**(関係所管)**市民協働推進員の配置 ・**(関係所管)**市民、行政提案型事業をとおした課題解決	・NPOやボランティア活動等の支援
まちの拠点整備	○市役所庁舎の整備	・**(関係所管)**窓口機能等関係部局	・民間のマネジメント力の活用
	○県立病院跡地の利活用	・**(関係所管)**整備機能と手法、スケジュール案の検討	・官民連携の整備手法の検討（ヒアリング）
	○栄町第２庁舎の利活用	・**(関係所管)**市民活動拠点としての活用検討	・市民活動団体への意向確認
人材の育成	○大学等と地域の連携促進 （起業促進、ICT人材育成等）	・**(観光商工)**ICT企業等の誘致促進 ・**(観光商工)**ﾍﾞﾝﾁｬｰ企業及び新産業の創出・集積	・会津大学、地域企業、ICTｵﾌｨｽ入居企業
	○ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ人材、未来人財育成	・**(教育委員会)**市内外の中学・高校教育	・ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ企業、大使館、海外派遣機関等
公共交通	○新たな交通ネットワーク (MaaS)の構築と公共交通ﾈｯﾄﾜｰｸの活性化 ・再生	・**(観光商工)**観光誘客、中心市街地活性化 ・**(健康福祉)**高齢者の移動支援の検討 ・**(まちづくり整備)**立地適正化計画 ・**(福島県)**広域路線ﾊﾞｽ再編、鉄道活性化	・ﾊﾞｽ事業者、鉄道事業者、商業施設 地域づくり組織、地域内外IT関連企業
交流促進	○定住・二地域居住の推進	・**(観光商工)**雇用対策の取組 ・**(福島県)**首都圏等での移住ｲﾍﾞﾝﾄ	・市民や各種団体、企業等との連携による受入環境の整備

令和３年度　企画政策部　主要事業

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
1	男女共同参画推進事業 （協働・男女参画室）	「第５次会津若松市男女共同参画推進プラン」に基づき、男女が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性や能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、意識づくりや社会環境づくりに取り組みます。
2	市民協働推進事業 （協働・男女参画室）	市民協働・市民活動についての情報の共有やNPO法人のネットワークの活動支援などを通して、市民活動の拡大と活性化を推進し、市民と行政が連携し、協力しながらまちづくりに取り組む社会の実現を図ります。
3	ユニバーサルデザイン推進事業 （協働・男女参画室）	「第３次会津若松市ユニバーサルデザイン推進プラン」に基づき、行政、市民、事業者及び市民活動団体等、地域全体でユニバーサルデザインの推進に取り組むことで、すべての人にやさしく、暮らしやすいまちの実現を図ります。
4	地域公共交通会議負担金 （地域づくり課）	市・交通事業者・地域住民・関係者が連携して、公共交通・地域内交通等の利用促進や公共交通ネットワークの再編に取り組み、将来の地域交通をデザインする「市地域公共交通計画」の策定に向けた調査、検討を行うため、これらの協議・調整機能を担い、計画策定調査事業の実施主体となる市地域公共交通会議に負担金を支出します。
4	会津総合開発協議会特別負担金 （地域づくり課）	会津鉄道及び野岩鉄道の経営安定化を図るため、それぞれが策定した経営改善計画に基づく経常損失額に対し、県及び関係自治体が協調して財政支援を行います。
4	会津・野岩鉄道施設整備事業補助金 （地域づくり課）	会津線及び会津鬼怒川線の安全で円滑な運行を確保するとともに、車両改修などにより鉄道の魅力や利便性を向上させるため、鉄道施設の整備に対し国及び県、沿線自治体と協調して補助金を交付します。
4	新モビリティサービス推進事業 （地域づくり課）	高齢者等の移動支援に資する新しいモビリティサービスの導入や、様々な交通手段をひとつのサービスとしてシームレスに繋ぐMaaSといった、利便性が高く持続可能な地域交通の仕組みの構築等に取り組みます。

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
4	北会津地域内交通運営支援事業 （北会津支所 まちづくり推進課）	北会津地域内からの日常的な移動手段の確保や交流促進などを図るため、各町内と医療機関や商業施設、地域内の主要公共施設とを結ぶ、地域内交通「北会津ふれあい号」の運営を支援します。 地域方々が当該交通手段を積極的に利用し、活動の範囲を広めていただくことで、健康でいきいきした楽しい生活を行える手段の一助となるよう、利便性の向上に取り組みます。 また、冬季間の小学生児童の通学利用をきっかけに、子どもたちの利用促進を図ります。
4	河東地域内交通運営支援事業 （河東支所まちづくり推進課）	河東地域内での日常的な移動手段の確保や交流促進などを図るため、地区に設置した待合場所と店舗や医療機関、主要公共施設などとを結ぶ、地域内交通「みなづる号」の運営を支援します。 「みなづる号」の利用促進や利便性・持続性の向上への取り組み、また住民の生活の質の向上につながる取り組みの検討を、地域住民と共に進めます。
47共通	**湊地域内交通運行事業補助金** **（地域づくり課）**	湊地区をモデルとして、国の地方創生推進交付金を活用し構築した中山間地域内交通自主運行事業を継続して支援し、湊地区の公共交通空白地域の移動手段の維持と地域の活力向上に努めます。 令和３年度は交通空白地有償運送の登録・運営を目指し地域を支援します。
56共通	地域情報化推進事業 （情報統計課）	防災、減災に関する情報配信や住民の健康増進、地域での交流促進、まちの魅力の発信、観光、地図などの機能を有するアプリ「ペコミン」の普及促進を図ります。 市民のＩＣＴリテラシー（活用する能力）向上のため、インターネットや市ホームページの利活用方法、ソフトウェアの操作方法等を学ぶ講習会を開催し、受講者がICTを身近に感じ興味関心を抱いてもらうきっかけとします。 大規模災害等においても有効な連絡手段を確保するとともに、日常生活での地域ICTの利活用を促進するため、市民が手軽に活用できるインターネット公共連絡網システム「あいべあ」の普及促進を図ります。
618共通	データ利活用 推進事業 （情報統計課）	データ利活用基盤(DATA for CITIZEN)上でのデータの蓄積・活用および市民協働によるアプリ・サービスの創出を促します。 オープンデータの蓄積及び民間による活用推進を図ります。 ビッグデータ、オープンデータの活用によるアナリティクス人材の育成を図ります。 統計データや分析手段の提供などを通して、庁内でのデータ分析及びデータ利活用を推進するための支援を行います。

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
7	地域づくりビジョン推進事業補助金 （地域づくり課）	地域コミュニティの活性化を図るため、地域で暮らす人を中心に地域課題の解決に向けた取り組みを自足的に実践する地域づくり活動団体に対し、活動経費を補助する。 湊・北会津・河東・大戸については、策定した「地域づくりビジョン」に基づく実践活動の伴走支援や組織の体制強化に向けた集落支援員等の人的支援の拡充について検討していきます。
7	自治基本条例推進事業 （企画調整課）	自治基本条例に規定した事項の推進により、自治による自主自立のまちづくりの実現を図るため、地域づくり組織の活動拠点となる公共施設のあり方や使途が限られた補助金から地域の自由な発想で使える交付金への転換などによる財政支援など、本市の実情にあったコミュニティへの支援のあり方を総合的に検討していく。
7	集落支援員事業 （地域づくり課）	地域住民が主体となり地域課題の解決に取り組んでいるみんなと湊まちづくりネットワーク（地域運営組織）の事務局機能を強化するため、国制度に基づき、地域の実情に詳しい身近な人材を集落支援員として配置するとともに、同組織による集落支援員を活用した地域活動を支援し、地域主体の取組の推進を図ります。
7	中山間生活支援システム事業 （地域づくり課）	湊地区をモデルとして、国の地方創生推進交付金を活用し構築した生活支援システムを継続して運用し、中山間地域のコミュニティづくりと活力向上を図ります。
9	友好都市交流事業 （企画調整課）	友好都市である中華人民共和国湖北省荊州市などとの交流を通し、友好の発展と相互理解の促進を図ります。 令和２年度は、荊州市との書画交流や技術研修生受入に取り組みます。
9	未来人財育成事業 （企画調整課）	中学生を対象とした人材育成事業（あいづ未来人財育成塾）の実施により、子どもたちが、自分の仕事や職業への意識を高めるだけでなく、将来、どう生きたいか自分のビジョンを形成していけるように支援し、次代を担う人材としての育成を図ります。
9	グローバル人材育成事業 （企画調整課）	会津の高校生を対象とした日常英会話講座の開催、在外日本国大使館職員などのグローバル人材との交流等により、子どもたちの国際社会への興味関心及び異文化理解を深めながら、グローバルな視点を持った人材の輩出を目指します。
10	会津若松市定住・二地域居住推進協議会事業	本市や商工会議所、ＪＡ、不動産業団体等で組織する会津若松市定住・二地域居住推進協議会を通じ、幅広い年代の田舎暮らし志向者へ定住・二地域居住に関するセミナーの開催や宿泊費補助、相談対応などを行い、本市への移住者の増加を図ります。

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
	（地域づくり課）	また、旧黒河内医院を活用して、移住相談を中心にテレワークやワーケーション等に対応したワンストップ相談窓口を設置するとともに、シェアオフィス・コワーキングスペースを提供する拠点「定住コネクトスペース」を開設し、地域と移住者等との交流を進め、二地域居住から定住へと繋げていきます。
10	移住支援給付金事業 （地域づくり課）	東京圏から本市に移住し、県の指定する中小企業に就職するか新たに起業する人に対し支援金を交付することで、本市への移住・定住の促進を図ります。
11	地域内進学促進事業 （企画調整課）	主に高等学校卒業後の進学先となる会津地域の大学、専門学校を一堂に集め、各校の特徴や学習内容、会津地域での進学や就職のメリット等について体験的に学ぶことができる合同学校説明会「キャリ・フェス」を開催し、地域内における進学促進を図りながら、卒業後の地元雇用につなげていきます。
11 12 共通	会津大学地域教育研究等支援事業 （地域づくり課）	地域の「知の拠点」である会津大学に対して奨学寄附金の寄付を行うことにより、同大学における本市地域の特性やニーズを踏まえた新たな産業創出の促進に向けた人材育成や研究活動、地域との連携交流活動等の促進を図ります。
13 14 共通	庁舎整備事業 （庁舎整備室）	「庁舎整備基本計画（平成31年４月）」及び「庁舎整備基本計画の精査と整備に向けた方向性の整理（令和元年11月）」に基づき、庁舎整備事業基本設計（令和３年２月）を取りまとめたところであり、これを踏まえて、実施設計を進めていきます。 なお、実施設計の段階より建築物の品質向上、適正なコスト管理及び円滑な事業の推進等の観点から、ECI方式を建築工事において採用し、施工予定者との技術協議や施工予定者による調査のもと、確実に庁舎整備事業を行っていきます。 また、本年の進捗状況について、「庁舎整備ニュース」を市政だよりと同時に配布するなど、広く情報提供を行っていきます。
15	まちの拠点整備事業 （企画調整課）	県立病院跡地においては、令和２年度に県が実施した詳細調査の結果、敷地の一部から土壌汚染対策法の基準値を上回るヒ素が検出されたため、今後、県では必要な土壌の入れ替えなどの実施を予定しておりますが、土地の利活用を図るうえでは、安全性の確保が重要であることから、所有者である県へ安全確立に向けた対応及び市民の皆様や議会への正確な情報提供を求めていきます。 また、県の対応と並行し、庁内における基本構想の精査と今後の進め方など、具体的検討を進めていきます。
16	広報発刊費 （秘書広聴課）	市民の皆様へ的確でわかりやすい市の施策・事業の情報提供や市民活動等の情報共有のため、オールカラーによる広報紙を月１回発行し、町内会等を通じて全世帯への配布を行います。また、広報紙の特集記事を再編集してパンレット化し、移住定住、企業誘致等の促進を図ります。 感染症に係る情報について、全戸配布される毎月の市政だよりや緊急的な対応としての新聞折込みチラシ等の紙媒体による臨時的な広報を行うことにより、市民の皆様の安全安心の確保や不安解消に努めていきます。
16	広報活動費 （秘書広聴課）	市政情報をわかりやすく、一人でも多くの市民の皆様に伝えていく手段として、テレビ、やラジオ、ホームページ、ＳＮＳ等の媒体を積極的に活用していきます。また、若者をターゲットとし、本市の企業や学校、若者が自分らしく輝いている姿、本市の先進的な施策などを紹介するシティプロモーションテレビ広報番組を制作・放送するほか、同番組で放送した動画をインターネットで配信していきます。

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
16	広聴活動費 （秘書広聴課）	市政に対する市民（個人・団体）の皆様の要望や意見を、様々な手法を用いて吸い上げ、把握し、市民生活の向上、より良い市政運営につなげていきます。
17	行政評価システム推進事業 （企画調整課）	第７次総合計画に基づく全ての政策、事務事業について、社会経済情勢、市民ニーズの変化等を踏まえながら、必要性、効果、効率性、取組改善などの視点から評価し、加えて、令和３年度末で計画策定から５年を経過するため、前期の取組の中間評価を行い、事業の進捗状況の検証と課題を明らにし、評価結果を次年度の予算編成や施政方針に活用し、政策・施策の質的向上を図ります。 また、評価の客観性などを確保する観点から、公募による市民や学識経験者による第三者の視点により、外部評価を行います。
17	地方創生推進事業 （企画調整課、 協働･男女参画室、協働･男女参画室、スマートシティ推進室）	人口減少社会にあって、将来にわたり活力を維持し発展する地域社会を構築するため、「第２期会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、関係団体等との連携を強め、地方創生の取組の深化を図っていきます。 ・訪問介助理美容事業と拠点整備事業　・結婚支援事業 ・デジタル情報プラットフォーム整備事業　・デジタル未来アート事業 ・地域内進学促進事業
17	スマートシティ会津若松推進事業 （スマートシティ推進室）	様々な分野にICTを活用する「スマートシティ会津若松」の取組を引き続き推進するとともに、「スマートシティ会津若松」の取組の実績や経験などを生かし、「スーパーシティ」構想に取り組み、より利便性の高い暮らしやすいまちを目指してまいります。
18	庁内情報化推進事業 （情報統計課）	ICTを活用し、会議、研修会、講座等におけるペーパーレス化を推進することにより業務の効率化を図ります。
18	基幹統計調査 （情報統計課）	基幹統計調査における業務効率の向上及び経費削減のため、インターネットを活用したオンライン回答の普及促進を図ります。
18	情報ネットワーク基盤整備事業 （情報統計課）	地域におけるインターネットを活用できる環境整備や、庁内における情報に安全にアクセスできるテレワーク環境を整備します。

【令和３年度　様式】

令和３年度　財務部　行政運営方針

Ⅰ　財務部　重点方針一覧

※政策分野と施策は第７次総合計画に基づく。

重点方針No.	政策分野No./名称	施策No./名称
1	４０　公共施設	１　公共施設マネジメントの推進
2	４２　財政基盤	１　健全な財政運営
3	４２　財政基盤	２　税収の確保

Ⅱ　重点方針　－施策の方向性と内容－

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.1</td><td>政策分野４０</td><td>公共施設</td><td>施策１</td><td>公共施設マネジメントの推進</td></tr>
<tr><td>重点方針
－施策の方向性－</td><td colspan="3">すべての公共施設等を対象として、その現状、利用状況等について市民との情報共有を図り、それらの維持や有効活用などについて検討を進めます。また、安全で適切な施設の管理運営や財政負担の低減・平準化といった総合的かつ計画的なマネジメントを進め、社会状況の変化に応じた施設サービスを提供します。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【重点的取組】
①公共施設等の総合的かつ計画的なマネジメントの推進
平成 28 年度に策定した「公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の適切なマネジメントを進めます。
平成 30 年度に策定した、予防型の維持保全の実施計画である「公共施設保全計画」及び施設再編に向けた基本方針である「公共施設再編の考え方」を踏まえ、技術的視点による優先順位を定め、計画的な維持保全を行うとともに、将来の施設再編に向けた実施計画である「公共施設再編プラン」を策定し、施設再編に向けた部局横断的な検討や住民協働での地域課題の解決や活性化につながる公共施設等の利活用など、用途別や地域別での再編プランに基づく具体的な取組を進めます。

②公共施設の適正な維持整備、安全性、利便性の向上
適切な設計及び工事監理を通じて、公共施設の維持整備の適正化や安全性、利便性の向上を図ります。</td><td>【主要事業の詳細】⇒別ページ参照
①公共施設マネジメント推進事業（公共施設管理課）
②公共施設の設計積算及び発注・工事監理事務（公共施設管理課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】
①　全庁的組織である「公共施設等総合管理推進本部」を中心に、庁内の関係部局が連携して取組を推進します。
②　本市の公共施設マネジメントの取組に協力をいただいている関係機関、団体等との連携を継続し、「施設カルテ」の作成や、施設再編に向けた住民ワークショップなどの取組を進めます。</td></tr>
</table>

重点方針No.2	政策分野４２	財政基盤	施策１	健全な財政運営
	重点方針 －施策の方向性－	中期的な財政見通しに基づき、市債発行額の適正管理による実質公債費比率の低減、財政調整基金の安定的な確保、総人件費等の義務的経費の圧縮などをはじめとした行財政改革を継続し、将来にわたり住民福祉の増進を図っていくための健全で持続可能な財政基盤を確立します。		

【重点的取組】

①中期財政見通しの策定及び公債費負担適正化計画の進行管理

中期財政見通しを策定し、歳入歳出にわたる財政規模を把握するとともに、今後必要となる公共施設の整備等にかかる優先順位や実質的な後年度負担を重視した公債費負担適正化計画の進行管理の考え方を整理しながら、令和４年度からの新たな市債管理のあり方を決定し、将来に向けて必要な公共投資と健全な財政運営との両立を図ります。

②市民ニーズを踏まえた予算編成

第７次総合計画に基づくまちづくりの推進と住民福祉の増進を図るため、中期財政見通しを踏まえながら、限られた財源の中で効果的な事務事業を構築し、各種施策の実現に向けた予算編成を行います。また、新型コロナウイルス感染症対策に係るこれまでの取組を検証するとともに、局面に応じた必要な財政措置を講じます。

③財政調整基金の確実な積立て

新型コロナウイルス感染症対策経費などへの活用により、残高は大きく減少していますが、標準財政規模の10%を安定的に確保することを目標としながら、災害等の不測の事態に対応できる財政状況を確保するとともに、年度間の財源調整としての機能を生かし、市民サービス確保の財源として活用を図ります。

④行財政改革の継続

「行政サービスの向上と財政基盤の強化に向けた取組」に基づき、各種改革に取り組むとともに、平成29年度から令和３年度までの総括と令和４年度以降の取組を策定します。

⑤公共施設維持整備等基金の有効活用

緊急性・危険性・市民要望を踏まえた建物系施設の維持整備の財源として、また、公共施設等総合管理計画における施設保全計画（第１期）と連携した予防保全等の財源として、基金の有効活用を図ります。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①財政管理に要する経費（財政課）
②財政調整基金積立金（財政課）
③「統一的な基準による地方公会計制度」に基づく財務書類作成（財政課）
④予算編成事務（財政課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

① 総枠配分方式による予算編成により、各部局のマネジメントを基本として、限られた財源の中で各種施策の実現に向けた効果的な事務事業の構築を図ります。
② 各部局との連携により、行財政改革に向けた各種取組を推進することで、コストの削減及び市民サービスの向上に努めます。
③ 新型コロナウイルス感染症対策総合本部において、各部局が情報共有を図りながら、感染症対策に係る必要な事業の構築を図ります。

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.3</td><td>政策分野４２</td><td>財政基盤</td><td>施策２</td><td>税収の確保</td></tr>
<tr><td>重点方針
ー施策の方向性ー</td><td colspan="3">税に関する意識の向上と情報の発信を行いながら、適正な課税・徴収を行い、持続可能な行財政運営の基盤となる税収の確保を図ります。また、税務申告等の手続きの簡素化、民間サービスやインターネットを活用した納税環境の整備・充実を図ります。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【重点的取組】
①公平で公正な課税事務の推進
地方税法、市税条例等の規定に基づき、市の財源の基幹となる市税の課税事務を適正に行います。
②納税者の利便性の向上
市税の課税事務において、ICT を活用しながら、申告、申請などの手続の簡略化や時間の短縮化などを進め、市民の利便性の向上を図るとともに、効率的な事務運営を行います。
③納税環境の整備・充実
納期内納付・自主納付の促進と納税者の利便性向上を図るため、地方税共通納税システムやクレジットカード決済等を利用したインターネット納付による電子納税の取組など、ICT を活用した納税環境の整備・充実を進めます。
④適正な徴税の推進
税負担の公平・公正の観点から、市民や関係機関の理解と協力のもと、適正な徴税対策を推進します。</td><td>【主要事業の詳細】⇒別ページ参照
①市税課税事務（税務課）
②課税事務電子化推進事業（税務課）
③納税環境整備事業（自主納付促進事業・早期納付勧奨事業・納付方法拡充事業）（納税課）
④徴収事務（納税課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】
①　市民の利便性の向上を図るため、市税に関する証明書発行、収納等の事務を行う支所及び市民センターとの連携を図ります。
②　税外収入の効率的な収納の観点から、所管部局（下水道施設課・こども保育課・高齢福祉課）との連携を図ります。</td></tr>
</table>

令和３年度重点方針に基づく取組の概念図

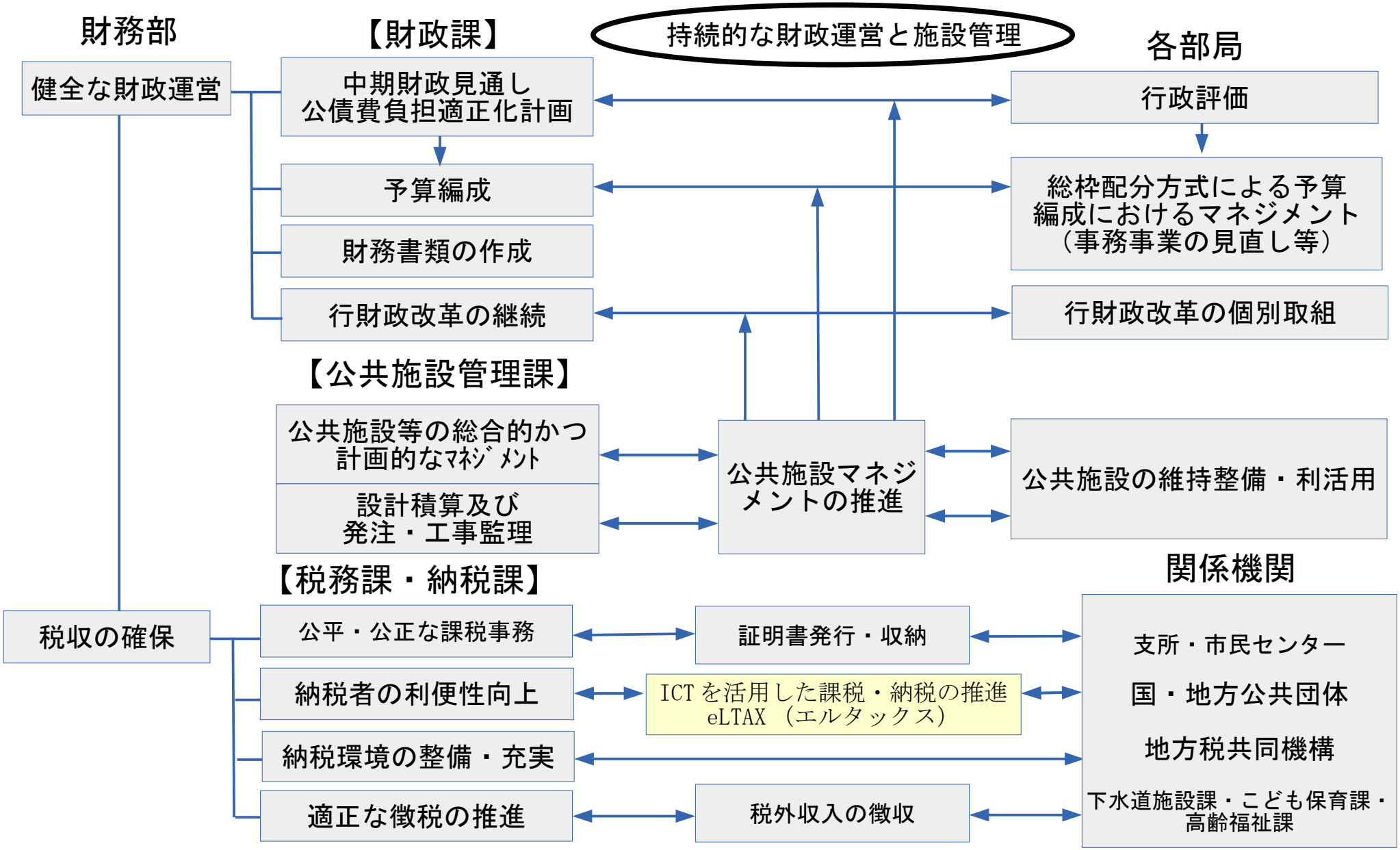

令和３年度　財務部　主要事業

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
1	公共施設マネジメント推進事業 （公共施設管理課）	「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設再編の考え方」、「公共施設保全計画」に基づき、施設再編に向けた実施計画である「公共施設再編プラン」の策定と共に、「施設カルテ」の作成による情報一元化や将来のまちづくりに向けた施設・機能の再配置や複合化、有効活用の検討、計画的な施設の維持保全等の取組を進める。
	公共施設の設計積算及び 発注・工事監理事務 （公共施設管理課）	関係部局と連携して公共施設の維持整備の適正化を図るとともに、適切な設計及び工事監理を通じて利用者の安全性や利便性の向上を図る。 令和３年度は、会津総合運動公園あいづ球場スタンド改修工事（その２）、第六中学校校舎耐震補強工事、小学校６校・中学校４校のトイレ改修工事、追手町第二庁舎改修工事、継続事業の行仁小学校解体工事等を実施する。

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
2	財政管理に要する経費 （財政課）	今後３年間の財政運営のベースとなる中期財政見通しの作成と合わせて、実質的な後年度負担を重視した公債費負担適正化計画の進行管理の考え方を整理しながら、必要な公共投資と健全な財政運営の両立を図る。また、効果的・効率的な行財政運営を行うため、行財政改革についても各部局と連携を図りながら引き続き取り組む。
	財政調整基金積立金 （財政課）	地方財政法第７条の「決算剰余金の１/２を下らない金額は、積立又は償還期限を繰り上げて行う地方債の償還財源に充てなければならない」との規定を踏まえ、基金への積立を行う。
	「統一的な基準による地方公会計制度」に基づく財務書類作成（財政課）	令和２年度決算において、複式簿記の導入と固定資産台帳の整備を柱とした「統一的な基準による地方公会計」に基づく財務書類を作成・公表するとともに、他自治体との比較など財務状況の分析等への活用を図る。
	予算編成事務 （財政課）	持続可能で安定的な市民サービスを提供できる財政基盤を確立するため、毎年度作成・公表している中期財政見通しを踏まえ、見込まれる歳入に見合った歳出構造を堅持することを基本とした総枠配分方式による予算編成事務を継続する。また、新型コロナウイルス感染症対策の検証を踏まえ、局面に応じて必要な財政措置を講じていく。

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
３	市税課税事務 （税務課）	地方税法、市税条例等の規定に基づき、市の財源の基幹となる市税（市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税）の課税事務を適正に行う。
	課税事務電子化推進事業 （税務課）	市税（市民税・固定資産税）の課税事務において、eLTAX（エルタックス）や、マイナンバーを利用した情報連携を適正に運用することで、さらなる事務の効率化と迅速化を推進し、市民の利便性の向上を図る。 また、登記情報等の課税資料の電子化については、令和４年度からの本格運用に向けた対応を進めるとともに、令和５年１月からの軽自動車税のワンストップサービス導入に向けた準備や税に関する基幹システムの全国共通仕様対応など、課税事務の電子化に対応したシステム改修の準備を進める。
	納税環境整備事業 （自主納付促進事業・早期納付勧奨事業・納付方法拡充事業） （納税課）	口座振替の加入促進や納税貯蓄組合活動の支援を継続することに加え、コンビニエンスストアやゆうちょ銀行での納付方法により、納期内納付の促進を図るとともに、納税者にわかりやすい納付方法の周知を行う。 また、eLTAX（エルタックス）を利用した地方税共通納税システムやクレジットカード等を利用したインターネット納付による電子納税の推進を図る。
	徴収事務 （納税課）	税負担の公平・公正の観点から、地方税法、市税条例等の関係法令を遵守し、市民や関係機関の理解と協力のもと、適正な徴税を推進する。 あわせて、納税者へのきめ細やかな対応ができるよう、ファイナンシャルプランナー等による相談体制の充実を図る。 また、新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予の特例制度を適用したケースについては、今後、納付状況を把握するとともに、個別相談にも丁寧に対応していく。

【令和３年度　様式】

令和３年度　総務部　行政運営方針

Ⅰ　総務部　重点方針一覧

※政策分野と施策は第７次総合計画に基づく。

重点方針No.	政策分野No./名称	施策No./名称
１	37　交流・移住	１　交流の促進
２	40　公共施設	２　市有財産の利活用
３	41　行政運営	２　社会の変化に対応していく行政運営
４		３　行政サービスの最適化と利便性向上

Ⅱ　重点方針　－施策の方向性と内容－

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.１</td><td>政策分野３７</td><td>交流・移住</td><td>施策１</td><td colspan="2">交流の促進</td></tr>
<tr><td>重点方針
－施策の方向性－</td><td colspan="5">国内の姉妹都市や本市ゆかりの自治体等との交流を促進し、相互の理解と友好を深め、市民団体や企業等の人的、経済的、文化的交流を促進し、互いの地域の活性化につなげていきます。また、被爆地などとの交流を通して、核兵器の廃絶と平和意識の醸成を図ります。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【重点的取組】
①　ゆかりの自治体等との都市間、地域間の交流の促進
・　本市と各都市を結ぶ共通の歴史や人物の情報を発信しながら、都市間交流の窓口として民間交流を支援し、その活性化を図ります。また、節目の年には、記念事業へ積極的に取り組み、歴史の再認識を効果的に促します。
・　長野県伊那市と親善交流都市締結20周年を迎えたことを記念し、伊那市訪問団が本市を訪問して継続調印式を行い、両市交流の一層の促進を図ります（令和２年度は中止し、本年度に延期して実施）。
・　姉妹都市むつ市とは、２年毎に相互訪問を行っており、本年度はむつ市訪問団が本市を訪問し、両市交流の一層の促進を図ります（令和２年度は中止し、本年度に延期して実施）。
・　「会津まつり」に姉妹都市など本市ゆかりの自治体を招待し、交流を推進します。
・　会津まつり協会の市民親善交流事業において、親善交流都市の長野県伊那市を訪問し、市民レベルでのゆかりの地との交流を促進します。

②　被爆地との交流などによる平和意識の醸成
・　広島市から証言者を招き、北会津中学校・会津若松ザベリオ学園中学校・会津学鳳中学校に加え、生涯学習総合センターにおいて被爆体験講話を開催し、核兵器がもたらす悲惨さや平和の尊さを次代へ継承するとともに、市民の平和意識の更なる醸成を図ります。</td><td colspan="3">・　令和２年度から被爆地である広島市と長崎市を交互に訪問することとしたものであり、本年度は長崎市において、中学校の代表13名が平和祈念式典への参列や青少年ピースフォーラムへの参加を通じて、長崎市及び全国の中高生等との交流を行うとともに、平和学習の成果を広く発表することにより、中学生はもとより広く市民の平和意識の醸成を図ります（令和２年度は派遣を中止）。
・　市ホームページや市政だより等を通し、核兵器廃絶平和都市宣言事業の取組を発信し、市民の平和意識の更なる醸成を図ります。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照
①　姉妹都市・親善交流都市事業（総務課）
②　核兵器廃絶平和都市宣言事業（総務課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】
①　観光商工部、農政部などと連携を図りながら、ゆかりの自治体において、物産品等の販売を促進します。
②　教育委員会と連携を図りながら、ゆかりの地との教育・スポーツ交流を推進します。
③　市民団体とゆかりの地との文化交流を促進します。
④　各部局と連携を図りながら、ゆかりの地に関する情報発信や情報共有を図り、相互交流の推進と地域の活性化、市民の理解促進につなげます。
⑤　市民団体等が主催する平和イベントと連携し、市民の平和意識の醸成に努めます。</td></tr>
</table>

Ⅱ　重点方針　－施策の方向性と内容－

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.２</td><td>政策分野４０</td><td>公共施設</td><td>施策２</td><td colspan="2">市有財産の利活用</td></tr>
<tr><td>重点方針
－施策の方向性－</td><td colspan="4">土地や建物などの市有財産が持つ経済性を最大限発揮するよう、適正管理と有効活用を進めます。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【重点的取組】
①　市有財産の適正な管理と未利用財産の有効活用
・　会津若松市市有財産利活用基本方針に沿って、市有財産の適正管理と有効活用を図ります。
・　未利用財産の現況を調査し、利活用上の課題等について整理したうえで、会津若松市市有財産利活用検討委員会において、個別財産ごとに利活用方針を検討します。</td><td colspan="3">【主要事業の詳細】⇒別ページ参照
①　市有財産管理事務（総務課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】
①　各所属と連携し、未利用財産の把握に努めるとともに、財産管理事務担当者説明会において「公有財産管理の手引き」による研修を行い、市有財産の適正管理と有効活用に努めます。
②　会津若松市市有財産利活用検討委員会において、行政財産についての現状や課題を共有しながら、部局横断的な視点のもと、個別財産ごとに利活用方針を検討します。
③　施設の再配置や複合化を検討する公共施設マネジメント推進会議と会津若松市市有財産利活用検討委員会との連携により、その資産価値を最大限に活かす利活用方針を検討します。
④　これまで個別財産の利活用方針を市ホームページ等で公表してきましたが、その後の進捗状況についても情報提供を図ります。また、未利用財産の現状や利活用上の課題についても、市ホームページ等での公表を通じて市民との情報共有を図り、未利用財産の更なる利活用を推進します。</td></tr>
</table>

Ⅱ　重点方針　－施策の方向性と内容－

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.３</td><td>政策分野４１</td><td>行政運営</td><td>施策２</td><td colspan="2">社会の変化に対応していく行政運営</td></tr>
<tr><td>重点方針
－施策の方向性－</td><td colspan="5">高度化及び多様化する市民ニーズや社会情勢に柔軟に対応できる体制を整えるため、市民に信頼される高い意欲と能力を持った人材を採用、育成するとともに、行政機構の最適化に向けた組織編成に努めます。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【重点的取組】
①　高い意欲と能力を持った人材の採用、育成と組織体制の構築
・　国家公務員の定年引上げに関する法改正の動向を注視し、定年引上げに係る準備を進めます。また、その進捗を踏まえて、新たな定員管理計画の検討を進めます。
・　長時間労働を是正し、職員一人ひとりが性別に関係なく活躍できるよう働き方改革を推進します。
・　職員募集に関するＰＲ活動の強化を図るとともに、受験し易い環境を整備しながら、有為な人材の採用に努めます。また、職員の年齢構成の改善や社会的な要請に応えるため、行政経験者採用枠・氷河期世代採用枠を設けます。
・　総合計画の着実な推進に向け、より簡素で効率的な組織体制を構築するため、引き続き、行政機構の整備について調査・研究していきます。
・　第３次会津若松市人材育成基本方針及び人材育成推進プランに基づき、計画的・効果的に職員研修を実施し、人材育成の推進を図ります。
・　職員の人材育成に活用することにより、組織の力を高め、市民サービスの向上につなげていくため、人事評価制度を適切に運用していきます。
・　令和２年度から導入された会計年度任用職員制度及び臨時的任用を適正に運用していきます。</td><td colspan="3">【主要事業の詳細】⇒別ページ参照
①　定年引上げへの対応（人事課）
②　働き方改革の推進（人事課）
③　職員採用（人事課）
④　行政機構の整備（人事課）
⑤　職員研修事業（人事課）
⑥　人事評価制度の適切な運用（人事課）
⑦　会計年度任用職員制度等の適正な運用（人事課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】
①　各任命権者と連携し、全庁的に業務改善に努め、効率化を図りながら適正な定員管理に努めます。
②　働き方改革推進本部会議において庁内の情報共有や連携を図り、働き方改革を推進していきます。
③　人材育成推進委員会において部局横断的な視点の下、人材育成推進プランを推進していきます。</td></tr>
</table>

Ⅱ　重点方針　－施策の方向性と内容－

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.４</td><td>政策分野４１</td><td>行政運営</td><td>施策３</td><td colspan="2">行政サービスの最適化と利便性向上</td></tr>
<tr><td>重点方針
－施策の方向性－</td><td colspan="4">行政事務について、ＩＣＴを有効に活用するとともに、事務の透明性を確保しながら、より一層効率的で的確な執行に努め、行政サービスの最適化を目指します。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【重点的取組】
①　仮庁舎整備事業の取組
現庁舎敷地への庁舎整備に伴い、仮庁舎として使用する施設の改修工事を実施するとともに、仮庁舎への設備等の移設及び引越しに着実に取り組んでいきます。
②　行政事務の電子化の推進
行政事務の効率化やペーパーレス化に向け、電子決裁の拡大及び、本年３月に策定した文書管理ガイドラインの適切な運用を進めていくとともに、市民利便性の向上のため、申請書類等への押印の見直しを行い、今後の行政事務の電子化や行政手続のオンライン化に向けた環境整備に取り組んでいきます。
③　入札・契約制度の適正な運用及び履行の確保
入札・契約における競争性、透明性、公平性のより一層の確保に努め、関係法令等に基づく入札・契約制度の適正な運用を図るとともに、工事の発注・施工時期の平準化や工事の適正な履行の確保を図ります。
また、入札契約手続の透明性の向上及び入札制度の客観性の確保を図るため、引き続き、入札等に関する有識者会議を開催します。
④　ふるさと納税（ふるさと寄附金制度）の取組推進
ふるさと納税（ふるさと寄附金制度）について、節度ある対応を基本とし、本市の更なるＰＲや地域活性化の観点から、返礼品の拡充など、継続して取り組んでいきます。</td><td colspan="2">【主要事業の詳細】⇒別ページ参照
①　仮庁舎整備事業の取組（総務課）
②　電子決裁の拡大（総務課）
③　文書管理ガイドラインの適切な運用（総務課）
④　押印の見直し（総務課）
⑤　市入札・契約事務（契約検査課）
⑥　工事検査業務（契約検査課）
⑦　寄附事務（ふるさと納税等）（総務課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】
①　仮庁舎整備に当たっては、引き続き庁内検討会議を開催しながら、仮庁舎への引越し等の協議調整及び確認を行っていきます。
②　電子決裁の拡大に当たっては、全庁的に試行しながら、円滑な運用を図ります。
また、文書管理ガイドラインの運用に当たっては、庁内各課の取組状況を確認しながら、文書管理事務の改善を図ります。
さらに、行政手続等における押印の見直しに当たっては、国の押印見直しマニュアルに即し、庁内各課と連携しながら実施していきます。
③　工事主管部との連携により、ゼロ市債の活用等による工事の発注・施工時期の平準化を推進します。
※ゼロ市債　公共工事の早期発注を図るための初年度予算を０円とした債務負担行為の設定
④　返礼品の選定に当たって、引き続き地元の民間事業者からの提案を活用していきます。</td></tr>
</table>

令和３年度重点方針に基づく取組の概念図

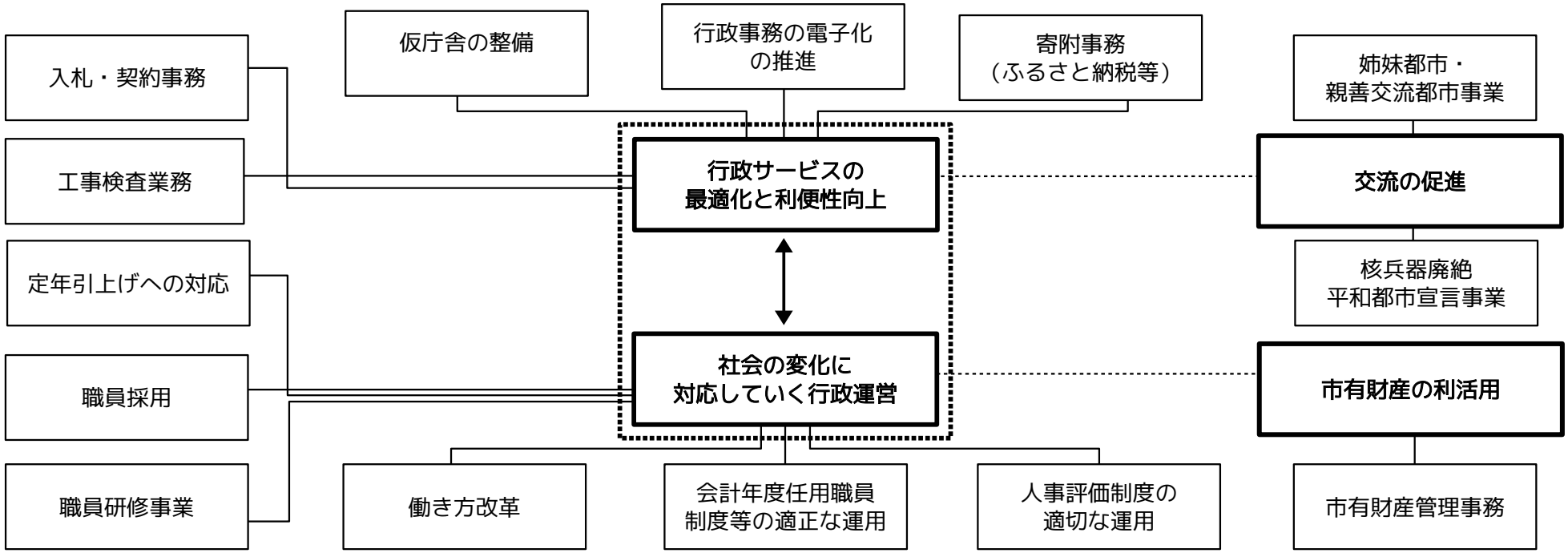

令和３年度　総務部　主要事業

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
1	姉妹都市・親善交流都市事業 （総務課）	長野県伊那市との親善交流都市締結20周年を記念し、伊那市訪問団が本市を訪問して継続調印式を行い、両市の一層の交流促進を図ります。 姉妹都市むつ市とは、２年毎に相互訪問を行っており、本年度はむつ市訪問団が本市を訪問し、交流の一層の促進を図ります。 会津まつり招待事業においては、ゆかりの地自治体を招待し、交流を促進します。 市民親善交流事業では長野県伊那市を訪問します。
	核兵器廃絶平和都市宣言事業 （総務課）	長崎市への市内中学生代表の派遣、市内中学校及び生涯学習総合センターでの被爆体験者の講話、原爆パネル展・フィルム上映会の開催、平和まつりへの参加等を通して、市民の平和意識の更なる醸成を図ります。
2	市有財産管理事務 （総務課）	会津若松市市有財産利活用検討委員会を開催し、行政財産についての現状や課題を共有するとともに、未利用財産の利活用方針を検討します。 十分に利活用されていない未利用財産については、その現状や利活用上の課題等についても市ホームページ等で公表し、有償貸付や売却処分の更なる推進を図ります。
3	定年引上げへの対応 （人事課）	国家公務員の定年引上げに関する法改正の動向を注視し、定年引上げに係る準備を進めます。 また、その進捗を踏まえて、新たな定員管理計画の検討を進めます。
	働き方改革推進 （人事課）	組織全体の長時間労働の抜本的な是正を図るため、意識改革・制度改革・業務改革の推進を目指して、各種施策の具体的な取り組み内容を推進していきます。 令和３年度は、未来の働き方創造事業により、職員の意識改革を図りながら、より良い働き方を実現するため、業務のあり方や進め方の見直しに取り組みます。

3	職員採用 （人事課）	売り手市場を背景とし、全国的に採用活動が厳しさを増している中で、より質の高い人材を確保するため、周知活動を強化するとともに、東京会場での採用試験の実施や試験内容の見直しにより、受験し易い環境を整備し応募者の増加を図りながら、有為な人材の採用に努めます。 30代半ばが手薄となっている職員構成の課題を改善するため、新たに行政経験者採用枠を設けます。また、社会的に要請のある就職氷河期世代の支援のため、氷河期世代採用枠を設けます。
	行政機構の整備 （人事課）	厳しい行財政運営の中で、社会経済情勢の変化に対応可能な、より簡素で効率的な組織体制を構築するため、中長期的な視点に立って行政機構の整備を進めます。 令和３年度は、現行の組織体制の課題等を点検しながら、より良い組織体制の構築に向けて、行政機構の整備について調査・研究を進めていきます。
	職員研修事業 （人事課）	第３次会津若松市人材育成基本方針及び具体的なアクションプランである人材育成推進プラン（平成30年度～令和４年度）に基づき、職員研修（庁内研修・派遣研修・自己啓発支援等）を効果的に実施し、職員の能力開発と意識改革を推進することにより、市民ニーズや時代の要請に的確に応えることのできる人材を育成します。
	人事評価制度の適切な運用 （人事課）	職員の人材育成に活用することにより、組織の力を高め、市民サービスの向上につなげていくため、引き続き、評価者研修を実施し評価精度の向上を図るなど、人事評価制度を適切に運用していきます。
	会計年度任用職員制度等の適正な運用（人事課）	令和２年４月１日から導入された「会計年度任用職員」制度及び「臨時的任用」の適正な運用を行います。
4	仮庁舎整備事業 （総務課）	仮庁舎として使用する施設の改修工事を実施するとともに、仮庁舎への設備等の移設及び引越しに着実に取り組んでいきます。 また、仮庁舎期間中の駐車場・文書送達の運用についても、庁内検討会議を基軸として協議調整を進め、決定していきます。

	電子決裁の拡大 （総務課）	業務の効率化や紙文書（コスト）の削減、さらには、書庫等の省スペース化など、執務環境の更なる向上を図るため、現在実施している電子決裁の範囲拡大に向け取組を進めます。
	文書管理ガイドラインの運用 （総務課）	文書管理の適正化及び事務の効率化を図るとともに、電子化の推進により紙文書の削減を図るため、庁内各課において、文書管理ガイドラインに基づいて公文書等を取り扱うことができるよう、その内容の周知を図るとともに、各課と連携しながら適切な運用に取り組みます。
	押印の見直し （総務課）	行政手続において個人及び事業者に求めている申請書等への押印について、手続の簡素化及び市民の利便性の向上を図るため、見直しを実施します。 また、内部手続（行政内部の人事手続や決裁手続、財務会計手続等）において職員等に求めている各種書類への押印についても、事務の効率化や電子化（ペーパーレス化）の推進を図るため、見直しを実施します。
	入札・契約事務 （契約検査課）	本市の事務事業の推進に必要な各種物品の調達、工事の発注、測量、設計業務の委託等について、地方自治法その他関係法令に基づき、適正な入札・契約事務を執行します。 また、入札契約手続の透明性の向上及び入札制度の客観性の確保を図るため、引き続き、入札等に関する有識者会議を開催します。
	工事検査業務 （契約検査課）	本市発注工事の品質を確保するため、工事請負代金額130万円を超える工事について、適正な工事検査を行うとともに、工事成績評定を実施します。
	寄附事務（ふるさと納税等） （総務課）	寄附の一層の促進を図るため、寄附金の納付利便性の向上を図るとともに、寄附者へのお礼として地元産品等を贈り、本市の更なるＰＲや地域活性化を促進します。

【令和３年度　様式】

令和３年度　市民部　行政運営方針

Ⅰ　市民部　重点方針一覧

※政策分野と施策は第７次総合計画に基づく。

重点方針No.	政策分野No./名称	施策No./名称
1	22　低炭素・循環型社会	1　環境負荷の低減
2		2　ごみの減量化
3		3　廃棄物の適正な処理
4	23　自然環境・生活環境	1　豊かな自然環境の保全
5		2　快適な生活環境の保全
6	25　生活・安全	1　交通・防犯体制の充実
7		2　市民相談・消費者保護の充実
8	26　地域防災	1　災害に強いまちづくりの推進
9		2　消防力の充実・強化
10	29　都市づくり	1　都市基盤の整備と土地の適正利用の促進
11	33　住宅・住環境	1　空家等対策の推進
12	36　地域自治・コミュニティ	1　地域コミュニティへの支援
13	41　行政運営	3　行政サービスの最適化と利便性向上

Ⅱ　重点方針　－施策の方向性と内容－

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.１</td><td>政策分野２２</td><td>低炭素・循環型社会</td><td>施策１</td><td colspan="2">環境負荷の低減</td></tr>
<tr><td>重点方針
－施策の方向性－</td><td colspan="5">快適で豊かなくらしを実現できるよう、省エネルギーや再生可能エネルギーの普及促進をはじめとする環境施策を推進し、自然・生活・経済の調和のとれたライフスタイルを実現します</td></tr>
<tr><td colspan="3">【重点的取組】
① 再生可能エネルギーの普及促進
住宅用太陽光発電システム等の設置に対する補助制度や民間事業者による再生可能エネルギー発電施設設置等への行政手続きの支援、広報などを通じて、再生可能エネルギーの普及促進を図ります。
再生可能エネルギー事業による開発行為については、自然環境や生活環境の保全に配慮しつつ、市民理解を得ながら進めていくよう、庁内連携を強化し民間事業者への助言等を行います。
② 省エネルギーの推進
「第３期地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）」が令和３年度に改訂年度を迎えることから、設備の運用改善や高効率機器への更新計画、環境マネジメントシステムによる省エネや資源循環の取組を踏まえ、第４期計画を策定します。
「会津若松市地球温暖化対策実行計画」事務事業編及び区域施策編に基づき、省エネ診断や省エネセミナーの実施、環境マネジメントシステムの取組などにより、市民・事業者・行政が一体となり省エネルギーに取り組みます。
③ 地球温暖化防止に関する環境意識の醸成
環境負荷低減を推進するため、家庭版、事業所版、学校版などの各種環境マネジメントシステムや、環境教室、環境フェスタ、環境大賞などの環境啓発事業の展開により、市民の環境意識の高揚を図ります。
また、市としてのゼロカーボンシティ宣言の検討を進めます。</td><td colspan="3">【主要事業の詳細】⇒別ページ参照
① 環境基本計画推進事業（環境生活課）
② 再生可能エネルギー推進事業（環境生活課）
③ 地球温暖化対策推進事業（環境生活課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】
① 環境管理委員会の管理の下、環境マネジメントシステムにより全庁的に省エネルギーや資源循環等に取り組みます。
② 公共施設の新規建設や改修については、所管課及び公共施設管理課と連携しながら、再生可能エネルギーや省エネルギー型の設備導入を推進します。
③ 電気自動車や充電設備を活用し、企画調整課、総務課、危機管理課と連携しながら、地球温暖化防止対策や災害対策に取り組みます。
④ 事業者の温室効果ガス排出量削減に向け、市内の各種事業者との情報･意見交換の場を設け、再生可能エネルギーや電気自動車等のさらなる普及促進を図ります。
⑤ 環境フェスティバルの開催により市民団体等と協働で環境活動の発表等に取り組み、市民の環境意識の高揚を図ります。
⑥ 再生可能エネルギー事業による開発行為については、庁内連携を強化し規制の周知や事業者への助言等を行います。</td></tr>
</table>

重点方針No.２	政策分野２２	低炭素・循環型社会	施策２	ごみの減量化
	重点方針 ー施策の方向性ー	循環型社会の実現に向けた３Ｒの取組の中で、そもそもごみが発生しないライフスタイルを目指し、２Ｒ（リデュース、リユース）を重点的に推進していきます。また、リサイクルを継続して行うことにより、資源の有効利用とごみの最終処分量の減量化を図ります。		

【重点的取組】

①　一般廃棄物処理基本計画の推進

前期５年間の検証と分析を踏まえ、令和３年４月に改訂した基本計画に基づき、令和７年度の基本目標値「一人あたり１日 970g」に加え、燃やせるごみの減量に向けて、緊急ごみ減量化対策や資源化促進等に取り組みます。

②　災害廃棄物処理計画の策定

頻発する大規模災害の発生に備え、「地域防災計画」を補完する計画として、「災害廃棄物処理計画」の策定に取り組みます。

③　２Ｒの推進等によるごみの減量化の実現

新たなごみ情報紙の発行等を通して、３キリ運動等のごみ減量化に向けた意識啓発を継続して進めていきます。また、事業所への啓発を通して、ごみの適正排出に取り組んでいきます。

さらに、資源物回収を実施する団体や市民による取組を通して、ごみの減量を図ります。

④　市民・事業者と一体となった、ごみの出ないライフスタイルの実現

３Ｒ運動推進会議が主催するイベントを通じ、「３０・１０運動」の普及など、ごみの出ないライフスタイルへの意識啓発を、市民・事業者と市が一体となって取り組んでいきます。

また、学校給食生ごみリサイクル事業を継続して実施し、リサイクルとごみ減量に取り組むとともに、事業者独自のリサイクルによる堆肥化事業との連携協力を進めます。

⑤　緊急ごみ減量化対策の推進

会津若松地方広域市町村圏整備組合のごみ焼却施設の整備にあわせ、ごみ排出量の削減目標を達成するため、雑がみの資源化促進など燃やせるごみの削減に向けた集中的な取組を推進します。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　ごみ減量化推進事業（廃棄物対策課）
②　分別資源物回収事業（廃棄物対策課）
③　学校給食生ごみリサイクル事業（廃棄物対策課）
④　緊急減量化対策事業（廃棄物対策）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

① 市民・消費者団体・事業者が参加する３Ｒ運動推進会議を通じて、官民連携により、ごみ減量化に向けた取組を推進します。
② 学校給食等で発生する調理残渣や食べ残しなどの生ごみの処理を民間の堆肥化施設に委託し、持続的・安定的な処理ルートを支援します。さらに、堆肥の一部を学校に無償提供して頂くことで、学校での環境教育や循環型社会の実践として役立てます。
③　燃やせるごみを早期に削減していくため、新たなごみ情報紙の発行を通して、市民の理解と協力を得ながら、雑がみや古布、小型家電の資源化に取り組みます。

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.３</td><td>政策分野２２</td><td>低炭素・循環型社会</td><td>施策３</td><td colspan="2">廃棄物の適正な処理</td></tr>
<tr><td>重点方針
ー施策の方向性ー</td><td colspan="4">廃棄物の収集運搬の充実、広域的な廃棄物処理及び廃棄物処理施設の高度化などの取組により、効率的な廃棄物処理を推進します。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【重点的取組】
①　廃棄物収集運搬体制の充実
良好な生活環境の維持のため、生活系ごみやし尿の収集運搬体制を堅持します。
また、廃棄物処理運営審議会から答申があった清掃手数料（し尿くみ取り手数料）の改定については、利用者等へ丁寧に説明し、適切な時期に改定します。
加えて、下水道の普及に伴い、し尿くみ取りの業務量が減少傾向にあることを踏まえ、安定的な運営を継続しながら経費削減を図るための検討を進めます。

②　新たな廃棄物処理施設の建設計画への参画
会津若松地方広域市町村圏整備組合で建設する新たな廃棄物処理施設の整備に向けて、協議・連携しながら、建設計画に参画します。</td><td colspan="2">【主要事業の詳細】⇒別ページ参照
①　廃棄物収集運搬処理事業（廃棄物対策課）
②　し尿くみ取り事業（廃棄物対策課）
③　会津若松地方広域市町村圏整備組合衛生事業（廃棄物対策課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】
①　本市の廃棄物の適正な処理を持続的・安定的に行うため、廃棄物の中間処理及び最終処分を行う会津若松地方広域市町村圏整備組合の財政負担を継続するとともに、今後とも新たな廃棄物処理施設の建設計画に参画します。</td></tr>
</table>

重点方針No.4	政策分野２３	自然環境・生活環境	施策１	豊かな自然環境の保全
	重点方針 －施策の方向性－	自然環境の保全に関する意識啓発を行うとともに、様々な主体と環境保全につながる取組を推進します。		

【重点的取組】

①　野生生物生息環境の保全

野生生物の生息環境調査や生息情報の把握に努め、開発行為の際に野生生物生息環境の保全を要請するほか、自然環境教室の開催や市政だより・ホームページ等による身近な生き物の紹介により、生物多様性保全の啓発に努めます。

再生可能エネルギー事業による森林等の開発行為が増えている現状からも、環境アセスメントの手続きにおいて、庁内の連携を密にしながら、野生生物の生息環境等を保全していきます。

②　猪苗代湖等の環境保全の推進

ｐＨの上昇により水質悪化が懸念されている猪苗代湖において、継続して県や流域市町村、各種団体等と連携し水質改善に向けた活動を実践するとともに、啓発活動により市民の環境保全意識の高揚と活動への参加を促進します。

令和元年度の調査では、水質の指標であるＣＯＤのきれいさで、猪苗代湖は全国188の湖沼中15位になりました。今後も美しい水環境の保全に向けた取組を進めます。

※ＣＯＤ　：　化学的酸素要求量(Chemical Oxgen Demand)の略。海域や湖沼の水の汚れの度合いを示す数値で、水中の有機物などの汚れを酸化剤で分解する際に消費される酸素の量をmg/Lで表したもの。CODの値が小さいほど水質はきれいである。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　野生生物生息環境保全事業(環境生活課)
②　猪苗代湖環境保全推進事業(環境生活課)

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　関係各課に対し、蓄積してある野生生物等の情報提供を行うことにより、開発等を行う際に、絶滅危惧種をはじめとした野生生物と生息環境の保全を図ります。

②　再生可能エネルギー事業等による開発行為については、自然環境や生活環境を保全できるよう、関係各課や関係機関等と連携し、事業者への指導・助言を行います。

③　猪苗代湖水環境保全関係課長会議により、取組の進捗確認と関係各課との連携強化を図ります。また、猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会等における清掃活動等では、市民ボランティアの参加を呼びかけます。

重点方針No.5	政策分野２３	自然環境・生活環境	施策２	快適な生活環境の保全
	重点方針 －施策の方向性－	良好な環境の中で快適に生活ができるよう、市民の参画のもと公害防止と生活環境の保全、まちの美化を推進します。		

【重点的取組】

①　公害の未然防止に向けた各種環境調査等の実施

騒音や悪臭、地下水水質等の調査を継続的に実施するとともに、事業所パトロールにより、公害の発生を未然に防止します。また、環境放射線調査の結果を公表することで、市民の不安払拭に努めます。

②　都市型・生活型公害対策の推進

野焼きや近隣騒音、生活排水による河川の汚濁等、生活様式の変化等により増加した都市型・生活型公害については、市民が発生源にも被害者にもなる可能性があることから、環境に配慮した生活を心がけるよう意識啓発に努めます。

③　市街地における鳥害対策の実施

鳥害対策については、町内会や市民団体等との協働により、カラスやムクドリの追払に取り組みます。また、これまでの実践で得られた追払方法等をまとめ、ホームページ等で市民に情報提供していきます。

④　ポイ捨てや不法投棄対策等のまちの美化推進

各地区の環境美化推進協議会や各種団体と連携した環境美化活動として、一斉啓発や清掃活動等を実施するとともに、ポイ捨てや犬ふん放置の防止などのマナー向上や美化意識の高揚を図ります。

また、ごみステーションを設置又は改修する町内会に対し補助金を交付することにより、衛生的で機能的なごみステーションの設置を図ることで、地域の環境美化を促進します。

さらに、設置場所が確保出来ない町内会に対して折り畳み式のステーションを案内し、カラスや猫の被害にあわない衛生的なごみの集積環境づくりを推進します。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　生活環境対策事業（環境生活課）
②　生活環境保全事業（廃棄物対策課）
③　ごみステーション設置補助事業（廃棄物対策課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　大気汚染の注意報や水質事故等の発生時には、関係各課や関係機関と連携して対応するほか、市民への迅速な情報提供に努めます。また、公害対策や環境調査等についても関係各課等と連携して対応します。

②　放射線等のモニタリング結果については関係各課と連携しながら、引き続き市民への情報提供を行います。

③　市街地における鳥害対策については、追払い等を町内会や市民団体等と協働で取り組むほか、市で管理する施設等については所管課と連携して取り組みます。

④　地域の環境美化活動については、環境美化推進協議会が中心となって行います。

また、ポイ捨てや犬ふん放置の防止などのマナー向上意識啓発については、区長会より推薦を受けた方に生活環境保全推進員を委嘱し、啓発活動や巡回指導を行うほか、ポイ捨て・犬ふんマナー向上市民会議による清掃活動等で市民の意識啓発に努めます。

不法投棄監視について、環境美化推進協議会より推薦された方に不法投棄監視員を委嘱し、パトロールを行います。

重点方針No.６	政策分野２５	生活・安全	施策１	交通・防犯体制の充実
	重点方針 ー施策の方向性ー	警察や学校などの関係機関や団体などとの連携により、市民一人ひとりの交通ルール遵守による交通安全意識の高揚や生活道路における交通安全の確保、地域における防犯意識の高揚に努めます。		

【重点的取組】

①　交通安全対策の推進

「第１１次会津若松市交通安全計画」を策定し、関係機関・団体等との連携のもと、児童・生徒、高齢者を対象とした交通安全教室の開催や「高齢者を交通事故から守る日（毎月 10 日）」における啓発活動、自転車・自動車利用者への啓発活動等の実施により、市民への交通安全思想の普及徹底や意識の高揚を図ります。

交通教育専門員を交通安全教室に派遣し、交通安全思想の普及を図るとともに、立しょう活動等を通じて、児童・生徒等の安全を守り交通事故防止に努めます。

特に、信号機のない横断歩道における「歩行者優先等の徹底」の周知や「会津ナンバーマナーアップ五か条」を活用した効果的な交通安全対策に取り組みます。

②　防犯対策の推進

防犯協会連合会の活動を支援するとともに、関係機関との連携のもと、授業の一環としての防犯教育の推進を図り、少年防犯パトロールやツーロック啓発活動を実施します。

町内会における防犯灯のＬＥＤ化への支援による夜間における犯罪発生の抑制と安全確保に努めます。

今年度に本市で開催される暴力団根絶福島県民大会を契機に、市民及び事業者の更なる暴力団排除意識の高揚を図ります。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　交通安全推進事業（危機管理課）
②　交通教育専門員事業（危機管理課）
③　防犯推進事業（危機管理課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　「第１１次会津若松市交通安全計画」を策定し、道路交通環境の整備や、交通安全思想の普及徹底について建設部・教育委員会・企画政策部（地域づくり課）・警察・道路管理者・学校等と連携を図ります。

②　警察・道路管理者・教育委員会・町内会と連携し、「通学路交通安全プログラム」に基づき、合同点検や安全対策を実施します。

③　警察・教育委員会・青少年育成推進協議会・少年センター・学校と連携し、防犯活動に関する情報提供を行い、共有化を図っています。

④　今年度に本市で開催される暴力団根絶福島県民大会を契機に、警察をはじめとする関係機関と連携し、市民及び事業者の更なる暴力団排除意識の高揚を図ります。

重点方針No.7	政策分野２５	生活・安全	施策２	市民相談・消費者保護の充実
	重点方針 ー施策の方向性ー	市民が消費生活において適切な判断ができ、被害にあわないよう、被害事例などの情報提供や被害防止の啓発などに取り組みます。また、複雑多様化する各種相談について、関係団体等と連携し、適切かつ迅速に対応します。		

【重点的取組】

①　消費者保護の推進

消費者トラブルの未然防止や複雑多様化する消費者トラブルに的確に対応するため、関係部局・機関・団体等との連携をさらに強化し、積極的な情報提供や啓発活動等消費者教育に取り組みます。

特に、令和４年４月１日から成人年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられることにより、契約トラブルや悪質商法の被害が懸念されるため、若年者への消費者教育及び啓発について県と連携しながら実施します。

また、消費生活相談員の専門的知識の習得や相手方との交渉力等の向上に努め、消費生活相談体制の充実を図ります。

②　市民相談体制の充実

有資格者による各種無料相談については、市民が専門家に相談できる身近な窓口であるため、関係部局・機関・団体等と連携しながら相談体制のさらなる充実に努めるとともに、各種相談会の幅広い周知を図ります。

ひとり暮らし世帯の増加、価値観の多様化等を背景として身近に相談できる環境の減少や、相談内容の複雑多様化により、地域における身近な相談窓口の拡充が求められているため、身近なところで気軽に相談できる体制づくりについて、福祉部局等と随時協議し連携して取り組みます。

また、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見等の相談について、関係部局や機関と連携し、人権相談窓口等の周知に努めます。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　消費者保護（環境生活課）

②　市民相談［無料法律相談・一般相談］（環境生活課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　複雑多様化する相談に適切に対応するため、関係部局・機関・団体等との連携をさらに強化します。

②　会津若松市多重債務者対策庁内連絡会議において、多重債務者に関する諸問題について、関係部局との連携の強化を図り、その対策を引き続き推進します。

③　市民と接する機会が多い窓口などを中心に、なりすまし詐欺相談窓口を 30 箇所設置し、相談しやすい環境づくりや、庁内の情報集約・共有、警察等との連携により、被害防止に向けた取組をさらに強化します。また、なりすまし詐欺相談窓口対応職員の知識や対応力向上を図るための研修会を引き続き開催します。

④新型コロナウイルス感染症に関連する人権侵害等の相談窓口の周知について、関係部局や機関・団体等と連携し、取り組みます。

重点方針No.８	政策分野２６	地域防災	施策１	災害に強いまちづくりの推進
	重点方針 －施策の方向性－	地域防災計画に基づき、自然災害に備えた住民意識の高揚、自主防災組織の充実及び高齢者や障がいのある人などの避難行動要支援者に対する支援体制づくりを進めます。また、避難所となる小中学校や防災倉庫等への災害備蓄の推進、ICT を活用した情報連絡網の整備、多様な民間事業所等との災害時応援協定の締結などに取り組みます。		

【重点的取組】

①　防災体制の構築

地域防災計画、水防計画、国民保護計画、国土強靭化地域計画などの各種計画について、国、県の計画変更を踏まえて適宜修正するなど、的確な防災体制の構築に取り組みます。

また、市総合防災訓練や県国民保護共同実動訓練等の実施により、関係機関との連携を強化していきます。

②　防災意識の向上

防災対策普及員による防災にかかる出前講座や地区説明会などを通じて防災意識の啓発と防災知識の普及に努めるとともに、自主防災組織の設立支援を行い、その充実を図ります。また、高齢者や障がいのある人などの避難行動要支援者の支援プランに基づき、個別計画の策定や避難行動支援の実効性を高めるための仕組みづくりを進めます。

③　防災体制の整備・充実

避難所となる小中学校や防災倉庫等へ毛布や簡易トイレなどの災害備蓄を計画的に進めるとともに、ＩＣＴを活用した情報伝達体制の充実策として、単身高齢世帯の方を対象とした災害時電話発信サービスを導入します。さらに、福祉避難所や避難場所の確保などをはじめとした多様な民間事業所等との災害時応援協定の締結に取り組みます。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　防災対策事業（危機管理課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　各部局及び国、県、指定公共機関などが参画する防災会議、水防協議会、国民保護協議会において、所掌する各種計画に係る協議と計画に基づく対策に取り組んでいます。

②　災害時には、市や消防署、警察署などによる災害応急対策（公助）には限界があることから、市民や町内会とともに自らの命を守る（自助）、地域でお互いに助け合う（共助）の連携に取り組みます。

③　健康福祉部との連携により、避難行動要支援者対策を推進していきます。

④　災害時応援協定の締結により、民間事業者・団体等の協力を得ていきます。

⑤　市総合防災訓練等の実施等を通して、地域での助け合いをはじめ、部局間連携及び官民連携を高めることにより防災・減災対策を総合的に推進します。

重点方針No.９	政策分野２６	地域防災	施策２	消防力の充実・強化
	重点方針 －施策の方向性－	市民等を火災・自然災害から守るため、広域的な常備消防体制と緊急搬送体制の維持・強化を図ります。 また、火災発生の予防に努めるとともに、消防団活動や消防施設・設備の充実、消防水利の確保等による消防力の充実・強化を図ります。		

【重点的取組】

①　消防本部との連携強化

消防団による初期消火や消火用水の中継送水、鎮火後の現場の警戒など、消防団と消防署とが連携した消火活動等を行うことができるよう消防体制の連携強化に取り組みます。

②　消防団の機能強化

地域防災力の中核となる消防団が将来にわたりその役割を担うことができるよう、団員の処遇改善等をはじめ分団や班のあり方、さらには消防施設や装備の効果的な配置など、消防団組織体制全般について「会津若松市消防団のあり方に関する検討委員会（令和元年２月設置）」での検討を行います。

③　消防施設・設備などの充実

消防屯所の修繕や消防ポンプ自動車等の更新、消火栓の新設など、消防施設・設備の整備とともに、消防団の装備の充実に取り組みます。

④　火災予防活動の充実

消防団による夜間警戒活動や防火パレードなどの広報活動に加え、消防署と連携し住宅用火災警報器の設置促進に取り組みます。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　消防団管理運営事業（危機管理課）
②　消防施設整備事業（危機管理課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部と連携し、広域的な常備消防体制と緊急搬送体制の維持・強化を図ります。
②　福島県消防協会会津若松支部や会津若松市消防協力会と連携し、教育訓練や活動支援による消防団の機能強化に取り組みます。
　また、消防団協力事業所表示制度や「がんばれ！消防団員」サポート事業等により消防団活動の周知と団員確保を図ります。
③　上下水道局と連携し、消防施設・設備などの適切な維持管理と計画的な更新に取り組みます。
④　国の「消防団員の処遇に関する検討会」での議論を踏まえつつ、消防団のあり方に関する検討委員会において、現状の課題や今後のあり方等についての検証に取り組みます。

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.10</td><td>政策分野２９</td><td>都市づくり</td><td>施策１</td><td>都市基盤の整備と土地の適正利用の促進</td></tr>
<tr><td>重点方針
ー施策の方向性ー</td><td colspan="3">適正な土地利用の誘導・促進のもと、既存の社会資本を活かした総合的かつ計画的な市街地の形成を進めます。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【重点的取組】
①　分かりやすい住居表示の推進
令和３年度は、第26次住居表示整備事業実施区域の検討、及び実施予定区域の町内会との協議を進めていきます。

これまでの取組
・第22次　平成22年８月23日実施（八角町、飯盛三丁目）
・第23次　平成25年８月19日実施（対馬館町）
・第24次　平成28年８月 ８日実施
（幕内南町、飯寺北一丁目、住吉町）
・第25次　令和２年10月19日実施（飯寺北一・二・三丁目）</td><td>【主要事業の詳細】⇒別ページ参照
①　住居表示整備事業（市民課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】
①　実施にあたっては、住所変更処理等が必要となることから、法務局、郵便局等の関係機関との調整を踏まえるとともに、実施予定区域の町内会や庁内関係部局と事前協議を行うなど、連携を図りながら進めます。</td></tr>
</table>

重点方針No.11	政策分野３３	住宅・住環境	施策１	空家等対策の推進
	重点方針 ー施策の方向性ー	第２期空家等対策計画に基づき、防災、防犯、景観などの観点から、適切な管理がされず、市民生活に影響を及ぼしている空家等の解消に努めます。また、空家等の利活用促進など空家発生の未然防止に取り組みます。		

【重点的取組】

①　空家等対策の推進

〇適正に管理されていない空家の進行管理

成果指標を新たに導入し、適正に管理されていない空家及び特定空家の状況把握に努め、関係団体や区長等との連携のもと、空家対策に必要な施策を推進し、空家等の適正な進行管理に取り組みます。

〇未然発生防止の取組

空家予備軍等に対する広報や、民間団体等が開催する終活期におけるセミナー等に合わせた啓発、リバースモーゲージや家族信託等の制度の周知などによる空家の未然発生防止の取組を推進します。

〇利活用の促進

空家等所有者の意向調査を実施し、個別意向に応じた情報提供や利活用の働きかけを進めるとともに、不動産業界等と連携した流通の促進を進めます。

また、空家等の改修経費の一部を補助する制度により、地域活性化の取組とともに空家等の有効活用を推進します。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　空家対策事業（危機管理課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　第２期空家等対策計画に基づき、市や区長会、警察、消防、県関係機関、建築・不動産関係者等から構成される空家等対策協議会との連携のもと、空家対策に係る情報の共有と専門的知見からの意見聴取を行うとともに、庁内における空家等対策関係課長会議の開催により、関係部局との連携を図っていきます。

重点方針No.12	政策分野３６	地域自治・コミュニティ	施策１	地域コミュニティへの支援
	重点方針 ー施策の方向性ー	地域コミュニティ活動を活発にするため、市民の地域コミュニティ活動への参加意識を醸成し、自治による自主自立のまちづくりを進めます。また、町内会をはじめとした地域の団体の活動の活性化及び組織力の強化を支援していきます。		

【重点的取組】

①　町内会や関係団体との連携強化

町内会の活動や加入の促進について、町内会の役割の周知や住民の参加意識の高揚など、市区長会と連携し、より効果的な支援策を検討し実施します。

また、町内会交付金のさらなる透明性の確保に向け、そのあり方について、市区長会と協議しながら検討を進めます。

さらに、市区長会事業が市民協働による実践的な地域課題解決の取組につながるよう支援します。

加えて、市民憲章に対する市民の理解を深め関心を高めるための啓発運動や事業を実施する市民憲章推進委員会を支援します。

②　コミュニティ活動拠点の活用促進

コミュニティセンターについて、公共施設等総合管理計画に基づき、利用しやすい施設となるよう、計画的に施設の改修等を実施します。令和３年度においては、行仁コミュニティセンターの改修を行います。

また、地域コミュニティの育成、発展及び活性化に係る事業の企画・実施等により、コミュニティセンターが地域活動の拠点としてより多くの地域の方々に利用していただけるよう、指定管理者と連携して取り組みます。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　町内会活動事業（環境生活課）
②　区長会補助事業（環境生活課）
③　市民憲章推進事業（環境生活課）
④　コミュニティセンター運営事業（環境生活課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　町内会活動に関連する市の事業等の情報を集約した町内会活動ガイドブックを町内会区長等へ提供して町内会の活動を引き続き支援します。また、関係部局、各支所、各市民センターと連携し、情報を共有することで、町内会からの各種補助制度等についての相談や問い合わせに対して、円滑に対応できるよう体制の強化を図ります。

②　町内会活動の活性化に寄与するため、市区長会、県宅地建物取引業協会会津若松支部及び市が連携・協力し、町内会への加入促進を図る取組を継続して行います。

③　市民憲章に対する市民の理解を深め関心を高めるため、関係部局と連携して、啓発運動に取り組みます。

④　コミュニティセンターが地域コミュニティ活性化のために、利活用されるよう、公民館や関係部局・機関・団体等との連携を強化します。

重点方針No.13	政策分野４１	行政運営	施策３	行政サービスの最適化と利便性向上
	重点方針 ー施策の方向性ー	行政事務にＩＣＴの有効活用を図るとともに、事務の透明性を確保しながら、行政サービスの最適化を目指します。また、窓口等における各種行政手続においても、サービスの向上に向けた取組を検証しながら、ＩＣＴの利活用による迅速化や、民間サービスとの連携などによる利便性の向上を進めます。		

【重点的取組】

①　効率的で最適な事務事業の構築と実施

行政サービス効率化の基盤となる個人番号カードの普及を図るため、個人情報やプライバシーの保護に関する取組及び個人番号カードを活用したコンビニ交付サービス等の利便性について、広報紙や電子看板、出前講座等により、認知度を高めるとともに、交付申請の支援（写真撮影等）を継続し、個人番号カードの保有率向上に取り組みます。

斎場については、斎場火葬炉設備長寿命化方針に基づき斎場火葬炉の長寿命化に努めるとともに、引き続き今後の斎場施設の整備に向けた検討を進めます。また、火葬・収骨業務のアウトソーシングを通して、今後とも安定的な斎場運営と市民サービスの維持向上に努めます。

②　各種手続きにおける利便性・快適性の向上

コンビニエンスストアにおける各種証明書等の交付（自動交付サービス事業）や、市役所窓口における「タッチパネル端末による受付」・「タブレット端末による申請書記載不要の受付」（簡単ゆびナビ窓口事業）、また、市民課待合へのフロアマネージャー（案内係）の配置や繁忙期（３～４月）の休日開庁・窓口時間延長などについて今後も継続するとともに、市民課窓口業務の更なる利便性向上を検討していきます。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　個人番号カード交付事業（市民課）
②　自動交付サービス事業（市民課）
③　簡単ゆびナビ窓口事業（市民課）
④　斎場運営（市民課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　市民の利便性の向上のため、関係部局と連携を図っていきます。
②　斎場運営については、火葬・収骨業務のアウトソーシング開始から２年が経過し安定した斎場運営ができていることから、今後とも受託事業者と連携を図りサービスの維持向上に努めます。

令和3年度 重点方針に基づく取組の概念図

市民部

安全・安心な生活環境

市民生活の利便性の向上

政策分野No.36
■地域コミュニティ活動の充実
（環境生活課）
（自治基本条例第12条）

市民協働
- 区長会
- コミュニティセンター管理運営委員会等
- 市民憲章推進委員会

■令和3年度の主な事務事業
- ○町内会交付金のあり方検討
- ○町内会加入の促進
- ○コミュニティセンター事業の支援
- ○市民憲章運動の推進

政策分野No.29・41
■住民サービスの向上
（市民課・市民センター）

関係部局との連携
- 市民センター取扱業務 事務担当課
- 市民センター併設地区公民館
- 北会津支所 河東支所
- 市民センター・支所連絡会議

■令和3年度の主な事務事業
- ○個人番号カードの普及促進
- ○窓口サービスの充実
- ○第26次住居表示整備事業の推進

政策分野No.22
■循環型社会の構築
（環境生活課・廃棄物対策課）

市民協働
- 生活環境保全推進員
- 不法投棄監視員
- 環境美化推進協議会

関係部局との連携
- 教育委員会（学校給食生ごみリサイクル）
- 広域市町村圏整備組合（環境センター）

■令和3年度の主な事務事業
- ○地球温暖化対策の推進
- ○2R運動の推進
- ○緊急ごみ減量化対策の推進

政策分野No.33
■空家等対策の推進
（危機管理課）

市民協働
- 空家等対策協議会

関係部局との連携
- 空家等対策関係課長会議

■令和3年度の主な事務事業
- ○第2期空家等対策計画の進行管理
  - ・空家等の適正管理
  - ・未然発生防止の取組

政策分野No.25
■交通・防犯体制の充実
（危機管理課）

関係機関との連携
- 警察
- 教育委員会
- 道路管理者

市民協働
- 交通対策協議会
- 防犯協会連合会
- 暴力追放市民会議
- 【 町内会 】

■令和3年度の主な事務事業
- ○第11次交通安全計画の策定
- ○防犯灯補助事業の推進
- ○暴力追放県民大会の実施

政策分野No.26
■防災力の充実
（危機管理課）
（自治基本条例第19条）

市民協働
- 自主防災組織
- 消防団
- 福祉関係団体
- 町内会（共助）

・防災出前講座推進
・消防団加入促進
・家庭内備蓄促進　など

関係部局との連携
- 災害対策本部
- 防災会議・水防協議会・国民保護協議会
- 警察・消防
- 国県等の行政機関

■令和3年度の主な事務事業
- ○地域防災計画の見直し
- ○避難行動要支援者対策の推進
- ○消防団のあり方の検討

令和３年度　市民部　主要事業

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
1	環境基本計画推進事業 （環境生活課）	引き続き第２期環境基本計画(改訂版)の周知と実行により、市民、事業者、行政が協力して、環境の負荷の少ない持続的な発展が可能な社会、人と自然が共生し市民が安心して暮らせる社会づくりを目指します。 「会津若松市の環境」の発行により、本市の各種環境施策の進捗状況や取組実績を周知し、意識啓発を図ります。
	再生可能エネルギー推進事業 （環境生活課）	住宅用太陽光発電システム等の設置に対する補助制度や民間事業者による再生可能エネルギー発電施設設置等への行政手続きの支援、環境教室等の広報活動などを通じて、再生可能エネルギー設備・施設の普及促進を図ります。 なお、再生可能エネルギー事業による開発行為については、自然環境や生活環境の保全に配慮しつつ、市民理解を得ながら進めていくよう、庁内連携を強化し民間事業者への助言等を行います。
	地球温暖化対策推進事業 （環境生活課）	「第３期地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）」が令和３年度に改訂年度を迎えることから、設備の運用改善や高効率機器への更新計画、環境マネジメントシステムによる省エネや資源循環の取組を踏まえ、第４期計画を策定します。 本市地球温暖化対策推進実行計画(事務事業編)及び(区域施策編)の推進により、温室効果ガス排出量の削減を進めます。 省エネセミナーや省エネ診断の実施と環境マネジメントシステムによる各種省エネ・省資源の推進により温室効果ガス排出量削減を図ります。 事業者の温室効果ガス排出量削減に向け、市内の各種事業者との情報･意見交換の場を設け、再生可能エネルギーや電気自動車等のさらなる普及促進を図ります。 地球温暖化対策推進のため、市としてのゼロカーボンシティ宣言の検討を進めます。

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
２	ごみ減量化推進事業 （廃棄物対策課）	改定後の一般廃棄物処理基本計画におけるごみ排出量の削減目標達成に向けて、出前講座等による市民の啓発・意識改革を図りながら、２Ｒ（リデュース、リユース）の推進に向けた「３キリ運動（食材の使いきり、食べきり、水切り）」やリサイクルの促進をはじめとしたごみ減量化の各施策について、市民、事業者、市が連携し、参画と協働により、着実に推進して行きます。 具体的には、家庭からのごみ削減について、これまでの生ごみ削減に向けた生ごみ処理容器購入支援に加えて、新たに雑草等の廃棄削減に向けた「たい肥枠」購入支援や、小型家電のイベント回収を行うとともに、回収量が減少傾向にある集団回収等の利用促進に取り組みます。 また、事業所からのごみ削減について、事業者の責任における適正処理を指導するとともに、新たにシュレッダー古紙及び食品残さのリサイクル促進に取り組みます。
	分別資源物回収事業 （廃棄物対策課）	一般家庭から排出される資源物（古紙、かん、びん、ペットボトル及びプラスチック製容器包装）の分別収集を継続実施するとともに、新たに古布の拠点回収に取り組みます。
	学校給食生ごみリサイクル事業（廃棄物対策課）	一般廃棄物処分業の許可を有する事業者の施設において、給食施設から排出される調理残渣や食べ残し等の生ごみを堆肥化処理し、資源の有効利用とごみの減量化を図ります。
	緊急減量化対策事業 （廃棄物対策課）	燃やせるごみの削減に向けて、新たなごみ情報紙の発行や出前講座等による市民や事業者の啓発・意識改革を図りながら、市民、事業者、市が連携し、参画と協働により、減量化に取り組みます。 具体的には、家庭からの燃やせるごみ削減について、燃やせるごみに混入している「雑がみ」や「プラスチック製容器包装」の分別とリサイクル資源としての回収を促進するとともに、新たな情報紙の発行により「ごみの見える化」を推進し、ごみの現状や処理経費などの情報に加え、市民のごみ削減の活動を紹介するなど意識改革を図っていきます。 さらには、地域での分別活動の推進に向けた市民との協働のあり方について検討します。 また、事業所からの燃やせるごみ削減について、事業者の責任における適正処理を指導するとともに、新たにシュレッダー古紙及び食品残さのリサイクル促進に取り組みます。

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
3	廃棄物収集運搬処理事業 （廃棄物対策課）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、本市区域において発生する生活系一般廃棄物を収集運搬し適正に処理します。
	し尿くみ取り事業 （廃棄物対策課）	旧会津若松市区域のし尿くみ取り業務を、業者２社に委託し適正に収集運搬するとともに、市が直接、し尿くみ取りの申込を受付し、くみ取り手数料の賦課徴収を行う体制を維持し、し尿の適正処理と生活環境の保全を図ります（旧北会津、旧河東区域は許可制）。 また、廃棄物処理運営審議会から答申があった清掃手数料（し尿くみ取り手数料）の改定については、利用者等へ丁寧に説明し、適切な時期に改定します。加えて、下水道の普及に伴い、し尿くみ取りの業務量が減少傾向にあることを踏まえ、安定的な運営を継続しながら経費削減を図るための検討を進めます。
	会津若松地方広域市町村圏整備組合衛生事業 （廃棄物対策課）	会津若松地方広域市町村圏整備組合によるごみ及びし尿処理により、市民の生活環境の向上に資するよう継続して事業に取り組みます。
4	野生生物生息環境保全事業 （環境生活課）	野生生物生息環境調査や身近な生き物基本調査会議等での生物等の情報から環境の変化を把握するとともに、情報を活用して生態系保全の啓発に努めます。 自然環境教室や市政だより、ホームページ等により、生態系の保全や共生の大切さを啓発します。 再生可能エネルギー事業による森林等の開発行為が増えている現状からも、環境アセスメントの手続きにおいて、庁内の連携を密にしながら、野生生物の生息環境を保全します。
	猪苗代湖環境保全推進事業 （環境生活課）	県や流域自治体等と連携し、猪苗代湖の環境保全や啓発を実施します。 猪苗代湖の環境保全に取り組む団体に参画し、ビーチクリーナーによる湖岸清掃や水草回収、ボランティア清掃などを行うとともに、関係各課と連携して猪苗代湖の水環境保全に取り組みます。

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
５	生活環境対策事業 （環境生活課）	各種環境調査等により公害の未然防止に努めるとともに、公害苦情や水質事故等の原因を究明し、発生源者に対し適正に指導します。また、公害関係法令の届出事務や事業所パトロール等を行います。 野焼きや法規制の及ばない騒音、生活排水による河川の汚濁等の都市型公害対策とごみのポイ捨てや犬ふんの放置禁止等のマナー向上に取り組みます。 環境放射線量調査を継続するとともに、放射線等の各種モニタリング結果については関係各課と連携しながら、引き続き市民への情報提供を行います。 鳥害対策については、町内会や市民団体等との協働により、カラスやムクドリの追払に取り組みます。また、これまでの実践で得られた追払方法等をまとめ、ホームページ等で市民に情報提供していきます。
	生活環境保全事業 （廃棄物対策課）	生活環境保全推進員・不法投棄監視員を各地区に配置し、ポイ捨てや不法投棄防止に係る指導・啓発活動を継続して行います。 各地区の「環境美化推進協議会」に補助金を交付することにより地域の環境美化活動を継続して支援します。
	ごみステーション設置補助事業（廃棄物対策課）	ごみステーションを設置又は改修する町内会に対し補助金を交付することにより、衛生的で機能的なごみステーションの設置を図り、地域の環境美化を促進します。 あわせて、設置場所が確保できない町内会に対しては、折り畳み式のステーションを案内し、カラスや猫の被害にあわない衛生的な環境づくりを推進します。
６	交通安全推進事業 （危機管理課）	「第１１次会津若松市交通安全計画」を策定し、関係機関・団体等と連携を図り、交通安全対策を進めます。 また、交通安全推進のため、会津若松地区交通安全協会、母の会連合会の活動を支援します。
	交通教育専門員事業 （危機管理課）	交通教育専門員を交通安全教室に派遣し、交通安全思想の普及を図ります。 また、通学路における朝の立しょうを通じて、児童・生徒等の安全を守り交通事故防止に努めます。
	防犯推進事業 （危機管理課）	防犯活動推進のため、会津若松地区防犯協会連合会の活動を支援するとともに、関係機関と連携を図り、防犯対策を進めます。 また、町内会による防犯灯のＬＥＤ化と電気料に対する補助金を交付して、引き続き夜間の安全対策を支援します。

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
7	消費者保護 （環境生活課）	消費生活センターを設置し、消費生活相談員が様々な消費生活に関するトラブルの相談に応じます。 自立した消費者としての基礎知識の習得を目指し、消費生活講座や出前講座等を実施します。 令和４年４月１日から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられることにより、契約トラブルや悪質商法の被害が懸念されるため、若年者への消費者教育及び啓発について県と連携しながら実施します。 広報や啓発により消費者トラブルの未然防止に努めます。
	市民相談 ［無料法律相談・一般相談］ （環境生活課）	行政に関すること、民事や家事に関する一般的な相談については職員が常時対応します。 また、有資格者による専門的な無料相談会を定期的に開催します。 新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見等の相談について、関係部局や機関と連携し、人権相談窓口等の周知に努めます。
8	防災対策事業 （危機管理課）	地域防災計画に基づき、防災訓練の実施、情報連絡体制の構築、避難救助体制の確立や災害時応援協定の締結、自主防災組織の設立支援など、防災体制の充実に取り組みます。 特に、令和元年東日本台風の教訓を踏まえ、災害時に一人ひとりが適切な行動がとれるよう、マイ・タイムラインの作成を促すなど、引き続き自助、共助の取組を推進します。
9	消防団管理運営事業 （危機管理課）	風水害等を含む災害現場での活動時の安全を確保するため、装備品や資機材の適切な導入及び維持管理を行うとともに、団員の任免や確保に向けた処遇改善を行い消防団組織の維持・強化に取り組みます。
	消防施設整備事業 （危機管理課）	消防屯所や消防ポンプ自動車などの消防団の施設・設備の維持、更新を行うとともに、消防水利確保のために消火栓等の整備を進めます。
10	住居表示整備事業 （市民課）	住居表示の実施、住居表示台帳の整備及び街区表示板等の維持管理を行います。 令和３年度は、第26次住居表示整備事業実施区域の検討、及び実施予定区域の町内会との協議を進めていきます。
11	空家対策事業 （危機管理課）	会津若松市空家等対策計画に基づき、老朽化等により危険性が増し、適正な管理がされていない空家等について、その実態を把握し、所有者等への働きかけや特定空家の指定などにより、適正管理を促進するとともに、未然発生防止の取組を推進します。 空家等所有者の意向調査を実施し、個別意向に応じた情報提供や利活用の働きかけを進めるとともに、不動産業界等と連携した流通の促進を進めます。 また、空家等の改修経費の一部を補助する制度により、関係機関や部局連携による地域活性化の取組推進や地域外からの移住推進とともに空家等の有効活用を促進します。

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
12	町内会活動事業 （環境生活課）	行政と市民のパイプ役として区長を委嘱し、市の作成する広報紙の配布や市政情報の周知徹底、各種調査の実施等により、市民福祉の増進と市政との円滑な協力関係の構築に努めます。 また、町内会運営が円滑に行えるよう、活動を支援するとともに、町内会交付金のさらなる透明性の確保に向け、そのあり方について、市区長会と協議しながら検討を進めます。
	区長会補助事業 （環境生活課）	市区長会活動を円滑に運営し、地域コミュニティの基盤強化等につなげるため、市区長会活動を支援します。
	市民憲章推進事業 （環境生活課）	「会津若松市民憲章」を周知、推進することにより、市民のまちづくりに対する意識の高揚を図るために、その推進団体である市民憲章推進委員会を支援します。
	コミュニティセンター運営事業 （環境生活課）	各施設の指定管理者と連携し、コミュニティセンターの適切な維持管理を図るとともに、コミュニティセンターを拠点とした地域活動や住民相互の交流を活発化させ、地域社会の連帯意識、自治意識の高揚を図ることができるよう取り組みます。 また、行仁コミュニティセンターについては、老朽化した施設の改修工事を実施します。
13	個人番号カード交付事業 （市民課）	番号法に基づく個人番号カードの交付事業（法定受託事務）について、令和元年度策定の交付円滑化計画に沿って個人番号カードの普及拡大を目指し、交付申請の支援に重点的に取り組みます。
	自動交付サービス事業 （市民課）	個人番号カード等を利用して、印鑑登録証明書、住民票の写し及び戸籍事項証明書等をコンビニエンスストアのマルチコピー機で自動交付することにより、市民の利便性向上を図ります。 さらに、自動交付サービスの利用に関する広報に重点的に取り組みます。
	簡単ゆびナビ窓口事業 （市民課）	コンビニ交付と同じ機能を果たすタッチパネルによる受付とタブレットによる申請書記載不要の受付により、業務の効率化と来庁者の負担軽減を図ります。 また、市民課窓口にタブレットを配置し、利用の促進と利便性の向上を図ります。
	斎場運営 （市民課）	墓地、埋葬等に関する法律に基づく火葬業務を適切に行います。また、平成29年６月に策定した斎場火葬炉設備長寿命化方針に基づき、斎場火葬炉の長寿命化に努めるとともに、引き続き今後の斎場施設の整備に向けた検討を進めます。 令和元年度から火葬業務・収骨業務のアウトソーシングを開始しており、今後とも安定的な施設運営とサービスの維持向上ができるよう、受託事業者と情報共有し円滑な連携を図ります。

【令和３年度　様式】

令和３年度　健康福祉部　行政運営方針

Ⅰ　健康福祉部　重点方針一覧

※政策分野と施策は第７次総合計画に基づく。

重点方針No.	政策分野No./名称	施策No./名称
1	1　子ども・子育て	1　子どもの育ちを支える取組の推進
2	1　子ども・子育て	2　安心な妊娠・出産、育児等の支援
3	1　子ども・子育て	3　未就学期から学齢期の成育環境の充実
4	1　子ども・子育て	4　子どもが安心して生活できる環境づくり
5	1　子ども・子育て	5　障がいのある子どもたちの療育体制の充実
6	4　地域による子どもの育成	1　子どもと子育て家庭を支える地域づくり
7	9　社会参画	2　高齢者等の活躍の促進
8	9　社会参画	3　障がいのある人の活躍の場の創出
9	17　健康・医療	1　生活習慣病の予防
10	17　健康・医療	2　感染症対策の推進
11	17　健康・医療	3　地域における医療体制の確保
12	17　健康・医療	4　医療保険制度の安定的な運営
13	18　地域福祉	1　地域包括ケアシステムの構築
14	18　地域福祉	2　生活を支える福祉の充実
15	19　高齢者福祉	1　高齢者支援体制の充実
16	19　高齢者福祉	2　介護保険制度の円滑な運営と適切なサービスの提供
17	19　高齢者福祉	3　介護予防の推進
18	19　高齢者福祉	4　高齢者とその家族等への総合的な生活支援
19	20　障がい者福祉	1　障がいのある人の人権が守られる取組の推進
20	20　障がい者福祉	2　障がいのある人への支援の充実
21	32　上下水道	2　上水道未整備地区における飲料水の安定確保

Ⅱ　重点方針　－施策の方向性と内容－

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.1</td><td>政策分野１</td><td>子ども・子育て</td><td>施策１</td><td colspan="2">子どもの育ちを支える取組の推進</td></tr>
<tr><td>重点方針
－施策の方向性－</td><td colspan="4">すべての子どもが、その家庭の状況にかかわらず、健やかに育つことができる環境を整え、経済的支援を図るなど、引き続き子どもたちの成長を支える取組を推進します。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【重点的取組】
①　児童の養育にあたっての手当の支給
児童手当の適正な支給に努めるとともに、市政だより・市ホームページ・制度のしおり等を活用して適切な周知を図ります。
マイナポータルを利用した電子申請の取扱いにより、受給者の手続き等の簡素化を図り、市民の利便性の向上に努めます。
②　子どもの医療費の助成
子どもの疾病の早期かつ適正な受診による重症化の抑制、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。
また、事業を継続的に運営するための財源確保について、県へ補助金の対象拡大及び補助継続の要望を行います。
③　新型コロナウイルス感染症の影響における経済対策
国が行う新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に対応した、子育て世帯に対する給付金給付事業について、速やかな給付に取り組みます。
④　子ども・子育て支援事業計画の推進
第２期子ども・子育て支援事業計画の内容を確実に推進するため、庁内検討組織や子ども・子育て会議を活用して、適切に進行管理を行っていきます。
⑤　保育施設などの利用者負担の軽減
市独自の軽減策を継続するとともに、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に係る給付を確実に行い、引き続き、利用者負担の軽減を図っていきます。</td><td colspan="2">【主要事業の詳細】⇒別ページ参照
①　児童手当（こども家庭課）
②　子ども医療費助成事業（こども家庭課）
③　子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（こども家庭課）
④　子ども・子育て支援事業計画の推進（こども保育課）
⑤　教育・保育施設の利用者負担額の減免（こども保育課

【部局間連携／市民協働／官民連携】
①　手続きの利便性向上や適正な手当の支給、医療費助成による経済的支援に向け、部局間及び関係機関との情報共有や連携を図るため、窓口研修会等を開催します。</td></tr>
</table>

重点方針No.２	政策分野１	子ども・子育て	施策２	安心な妊娠・出産、育児等の支援
	重点方針 －施策の方向性－	安心して家庭をもち、子どもを産み育てられるよう、妊娠、出産、育児等への切れ目のない支援を行います。		

【重点的取組】

①　安心・安全な妊娠、出産への支援

妊娠・出産・育児への切れ目のない支援のため、子育て世代包括支援センターにおける情報の一元化や母子保健コーディネーター（助産師）の増員による支援の充実、関係機関との連携強化に継続して取り組むとともに、市民周知に努め、センターの活用推進を図ります。

また、妊産婦健康診査の助成による経済的負担の軽減を図るとともに、令和３年度より妊娠20週前後での超音波検査の追加、また、産後２週間健診が追加となったことから、医療機関等と連携した産後の支援に努めます。

さらに、産後ケア事業による出産後の母親の心身の負担の軽減、加えて、支援を必要とする妊産婦の早期把握や「親子の健康づくりガイドブック」を活用した情報提供、保健指導等により、妊産婦の出産に関する不安軽減、孤立化防止及び虐待予防に取組みます。

②　乳幼児期の育児支援

保護者が安心して子育てをすることができ、子どもが望ましい生活習慣を身につけることができるように、乳児家庭全戸訪問や母子保健事業等による情報の提供と相談等の支援に継続して取り組みます。

また、乳幼児健診や５歳児発達相談、わんぱく相談など、支援が必要な子どもの早期発見と、保護者や保育者が子どもの特性について理解を深め、適切な対応ができるよう事業内容の充実に努めます。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　子育て世代包括支援センター支援事業
　（健康増進課・こども家庭課・こども保育課）
②　５歳児発達相談事業（健康増進課）
③　安全な妊娠・出産への支援事業（健康増進課）
④　育児支援事業（健康増進課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援に向け、医療や福祉及び子育て支援施設等の関係機関と連携強化を図ります。

②　医療機関や子育て支援センター（保育所、認定こども園、幼稚園等）、ファミリー・サポート・センター等と情報共有に努めるなど連携を図ります。

重点方針No.３	政策分野１	子ども・子育て	施策３	未就学期から学齢期の成育環境の充実
	重点方針 －施策の方向性－	多様な就労形態や保育ニーズに対応するため、質の高い教育・保育サービスの提供を進め、子どもたちの放課後の居場所をより豊かで安心できるものとします。		

【重点的取組】

①　乳幼児期における保育・教育サービスの充実

特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設に対し、施設型給付及び地域型保育給付を適正に支給するとともに、保育士確保に向けた取組を推進し、教育・保育の質の向上と受入児童数の拡大を図るとともに、保育施設ＡＩ入所調整システム導入事業による入所調整作業の時間短縮を図り、保育施設における新規入所児童の受入準備期間を十分に確保し、良質な保育の提供を促進します。

また、公立幼稚園、保育所に関しては、そのあり方及び方向性について検討していきます。

②　こどもクラブの充実

こどもクラブの受け入れ人数の拡大等により待機児童解消に努めるとともに、放課後児童支援員に対して県や市主催の研修受講を推奨するなど、育成支援の質の向上に取り組みます。

③　子どもの居場所づくり

18歳未満の児童に対する遊びを中心とした健全育成のため、児童館の環境整備と児童館事業のＰＲ、事業の質的向上に努めます。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　子どものための教育・保育施設への給付事業（こども保育課）
②　保育士確保支援事業（こども保育課）
③　保育士宿舎借り上げ支援事業（こども保育課）
④　保育施設ＡＩ入所調整システム導入事業（こども保育課）
⑤　児童健全育成事業（こども保育課）
⑥　児童館運営事業（こども保育課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　教育・保育環境の充実に向けて、保幼小連携等の視点や新・放課後子ども総合プラン（国）の推進の観点から教育部局との連携を図ります。

重点方針No.4	政策分野１	子ども・子育て	施策４	子どもが安心して生活できる環境づくり
	重点方針 ー施策の方向性ー	ひとり親や父母のいない児童の家庭について、子どもの育成に必要な環境整備を行います。 また、児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応を図るため、関係機関との連携を進め、子どもや子育てに課題を抱える家庭への支援体制を強化します。		

【重点的取組】

①　子どもの虐待防止の強化

児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会や子育て世代包括支援センター等の関係機関との連携を進めるとともに、支援体制を強化し、問題を抱えた家庭に対する支援を行います。

また、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う子ども家庭総合支援拠点の設置により、すべての児童の健全育成と、児童虐待の発生予防から自立支援までの対策強化等を図ります。

さらには、家族等からの家事や育児への援助が難しく、子育てに対して不安や孤立感を抱えている家庭を対象に産後ヘルパーを派遣して、育児･家事援助を行うことにより、養育者の心身の健康維持及び児童の福祉向上を図ります。

②　ひとり親家庭等への支援の充実

ひとり親家庭や父母のいない児童の家庭の負担を軽減し、安心して子育てができるよう支援します。

③　子育てに関する相談体制の充実

市民等からの様々な相談に対して、家庭相談員や女性相談員が助言・指導・情報提供を行いながら支援します。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　児童虐待防止対策事業（こども家庭課）
②　子ども家庭総合支援拠点事業（こども家庭課）
③　産後ヘルパー派遣事業（こども家庭課）
④　家庭児童相談室運営事業（こども家庭課）
⑤　ひとり親家庭医療費助成事業（こども家庭課）
⑥　児童入所施設措置費（母子生活支援施設）（こども家庭課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　要保護児童対策地域協議会においては、部局間及び関係機関との情報共有や連携が図れるよう、会議・研修会を開催します。
②　子ども家庭総合支援拠点及び産後ヘルパー派遣事業においては、部局間及び関係機関との情報共有や連携を図り、子ども等の相談支援や児童虐待の未然防止、早期把握、早期対応を行います。

重点方針No.５	政策分野１	子ども・子育て	施策５	障がいのある子どもたちの療育体制の充実
	重点方針 ー施策の方向性ー	障がいのある子どもたち一人ひとりに寄り添った、きめ細かな支援及び環境整備を行うとともに、自立や社会参加に必要な力を育みます。		

【重点的取組】

①　支援が必要な子どもたちの早期発見、早期療育の推進

将来にわたる支援を見据え、子育て世代包括支援センターの設置による母子保健施策（乳幼児健診や５歳児発達相談事業、わんぱく相談事業等）とこども子育て施策、障がい児支援施策との更なる連携を図ります。

また、これらの健診や相談事業、家庭相談員に寄せられる相談等で把握される「支援が必要な子ども」について、保護者からの相談に適切に応じるとともに、療育サービスを必要とする場合には早期のサービス利用につなげることができるよう相談体制とサービス提供体制の充実を図ります。

②　支援が必要な子どもたちへの早期からの一貫した支援

障がいのある子どもが健やかに育ち、すべての子どもが等しく、安心して生活するために、第２期障がい児福祉計画に基づき、子ども一人ひとりのニーズに応じたサービスの提供に努めます。

また、医師、支援学校、児童相談所、当事者（障がいのある子どもの保護者）、保育所や認定こども園、小中学校等の関係機関の参画の下で地域自立支援協議会療育部会を開催し、教育、医療、福祉などの関係機関の連携を深め、障がいのある子どもとその保護者への切れ目のない一貫した支援を行う体制づくりに引き続き取り組みます。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　障がい児福祉計画の推進（こども家庭課）
②　障害児通所給付事業（こども家庭課）
③　障がい児相談支援事業（こども家庭課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　健康福祉部のみならず教育委員会も構成員となる地域自立支援協議会の中に療育部会・特別支援連携ワーキンググループを設置し、幼稚園、保育所等から小学校、中学校、高等学校等を経て就職等の地域生活を営むまでのライフステージの移行に応じた連携・支援体制の充実に取り組みます。

重点方針No.６	政策分野４	地域による子どもの育成	施策１	子どもと子育て家庭を支える地域づくり
	重点方針 －施策の方向性－	地域社会の中で安心して子育てができ、一人ひとりの子どもたちが健やかに成長することができるよう、地域で子育てを支える意識づくりや交流機会の創出等を推進します。		

【重点的取組】

①　市民参加による子育て支援の推進

子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って健やかに成長できる地域づくりを目指し、官民連携・協働により、子育てを地域全体で継続的に支援していくため、創設した基金を原資に、地域に根差した子育て力向上に資する支援活動を行う団体へ助成を行うとともに地域の中で安心して子育てができ、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう地域みんなで子育てを支える様々な活動を支援します。

②　子育てする親、家庭への相談支援、交流促進

子育て支援拠点の設置を推進し、地域の子育て支援機能の充実を図っていきます。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　ファミリー・サポート・センター事業（こども家庭課）
②　子ども未来基金事業（こども家庭課）
③　地域子育て支援拠点事業（こども保育課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　市民ボランティア等の参画を得ながら、妊娠期から子育て期まで、安心して出産し育児にあたれるよう、妊娠期からの健康づくりのための情報提供や育児相談の充実を図ります。
②　保育所、幼稚園等の関係機関と連携し、必要な子育て支援が利用しやすい環境を整備します。

重点方針No.7	政策分野９	社会参画	施策２	高齢者等の活躍の促進
	重点方針 ー施策の方向性ー	多様な社会経験を持つ人が、自らの知識・経験・能力を活かし、就労やボランティア活動等を通して、地域社会に参画し活躍できる場や機会を提供するなど、積極的な社会参画を促進します。		

【重点的取組】

①　高齢者の生きがいづくり

高齢者が地域で生き生きと暮らし続けるため学習機会の提供を継続して行います。

②　高齢者の社会参加・参画の促進

地域住民が支え合うネットワーク強化の担い手として元気な高齢者のボランティア参加への支援を継続して行います。

市民の地域活動参加と、高齢者の社会参加の促進や介護予防の推進を図るため、ボランティアや介護予防活動等に参加した方を対象に活動に応じた特典を付与するポイント制度を実施します。

③　高齢者の就労支援

高齢者が能力を発揮できる就労の場や、地域のために活躍できる機会の拡充のためシルバー人材センターへの支援などを継続して行います。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　あいづわくわく学園事業（高齢福祉課）
②　ゆめ寺子屋事業（高齢福祉課）
③　地域支援ネットワークボランティア事業（高齢福祉課）
④　高齢者能力活用事業（高齢福祉課）
⑤　つながりづくりポイント事業（高齢福祉課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　高齢者の生涯学習機会の提供や生涯学習の推進を担う人材の育成のため、教育委員会との連携を図ります。
②　シルバー人材センターとの連携により、高年齢者雇用確保措置の導入や雇用受入の要請、能力開発に係る情報提供を行います。
③　庁内や地域住民、専門機関との連携により、支え合いの輪をひろげます。

重点方針No.８	政策分野９	社会参画	施策３	障がいのある人の活躍の場の創出
	重点方針 －施策の方向性－	障がいのある人が、それぞれ個性を発揮しながら、就学や就労、社会への参画などの自己実現ができる環境づくりを推進します。		

【重点的取組】

①　障がいのある人の社会参画

障がいのある人及び障がいのある子どもに対し、各種講習やイベント等を開催し、地域住民との交流を促進するとともに、気軽に立ち寄って交流や活動ができる集いの場として「余暇活動支援センターふらっと」を運営していきます。

②　障がいのある人の雇用・就業の促進

障がいのある人の雇用・就業促進に向け、市役所内においてはワークシェアリング事業を推進するとともに、市役所外においては地域自立支援協議会（就労部会）や障がい者就労支援促進会議と連携し、障がい者雇用に取り組む企業と就労を希望する障がいのある人のマッチングを推進します。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　余暇活動支援事業（障がい者支援課）

②　障がい者の雇用・就業の促進（障がい者支援課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　障がいのある人の雇用・就業促進のため、市商工課や農政課、ハローワーク、商工会議所などと連携し、企業等に対する障がい者雇用の理解促進や企業・農家と障がいのある人のマッチングを図ります。また、生活困窮者自立施策との連携強化に努めます。

②　障がいのある人の一般就労を促進するため、市障がい者活躍推進計画に基づき、市人事課等と連携し、市役所内における障がいのある職員の活躍を推進する体制整備に努めます。

③　障がい者就労支援施設からの優先調達方針を定め、当該施設からの製品購入や業務委託を全庁的に推進することで、就労機会の確保や工賃向上を図ります。

重点方針No.９	政策分野17	健康・医療	施策１	生活習慣病の予防
	重点方針 －施策の方向性－	生活習慣病の発症や重症化を予防するため、早期の発見・治療等に関する取組を推進します。また、子どもの頃からのより良い生活習慣の獲得に取り組み、ICT なども活用しながら市民自らによる適切な健康管理を進めます。		

【重点的取組】

①　健康診査や保健指導の充実

受診勧奨の充実や受診しやすい体制の整備を図り、各種健康診査の受診率の向上に取組みます。

また、健診結果等からターゲットを絞り、より効果的・効率的な保健指導を実施し生活習慣病の発症予防・重症化予防に引き続き取り組みます。

②　母子保健事業の充実

母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査等において「親子の健康づくりガイドブック」や「子どもノート」を活用し、妊産婦の健康づくりと乳幼児期からの将来の生活習慣病予防を見据えた取り組みを行います。

③　市民一人ひとりが取り組む健康づくりへの支援充実

健康や生活習慣病に関する情報発信を強化し、市民が主体的に健康づくりに取り組む動機づけとして「會津ＬＥＡＤ」をキーワードとした情報発信の取組や民間企業との連携に引き続き取組むとともに、30～50 歳代の世代を対象に健康づくりの取組も推進します。

また、健康ポイント事業の推進、ICT を活用した母子健康情報サービスの充実や、自身の健康情報を自らの健康管理に活用できる環境づくりに取り組みます。

④　こころの健康に関する正しい知識や対処法の普及啓発

こころの健康に関する正しい知識や対処方法の情報提供に引き続き取り組むとともに、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、「自殺対策推進計画」の推進に取り組みます。

⑤　食育の推進

「第２次食育推進計画（令和 3～7 年度）」に基づいて、世代・家族構成に応じた食育アプローチや、教育機関等の協力による食育の体験・指導、地域とともに進める地産地消や食品ロスへの取組みを推進します。

また、食育の日（毎月 19 日）の情報発信を強化するとともに、「食のあいづっこ宣言（仮称）」の策定を目指し、食育をより身近に感じる取組みも推進します。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　「第２次健康わかまつ 21 計画」の推進（健康増進課）
②　健康情報活用推進事業（健康増進課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　糖尿病性腎症や慢性腎臓病等の重症化予防の取組みとして医療機関と連携し保健指導を行っていきます。
②　市民の主体的な健康づくり定着・推進のため、保健委員会、食育ネットワーク等、既存の団体との連携強化を図ります。
③　生活習慣病の予防に向けた健康情報の発信など、医師会・歯科医師会・薬剤師会等の関係機関と連携しながら取り組みます。
④　「自殺防止対策計画」の推進のため、関係部局・団体との連携を図ります。
⑤　多角的な食育推進のため、農政部・観光商工部及び教育委員会等との連携を図ります。
⑥　歯科保健事業のフッ化物洗口事業の実施及び事業検証を含め、学校、歯科医師会、教育委員会等との連携を図ります。

重点方針No.10	政策分野17	健康・医療	施策2	感染症対策の推進
	重点方針 ー施策の方向性ー	感染症の予防の徹底とまん延防止に努め、新型感染症等の発生に備え、対策行動計画等に基づく危機管理体制の確立を進めます。		

【重点的取組】

①　予防接種の推進

感染症の予防の徹底とまん延を防止するため、引き続き国、県、医師会及び医療機関と連携を図りながら、予防接種の周知や接種勧奨を積極的に行い、接種率の向上に継続して取り組みます。

令和３年度は、円滑に実施できる接種体制を整備するとともに、医師会等の関係機関と連携を図り、迅速に新型コロナウイルスワクチンの接種体制を構築して円滑な接種に取組みます。

さらに、最終年度となる風しんの追加的対策を推進します。

また、子宮頸がん予防ワクチン接種等による健康被害への対応については、国への申請手続き等の支援を含めて丁寧な対応に努めます。

②　環境衛生対策の推進

市民の衛生的な生活環境の確保、感染症の予防・拡大防止を図るため、財政支援による公衆浴場転廃業の防止、水害発生時等の防疫活動、集合予防注射による狂犬病の発生予防及び許可制による適正な墓地管理等の環境衛生対策を継続して実施します。

なお、新型コロナウイルスに関しては、市政だよりや市ホームページ等を通じて感染対策の意識啓発を図るとともに、様々な相談に対応できる「総合コールセンター」の取組を継続していきます。

また、感染症対策にあたる医療従事者に対して、宿泊費用の一部補助を行うことにより、医療体制の維持に向けた支援を継続していきます。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　予防接種事業（健康増進課）
②　新型コロナウイルスワクチン接種事業（健康増進課）
③　感染症対策事業（健康増進課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　水害や新型感染症等発生時に備え、国・県や医療機関及び関係部局等との連携の確認・強化に努めます。

重点方針No.11	政策分野17	健康・医療	施策3	地域における医療体制の確保
	重点方針 －施策の方向性－	県及び医師会との連携のもと、小児科医をはじめとする医療従事者の確保を図り、救急時の医療対応を含めた地域医療体制を維持します。		

【重点的取組】

①　夜間や休日などにおける救急医療体制の確保

医師会及び医療機関等との連携しながら、「初期救急医療」としての夜間急病センター運営事業及び休日当番医制事業の実施、「二次及び三次救急医療」としての救急医療病院群輪番制運営事業の継続的な実施により、夜間及び休日における安定的な救急医療体制の確保に努めるとともに、重症度・緊急度に応じた適切な利用のための周知を図ります。

②　地域医療体制の確保

県、会津若松医師会等との連携のもと、産科医及び小児科医をはじめとする医療従事者の確保に向けた対策など、将来的にも維持可能な地域医療体制の整備に向けた取り組みを検討していきます。

また、医師会や地域医療支援病院等が取り組むＩＣＴを活用したオンライン診療については、コロナ禍においても福祉施設での取組みや大学病院との連携も開始されたことも踏まえ、事業の検証とともに事業推進のための手法等について検討していきます。

なお、令和３年度は、夜間急病センターにおける発熱外来機能を継続し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、地域医療がひっ迫しないように医療機関との連携・相互支援の強化を図ります。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　夜間急病センター運営事業（健康増進課）
②　休日当番医制事業（健康増進課）
③　救急医療病院輪番制運営事業（健康増進課）
④　オンライン診療推進事業（健康増進課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　将来的にも維持可能な救急医療体制・地域医療体制の確保に向け、県及び会津若松医師会等と協議・連携を図ります。

重点方針No.12	政策分野17	健康・医療	施策４	医療保険制度の安定的な運営
	重点方針 －施策の方向性－	医療制度改革の動向を的確に捉えながら、適切な医療給付を実施することで、医療保険制度の安定的な運営を図ります。		

【重点的取組】

①　適切な医療給付の実施

第３期会津若松市国民健康保険事業運営健全化指針の見直しを踏まえ、引き続き健康づくり、ジェネリック医薬品の使用促進やレセプト点検などの医療費の適正化に取り組みます。

②　国民健康保険税の適正な賦課と徴収

資格管理の適正化や国保事業費納付金等を踏まえた税率の見直しを行います。また、徴収率向上に向け、滞納者の実態把握や、新たな取組について検討します。

③　保健事業の推進

「国民健康保険第２期データヘルス計画」・「第３期特定健康診査等実施計画」の中間評価に基づき、目標達成に向け、特定健康診査の受診率の向上や、効果的な特定保健指導、生活習慣病の重症化予防に取り組みます。

特定健康診査の受診率向上のため、これまでの町内会などの協力による広報や、国保推進員による受診勧奨の取組に加え、未受診者を過去の受診履歴をもとに特性別に分類し、受診率が上がると考えられる特性別のメッセージを活用した個別の受診勧奨を継続して実施し、受診率の向上を図り、疾病の早期発見・早期治療につなげます。

④　県単位化に伴う国保事業の安定化に向けた取組

国保事業費納付金の納付や県単位での資格管理、高額療養費算定、その他制度改正等について適切に対応します。

⑤　高齢者の介護と保健事業の一体的実施

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、医療・健診・介護のデータ分析の結果に基づいた事業内容等について検討し、できる限り早期の事業開始に向け、準備を進めます。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　国民健康保険事業（国保年金課）
②　特定健康診査未受診者対策事業（国保年金課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　居所不明者の資格確認については、住民基本台帳法に沿って市民部と連携します。
②　賦課徴収については、コンビニ納付・インターネット納付共同実施のため、財務部と連携します。
③　特定健康診査事業については、市内の温泉宿をはじめとする事業所の方々の協力をいただき、健診受診者への日帰り温泉入浴割引券等の配布、集団健診会場での地元野菜の販売等、受診率向上につながる取組を実施します。
④　高齢者の介護と保健事業の一体的実施については、介護保険の地域支援事業や国民健康保険・後期高齢者医療の保健事業と一体的に実施するため、健康福祉部内において連携します。

重点方針No.13

政策分野18	地域福祉	施策１	地域包括ケアシステムの構築

重点方針
－施策の方向性－

要支援者である高齢者や障がいのある人、さらには子どもたちなど誰もが、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、本市の特性を踏まえた地域においての見守り、支え合うことができる仕組み「地域包括ケアシステム」を構築します。

【重点的取組】

①　すべての市民を対象とした地域包括支援体制の整備

地域包括支援体制の整備に向けて、「地域福祉活動計画」の策定主体である社会福祉協議会とともに、民生委員・児童委員、区長会、自立支援協議会、地域包括支援センター等の関係機関との協議を行います。

特に、社会福祉協議会が中心となって組織化を進めている地区社会福祉協議会について、設立に向けた支援を行います。

第２期地域福祉計画における重点的に取り組む施策である会津若松市版地域包括システムの構築に向け、本市の特性を踏まえた仕組みづくりについて研究を進めます。

②　地域での見守り・支援体制の充実

関係機関との協議を踏まえ、明らかになった課題について、解決に向けた仕組みづくりを促進します。

③　地域福祉に関する理解の促進

第２期地域福祉計画の浸透を図るため、計画の地区説明会の実施や地域福祉を考えるフォーラムの開催など、地域福祉に関する理解の促進に取り組みます。

④　地域福祉活動の担い手の育成

社会福祉協議会等と協力し、地域福祉の基盤となるサロン活動等の支援や研修会の実施等により人材育成を行います。

⑤　地域福祉活動団体等への支援

社会福祉協議会、民生委員・児童委員、保護司など、地域福祉を支える団体の活動に対し支援を行います。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　地域福祉計画推進事業（地域福祉課）
②　地域福祉活動推進事業補助金（地域福祉課）
③　民生委員・児童委員活動事業（地域福祉課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　地域での見守りの仕組みづくりにあたり、企画政策部等における自治基本条例推進事業など、地域自治・地域づくり・地域防災・コミュニティに関連する施策との連携を図ります。

②　「地域福祉活動計画」の策定主体である社会福祉協議会と一体となって、「地域福祉計画」の推進を図ります。社会福祉協議会や地域とともに地域福祉活動の担い手となる地区社会福祉協議会の組織化に向けた取組を進めます。

③　会津若松市版地域包括ケアシステムの構築にあたり、庁内の関係各課、関係機関、市民、各種団体と連携した取り組みを進めます。

重点方針No.14

政策分野18	地域福祉	施策２	生活を支える福祉の充実

重点方針 －施策の方向性－	様々な課題を抱える生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援制度に基づき、深刻な事態に陥ることを未然に防ぐための予防的な支援を強化していきます。また、こうした問題を地域全体の問題として多様な主体が共有し、連携できる仕組みを構築します。加えて、生活のセーフティネットである生活保護制度の適正な運用を図ります。

【重点的取組】

①　生活に困窮する人の自立支援

「生活サポート相談窓口」において、社会福祉協議会職員派遣による相談体制の充実を図り、生活に困窮する方からの相談に応じ、経済的な自立に向けて関係機関と連携しながら、就労支援をはじめ新たに実施する家計支援などの様々な支援を包括的、継続的に実施します。また、対象世帯の子どもへの学習支援を行い、貧困の連鎖の防止に取り組むなど、支援の充実を図ります。

併せて、感染症の影響により減収し生活に苦慮する世帯を対象として、家計回復までの一助となるよう「生活支援臨時特別給付金」を給付します。

また、今後生活困窮に至る可能性のあるひきこもりに対し、関係機関と連携しながら、相談体制の強化及び支援の充実に向けた取組を進めます。

②　生活保護の適正な実施

生活保護受給者の生活の安定や自立を促進するため、各支援員を配置しきめ細かな支援を実施するとともに、生活保護制度の適正な運用のため、保護費の適正な支出及び債権管理に取り組みます。

また、日常生活及び社会的な自立を促進するため、健康管理支援員による生活保護受給者の生活習慣病の発症予防及び重症化予防に取り組みます。

資料：生活保護の被保護世帯数等

	令和２年４月１日	令和３年４月１日
被保護世帯数	1,496 世帯	1,448 世帯
被保護者数	1,846 人	1,772 人
保護率	15.6 ‰	15.0 ‰

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　自立生活サポート事業（地域福祉課）
②　ユースプレイス自立支援事業（地域福祉課）
③　セーフティネット事業（地域福祉課）
④　生活保護法に基づく各種扶助費等（地域福祉課）
⑤　生活支援臨時特別給付金給付事業（地域福祉課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　生活困窮者の早期発見、早期支援のために、市税等の徴収部門や教育委員会等で構成する生活困窮者自立支援庁内連携連絡会議を中心として、部局間の連携体制を整備するとともに、各地域(地域包括支援センター、民生委員・児童委員)と連携し、情報共有を図ります。

また、包括的な支援の取組を推進するため、社会福祉協議会、ハローワーク等と連携し、協働で支援に取り組みます。

②　社会問題化しているひきこもりの支援にあたり、会津若松市ひきこもり支援連携会議を中心に、関係機関と連携し情報共有を図りながら、個々の状況に応じたきめ細かな支援に向けて取り組みます。

③　生活保護の実施に当たっては、被保護世帯の自立助長のため、部内各課をはじめ、学校、医療機関、介護施設等の各種関係機関と連携し、協働で支援を行います。

重点方針No.15	政策分野19	高齢者福祉	施策１	高齢者支援体制の充実
	重点方針 －施策の方向性－	高齢者の住み慣れた地域での生活を支援するため、地域包括支援センターを核として介護・医療・予防という専門サービス、住まい・生活支援サービスの連携を推進します。また、介護サービス以外の支援の取組や在宅で介護する家族等を応援する体制の充実、ICTの活用による状況把握や情報共有等を図ります。		

【重点的取組】

①　地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターが市とともに、高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画に位置づけている「地域包括ケアシステム」構築の中核機能を担えるよう、今後もセンターの機能や職員体制のさらなる強化を図り、本年度は事務員をセンターに配置します。

また、平成30年度より外部評価を実施しており、引き続き検証や強化策について検討します。

②　地域ケア会議の開催等による地域支援ネットワークの構築

会津若松市版地域包括システムを推進するため、地域の課題解決や情報共有を行うため、地区生活支援コーディネーターを配置するとともに、関係機関及び住民等による地域ケア会議（地区協議体）等を開催し、高齢者の地域支援ネットワークを構築します。

また、在宅医療・介護連携推進事業により、医療・介護関係者の連携を推進します。

③　地域住民をはじめとした多様な実施主体による多様なサービスの提供

地域高齢者の介護予防や日常生活支援について、住民をはじめとした様々な方々や事業所の提供体制を構築します。

地域住民主体のサービス提供体制の構築には時間を要するため、まずは介護サービス事業所等による、多様なサービス提供を目指します。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　地域包括支援センター事業（高齢福祉課）
②　在宅医療・介護連携推進事業（高齢福祉課）
③　生活支援体制整備事業（高齢福祉課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　高齢者の住み慣れた地域での生活を支援するため、地域包括支援センターとの連携を図ります。

②　第２期地域福祉計画における重点的に取り組む施策である会津若松市版地域包括システムの構築に向け、地域共生社会を推進するため、部内及び各部門間での横連携を推進する会議を実施します。

重点方針No.16	政策分野19	高齢者福祉	施策２	介護保険制度の円滑な運営と適切なサービスの提供
	重点方針 －施策の方向性－	特別養護老人ホーム等の介護保険施設サービスや、地域密着型サービスなどの在宅介護サービスの充実を図ります。 また、介護保険制度の円滑な運営を図るため、介護サービス、利用者負担及び介護保険料の適切なバランスを図ります。		

【重点的取組】

①　高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進

「高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画」に基づき、高齢者の方が可能な限り住み慣れた地域でその人らしい生活が続けられるよう地域包括ケアシステムの構築を目指します。

②　在宅と施設のバランスのとれた介護サービス環境の構築

「高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画」に基づき、在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの提供や、現在不足している夜間の訪問介護・看護サービスなどの構築に取り組みます。

サービスの充実をめざして、地域密着型サービスの施設整備を行います。

③　円滑で安定した介護保険事業の運営

介護事業所等への研修・指導等を通じて、要介護認定調査の平準化や介護サービス等の質の向上、適正化に取り組みます。

また、総合事業等が円滑に運営できるよう関係機関と連携を図るなど、安定した介護保険事業の運営を行います。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進（高齢福祉課）
②　介護給付適正化事業（高齢福祉課）
③　要介護認定調査事業（高齢福祉課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　要介護認定調査業務の一部を指定市町村事務受託法人等に委託することを通じ、適正かつ円滑な認定調査を実施します。

重点方針No.17

政策分野19	高齢者福祉	施策３	介護予防の推進
重点方針 －施策の方向性－	介護予防・日常生活支援総合事業を柱とした介護予防サービスの充実を図り、要介護状態への移行の防止と、進行の抑制に取り組みます。		

【重点的取組】

①　地域住民が主体となった介護予防への取組の充実

地域サロンへの支援の充実を図るとともに、リハビリテーションを取り入れた介護予防体操に取り組む地域サロン等の拡大や介護予防講座における講師派遣の拡大等により、住民主体の介護予防活動をさらに推進します。また、いきいき百歳体操のサポーターを育成します。

②　要介護状態への移行を防ぐ予防サービスの充実

介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な運営により、これまでの介護予防サービスに加えて、多様な主体によるサービスを推進します。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　介護予防・生活支援サービス事業（高齢福祉課）
②　一般介護予防事業（高齢福祉課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　要介護状態の要因となる生活習慣病は健康課題の一つであることから、生活習慣病の発症や重症化を予防するため、健康増進課との連携を図ります。

重点方針No.18	政策分野19	高齢者福祉	施策４	高齢者とその家族等への総合的な生活支援
	重点方針 －施策の方向性－	高齢者及び高齢者を介護する家族等を支援するため、高齢者の権利擁護や安全確保を推進します。また、認知症の早期発見、早期対応への取組や理解促進の取組を推進します。		

【重点的取組】

①　認知症高齢者及びその家族への支援体制の構築

認知症について、認知症サポーターの養成等により市民の方への理解を広げるともに、本人及び家族を支援する体制を構築します。

また、認知症初期集中支援チームの活動により、早期発見・早期対応に取り組みます。

②　高齢者の権利擁護、安全確保の推進

成年後見制度の普及・啓発や虐待防止対策などにより、高齢者の権利を守る取組を推進し、「成年後見制度利用基本計画」にもとづき、中核機関の整備を推進します。また、福祉・医療・防災地域連携強化のためのシステム導入による災害時要支援者の避難体制構築への支援や関係機関と連携した感染症対策など、高齢者の安全確保を図ります。

③　高齢者の生活全般の支援充実

在宅で生活する要支援高齢者や介護者の家族、一人暮らし高齢者等に対する生活支援を推進します。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　認知症対策事業（高齢福祉課）
②　成年後見制度利用支援事業（高齢福祉課）
③　福祉・医療・防災地域連携強化事業（高齢福祉課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　危機管理部門との連携により、高齢者が住み慣れた地域で、安全で安心な生活を継続することができるよう、消費者被害対策や交通事故対策に取り組みます。
②　危機管理部門との連携により、高齢者などの災害時における避難支援体制づくりを進めます。
③　企画部門との連携により、高齢者の外出支援のため公共交通の利便性の向上や利用促進に取り組みます。
④　建設部門との連携により、高齢者向け優良賃貸住宅の供給を支援するなど居住の安定を支援します。
⑤　成年後見制度については、「第２期地域福祉計画」において策定した「成年後見制度利用促進計画」に基づき、福祉部局内の障がい分野と連携してまいります。

重点方針No.19

政策分野 20	障がい者福祉	施策 1	障がいのある人の人権が守られる取組の推進

重点方針 －施策の方向性－	障がいのある人に対する差別や虐待の防止、合理的配慮の推進を図るため、障がいに対する正しい知識や理解の習得を個人から全体に広げ、障がいのある人の人権が守られる地域づくりを推進します 。

【重点的取組】

① 障がいに関する理解推進

差別解消支援地域協議会の設置による、障がい者差別に対するより有機的な相談体制の構築を図るとともに、外見からは援助や配慮の必要性がわかりづらい方々が身に付けることで、その必要性を周囲に示す「ヘルプマーク」の周知や配布を行います。

また、「福祉のまちづくり講演会」を開催し、これまで「障がいのある人」や「差別」に関心を持たなかった層に向けた、広報啓発を行います。

さらに、小中学校での障がいのある人等を講師とした障がいの理解促進のための講座を実施します。

併せて、障がいを理由とした差別と思われる事例等、障がい差別の現状把握に努め、差別解消に向けた施策のあり方を検討していきます。

② 障がいのある人の権利擁護の推進

知的障がい者及び精神障がい者の権利擁護の手段として成年後見制度は効果的なことから、今後とも成年後見制度利用を促進するとともに、高齢者・障がい者虐待防止ネットワークや相談支援事業所等との連携により、障がいのある人に対する差別・虐待の防止や早期発見・早期支援の推進を図ります。

また、支援する後見人については、成り手が不足している状況であることから、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制整備を促進するとともに、「成年後見制度利用基本計画」にもとづき、中核機関の整備を推進します。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

① 障がい者差別解消推進事業（障がい者支援課）
② 成年後見制度利用促進事業（障がい者支援課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

① 障がいのある人が地域生活において差別的取扱いを受けることがないよう、市内観光施設等における障がい者団体の受け入れ調整について観光商工部と取り組みます。
② 障がいのある子どもの学校受入れ、障がい者による芸術作品の展示、図書館での啓発図書等の紹介など、教育委員会との連携により障がい者理解促進に取り組みます。
③ 関係機関が行う障がいを理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた取組を効果的かつ円滑に行うため、差別解消支援協議会において情報共有及び協議を行います。
④ 成年後見制度は、認知症の人の支援にも欠かせないことから、「第２期地域福祉計画」において策定した「成年後見制度利用促進計画」に基づき、福祉部局内の高齢分野と連携してまいります。

重点方針No.20	政策分野 20	障がい者福祉	施策２	障がいのある人への支援の充実
	重点方針 ー施策の方向性ー	障がいのある人の様々なニーズ等を受け止め、適切なサービスを提供するため、基幹障がい者相談支援センターや地域障がい者相談窓口などの相談支援体制の充実強化、各種相談支援事業所、介護・福祉サービス事業所等との連携強化を図ります。 また、各種障がい福祉サービスや助成事業の周知や情報提供を進めます。		

【重点的取組】

①　障がい者計画・障がい福祉計画の推進

「障がい者計画・第６期障がい福祉計画」に基づき、障がいのある人の自立や社会参加支援等に関する施策や障がい福祉サービス等の提供基盤の整備を推進していきます。

②　相談支援体制の充実強化

障がいのある人が身近な地域で気軽に相談でき、必要とするサービス等が受けられるよう、基幹相談支援センターを中核として、地域相談窓口の拡充を図るなど地域の各種相談支援事業所と連携して重層的な相談支援体制を構築します。

③　各種障がい福祉サービスや助成事業等の充実

障がいのある人が安心して地域で生活できるよう、必要とされる障がい福祉サービス等を提供していくとともに、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、整備した「地域生活支援拠点等」における機能の充実に努めます。

また、補装具費支給や日常生活用具費助成、重度心身障がい者医療費助成事業等の様々な手帳所持者に対する助成制度について、関係機関との連携のもと周知や情報提供を行い、必要な支援の推進を図ります。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　障がい者計画・障がい福祉計画の推進（障がい者支援課）
②　障がい者相談支援体制の充実（障がい者支援課）
③　地域生活支援拠点等の整備（障がい者支援課）
④　障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等（障がい者支援課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　障がい者計画・障がい福祉計画の推進にあたっては、庁内の関係部局から構成する庁内連絡調整会議にて、部局間連携を進めながら、進行管理を行います。

②　医療、経済、教育、福祉等の関係者で構成する地域自立支援協議会を設立し、地域全体で支える仕組みづくりや障がい者計画・障がい福祉計画の事業評価等を行います。

重点方針No.21	政策分野32	上下水道	施策2	上水道未整備地区における飲料水の安定確保
	重点方針 －施策の方向性－	上水道が整備されていない地区においても、安全で安心な飲料水を安定的に確保します。		

【重点的取組】

①　地区給水施設の整備推進

上水道未整備地区について、整備要望等があった場合には、地区住民の意思や状況を尊重しながら十分な協議を行った上で、補助金交付による必要な給水施設整備の推進を継続し、地域住民に安全かつ安心な飲料水の安定的な供給を図ります。

②　簡易水道及び地区給水施設の適正かつ効率的な維持管理の推進

市営簡易水道については、令和２年度に策定した「経営戦略」の実効性を高めていくために、施設の老朽化に伴う改修については、衛生的耐震的な視点も含めた地区との協議に努め、事業の方針やその取組体制についても検討に努めていきます。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　給水施設等整備事業（健康増進課）

②　簡易水道事業（公営企業会計）（健康増進課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　地方公営企業法を適用した市営簡易水道事業会計の適正かつ円滑な運営のため、上下水道局等関係部局との協議・連携を図ります。

令 和 3 年 度 重 点 方 針 に 基 づ く 取 組 の 概 念 図

『次世代を創るこどもたちの育成』と『健やかで思いやりのある地域社会の形成』

庁内連携

【企画政策部】
自治基本条例
男女協働参画

【市民部】
災害時要援護者支援
各種相談会

【観光商工部】
就労支援

【農政部】
農福連携
就農支援
食育推進

【建設部】
除雪困難者支援
住宅支援

【教育委員会】
放課後子ども教室
生涯学習
食育推進
歯科保健推進
（フッ化物洗口）

【上下水道局】
給水施設等整備

【全庁】
健康づくり推進
自殺対策
受動喫煙防止対策

施策（関係計画等）・主な事業

≪子ども・子育て≫『子ども・子育て支援事業計画』『障がい児福祉計画』

○子ども医療費助成事業　○子育て世帯生活支援特別給付金給付事業　○子育て世代包括支援センター事業　○5歳児発達相談事業 ○安全な妊娠・出産への支援事業 ○乳幼児健康診査事業 ○育児支援事業　○児童館運営事業　○子どものための教育・保育施設への給付事業　○児童健全育成事業　○児童虐待防止対策事業　○子ども家庭総合支援拠点事業　○産後ヘルパー派遣事業　○家庭児童相談室運営事業　○ひとり親家庭医療費助成事業　○障害児通所給付事業　○障がい児相談支援事業

≪地域による子ども育成≫

○ファミリー・サポート・センター事業　○子ども未来基金事業　○地域子育て支援拠点事業

≪社会参加≫

○あいづわくわく学園　○ゆめ寺子屋　○地域支援ネットワークボランティア事業
○障がい者雇用・就業促進事業　○ボランティア学園事業　○つながりづくりポイント事業

≪健康・医療≫『第２次健康わかまつ 21 計画』

○健康情報活用推進事業　○食育推進計画の推進　○自殺対策の推進　○受動喫煙防止対策
○予防接種事業　○夜間急病センター運営事業　○休日当番医制事業　○オンライン診療推進事業
○国民健康保険事業　○特定健診未受診者対策事業　○給水施設等整備事業

≪地域福祉≫　『地域福祉計画』・『地域福祉活動計画』

○地域福祉活動推進事業　○民生委員・児童委員活動事業　○自立生活サポート事業　○ひきこもり支援事業
○生活保護法に基づく各扶助費等　○セーフティネット事業　○生活支援臨時特別給付金給付事業

≪高齢者福祉≫『高齢者福祉計画・介護保険事業計画』

○地域包括支援センター事業　○在宅医療・介護連携支援センター（仮称）整備事業
○介護給付適正化事業　○介護予防・生活支援サービス事業　○一般介護予防事業　○認知症対策事業

≪障がい者福祉≫『障がい者計画』『障がい福祉計画』

○余暇活動支援事業　○障がい者の雇用・就業の促進　○障がい者差別解消推進事業
○成年後見制度利用促進事業　○障がい者相談支援体制の充実
○障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等　○地域生活支援拠点等の整備
○重度心身障がい者医療費助成事業　○日常生活用具費助成事業　○余暇活動支援事業

連携団体等

市社会福祉協議会
地域包括支援センター
会津保健福祉事務所
会津若松警察署
会津児童相談所
小中学校長協議会
民生児童委員協議会
会津若松地区保護司会
遺族会
会津若松医師会
会津若松歯科医師会
会津若松薬剤師会
市区長会
シルバー人材センター
会津若松商工会議所
あいづ商工会
ハローワーク 等

令和３年度　健康福祉部　主要事業

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
1	児童手当 （こども家庭課）	中学校修了までの児童の保護者等に対し、受給資格を認定し、児童手当を支給します。 ・支給対象：0歳から中学校終了前までの児童 ・支給額(月額)：3歳未満児 15,000円 3歳以上小学校終了前の第1子・第2子 10,000円、第3子 15,000円 中学生 10,000円、特例給付(所得制限以上) 5,000円
1	子ども医療費助成事業 （こども家庭課）	子どもの疾病又は負傷の治癒を促進し、健康増進を図るとともに、子育てにかかる保護者の経済的負担を軽減するため、18歳（18歳に達した以後における最初の3月31日）までの児童を対象に、保険診療の一部負担金を助成します。
1	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 （こども家庭課）	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、経済的支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を給付します。
1	子ども・子育て支援事業計画の推進 （こども保育課）	第２期子ども・子育て支援事業計画の内容を確実に推進するため、庁内検討組織や子ども・子育て会議を活用して、適切に進行管理を行っていきます。
1	教育・保育施設の利用者負担額の減免 （こども保育課）	保育所、幼稚園、認定こども園等の利用者負担額（保育料）について、感染症減免の他、市独自の多子軽減策を継続し、引き続き、利用者負担の軽減を図ります。

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
2	子育て世代包括支援センター事業（健康増進課）	主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行います。 母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行います。また、母子保健コーディネーター（助産師）を増員し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制強化に取り組むとともに、本センターの周知に努め、活用推進を図ります。
2	５歳児発達相談事業（健康増進課）	軽度の発達障がいに焦点を当てた気づきの場及び支援へとつなげていくプロセスを母子保健事業の枠組みのなかで構築し、子どもの行動特性を把握し適切な対応や支援へとつなぐことにより、子ども自身と保護者の困難感を軽減し、また、就学に向けての準備へとスムーズに連携が図れる体制を整備していきます。 発達障がいの特性に気づくことができるセルフチェック表をもとに、保護者が発達状況を確認し、心配なことや相談したいことがある方等を対象に発達相談を実施し、専門職の相談につなぎます。さらに適正就学に向けて、関係課と協議を行い継続支援につなげていきます。
2	安全な妊娠・出産への支援事業（健康増進課）	妊娠届出時に母子健康手帳を交付するとともに、妊娠中や産後の身体変化等の正しい知識や各種相談窓口についての情報提供行っています。また、医療機関との連携による妊娠・出産に不安がある妊婦等の早期把握と訪問支援、出産後の母親の心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業の実施等、妊娠・出産期における支援の充実に努めます。 さらに、妊娠・出産に伴う異常の早期発見や治療につなげるための妊産婦健康診査については、経済的な負担軽減を図るとともに、妊娠20週前後に超音波検査及び産後２週間健診を追加し健診内容の拡充と医療機関等と連携した産後の支援に取組みます。
2	育児支援事業（健康増進課）	保護者が、乳幼児の健康保持・増進に努めることができるよう、相談（乳幼児健康相談・健診事後相談）、訪問（乳児家庭全戸訪問、未熟児訪問）、７か月児離乳食教室、 未熟児に対する養育医療の給付等を実施します。

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
３	子どものための教育・ 保育施設への給付事業 （こども保育課）	子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設等に対して公定価格により算出する給付費を支給することにより、施設運営の安定化や子育て家庭の保育ニーズに対応するための量の拡充及び質の向上を図ります。
３	保育士確保支援事業 （こども保育課）	一斉受付時の０歳児から２歳児の年度途中入所予約により、配置基準上必要となる保育士を事前に確保した施設に対し、人件費の一部を補助することにより、保育人材の確保を図ります。
３	保育士宿舎借り上げ支援事業 （こども保育課）	事業者が保育士用の宿舎を借り上げる費用の一部を補助することにより、保育士が働きやすい環境を整備し、就業継続及び離職防止を図ります。
３	保育施設ＡＩ入所調整システム 導入事業 （こども保育課）	保育施設ＡＩ入所調整システムの導入により、保育施設への入所希望者の入所調整作業の大幅な時間短縮を図り、保育施設における新規入所児童の受入準備期間を十分に確保し、良質な保育の提供を促進します。
３	児童健全育成事業 （こども保育課）	昼間保護者のいない家庭の小学校児童（放課後児童）に適切な遊びや生活の場を確保し、その健全な育成と事故防止、保護者の就労支援を図ります。 こどもクラブの受け入れ人数の拡大等により待機児童解消に努めるとともに、放課後児童支援員に対して県や市主催の研修受講を推奨するなど、育成支援の質の向上に取り組みます。
３	児童館運営事業 （こども保育課）	18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊びや生活の場を確保し、それらの支援と地域における子育て支援を行い、子どもの健全育成を図ります。 児童館の環境整備と児童館事業のＰＲ、事業の質的向上に努めます。
４	児童虐待防止対策事業 （こども家庭課）	関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する者等によるネットワークを構築し、要保護児童、要支援児童、特定妊婦等の早期発見、早期対応と適切な支援に努めます。 また、児童虐待の未然防止のための啓発活動や関係機関等の構成員の資質向上のための研修会を実施します。

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
4	子ども家庭総合支援拠点 （こども家庭課）	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う子ども家庭総合支援拠点の設置により、すべての児童の健全育成と、児童虐待の発生予防から自立支援までの対策強化等を図ります。
4	産後ヘルパー派遣事業 （こども家庭課）	家族等からの家事や育児への援助が難しく、子育てに対して不安や孤立感を抱えている家庭に産後ヘルパーを派遣し、育児･家事援助を行うことにより、養育者の心身の健康の維持及び児童の福祉向上を図ります。
4	家庭児童相談室運営事業 （こども家庭課）	家庭相談員を２名配置し、電話や面接等により、児童の養育や家庭環境等、様々な相談に応じた助言や指導を行います。
4	ひとり親家庭医療費助成事業 （こども家庭課）	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、健康と福祉の増進を図るため、18歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の親と児童及び父母のない児童を対象に、保険診療の一部負担金を助成します。 なお、1,000円以下の自己負担額の廃止及び窓口無料化を継続して実施します。
4	児童入所施設措置費 （母子生活支援施設） （こども家庭課）	養育不安や母の障がい・精神疾患等により在宅での生活に問題のある母子世帯を入所させ、自立支援を行います。支援にあたっては、平成29年７月に開所した民設民営による母子生活支援施設の運営等に必要となる費用を負担します。
5	障がい児福祉計画の推進 （こども家庭課）	「第２期障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある子どもの健やかな育成のため、障がい児福祉サービス等の提供基盤の整備を推進していきます。
5	障害児通所給付事業 （こども家庭課）	障がいのある児童又は療育等の支援が必要な児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。 （サービスの種類：①児童発達支援、②放課後等デイサービス、③保育所等訪問支援）

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
5	障がい児相談支援事業 （こども家庭課）	障がい児通所支援利用者に対して、障がい児が適切なサービスを利用できるよう、サービス等の利用計画作成、利用の調整、利用状況・生活状況のモニタリング等の支援を行います。
6	ファミリー・サポート ・センター事業 （こども家庭課）	平成28年より、比較的所得の低い世帯や仕事と子育ての両立のためにひとり親世帯等に対する利用費負担軽減及び利用促進に取り組んでいます。 令和３年度より利用費負担軽減の対象に障害児、多胎児のいる世帯を加え、より安心して子育てができる環境づくり事業を実施します。
6	子ども未来基金事業 （こども家庭課）	子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って健やかに成長できる地域づくりを目指し、官民連携・協働により、子育てを地域全体で継続的に支援していくため新たに創設した基金を原資に、地域に根差した子育て力向上に資する支援活動団体へ助成を行います。
6	地域子育て支援拠点事業 （こども保育課）	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進します。
7	あいづわくわく学園事業 （高齢福祉課）	一般、専攻、研究の各課程３年間において座学、現地学習、自主研究を行います。 ・定員　各課程30名 ・受講料　6,000円（人／年）
7	ゆめ寺子屋事業 （高齢福祉課）	受講登録した高齢者を対象に、文化センターを拠点に月２回程度の講座を実施しています。 ・定　員　　200名 ・受講料　2,000円（人／年）

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
7	地域支援ネットワークボランティア事業（高齢福祉課）	ボランティア協力員を募り、ゴミ出しや話し相手、イベント協力等、高齢者や障がい者、福祉施設等からの支援依頼に対し、登録されたボランティア協力員を紹介・派遣します。
7	高齢者能力活用事業（高齢福祉課）	シルバー人材センターへの運営費の補助を通して高齢者の就労促進及び就労機会を確保するとともに、高齢者の健康の増進、生きがいづくりを支援します。
7	つながりづくりポイント事業（高齢福祉課）	市内在住の中学生以上の方が行うボランティア活動や介護予防等のための活動などの実績に基づきポイントを付与し、集めたポイント数に応じて、サービスや商品と交換できる券を交付する事業。令和３年度は、制度を創設し活動を開始するとともに、「先行利用券」の取組により、制度の周知を図る。
8	余暇活動支援事業（障がい者支援課）	障がいのある人及び障がいのある子どもに対し、各種講習やイベント等を開催し、社会参加のきっかけや地域住民との交流を促進するとともに、気軽に立ち寄って交流や活動ができる集いの場として「余暇活動支援センターふらっと」を運営します。
8	障がい者の雇用・就業の促進（障がい者支援課）	市の事務事業において、障がいのある人が従事可能な業務を抽出し、その業務について、障がいのある人に就労体験してもらい、その対価として、最低賃金相当額を謝礼として支払う本事業を通して、就労意欲の向上及び一般就労の促進を図ります。

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
９	第２次健康わかまつ21 計画の推進 （健康増進課）	健康増進法第８条第２項に定める市町村健康増進計画である「第２次健康わかまつ21計画」に基づき、「健康寿命をのばす」「早世を減らす」「生活の質を維持向上する」を基本目標として、生活習慣病の発症や重症化予防に重点をおいた市民の健康づくりを推進します。 平成29年度に行った中間評価の結果を踏まえ、効果的な個別保健指導を継続していくほか、市民が主体的に健康づくりに取り組む動機付けとして、「會津ＬＥＡＤ」等の取組を推進していきます。 さらに、次期計画策定に向けた準備・検討に取組みます。
９	健康情報活用推進事業 （健康増進課）	医療費の抑制、ひいては健康寿命の延伸に向け、市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び関係団体との連携のもと、正しい健康情報を提供し市民理解を深めるとともに、ＩＣＴも活用しながら健康情報を自らの健康づくりに活かし取り組めるよう、支援を行います。
10	予防接種事業 （健康増進課）	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、法令に定められた予防接種を実施します。また、任意接種であるワクチンについても、接種の安全性が高くかつ必要性が高いものについては、市単独での助成を行います。 令和３年度は、最終年度となる風しんの追加的対策のさらなる推進に努めます。
10	新型コロナウイルスワクチン 接種事業 （健康増進課）	新型コロナワクチンの接種を迅速に進めるため、円滑に実施できる接種体制等を整備・構築します。
10	感染症対策事業 （健康増進課）	感染拡大を懸念して帰宅に不安を感じている医療従事者に、休養できる宿泊施設を提供し宿泊費用の負担軽減を図り、負担軽減相当分等を市が宿泊施設に助成します。 また、積極的疫学調査において濃厚接触者として自宅待機の期間、親族等からの支援が得られない場合、保健所を通じて食料等の生活物資等を支援します。 さらに、市が行う会議等へ対して、感染対策用品の貸し出しを行い、感染防止に向けた対策を強化します。

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
11	夜間急病センター運営事業 （健康増進課）	夜間急病センターは、夜間時の初期急病患者の診療体制を確保するため、年中無休（完全予約制）で内科・小児科系の診療を行います。受付時間は、月曜日から土曜日は午後１時から午後10時30分まで、日曜日及び祝日は午後６時30分から午後10時30分まで（年末年始のみ午前10時から午後４時まで及び午後５時から午後10時30分まで）となります。 また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、機能追加した「発熱外来」についても継続運営するとともに、夜間急病センター利用者専用の出入口を設置するなど、安全対策の強化に努めます。
11	休日当番医制事業 （健康増進課）	日曜、祝祭日の昼間における初期救急患者の医療体制を確保するため、地元医師会及び歯科医師会への委託により、内科系・小児科・外科系・歯科の初期救急医療を行います。
11	救急医療病院輪番制運営事業 （健康増進課）	日曜、祝祭日の日中及び夜間時に入院治療を必要とする重症救急患者の受け入れのため、通常の当直体制のほかに対応できる医師等、医療従業者を確保し、輪番制により実施している病院群に対し、その輪番制運営事業の支援を目的とし補助金を交付します。
11	オンライン診療推進事業 （健康増進課）	患者や医師等の負担軽減と、これに伴う治療継続による重症化予防、将来的な医師不足の緩和や地域医療サービスの向上のため、医師会や地域医療支援病院等が行うＩＣＴを活用したオンライン診療の普及・推進に向けた実証事業に対し、補助金を交付します。
12	国民健康保険事業 （国保年金課）	国民健康保険の保険者として、国民健康保険税をはじめとした収入の確保に努めながら、医療受診における安心を提供するとともに、健康づくりを推進し、健全な国民健康保険事業の運営を図ります。 また、中間見直しを行った第３期会津若松市国民健康保険事業運営健全化指針に基づき、国民健康保険税の適正賦課や収納率向上、医療費適正化への取組を着実に実施します。

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
12	特定健康診査未受診者対策事業 （特定健康診査等事業費） （国保年金課）	国民健康保険の保険者として、健康づくりを推進するために特定健診の受診率向上に向け取り組みます。 これまでの町内会などの協力による広報や、国保推進員による受診勧奨の取組に加え、未受診者を過去の受診履歴をもとに特性別に分類し、受診率が上がると考えられる特性別のメッセージを活用した個別の受診勧奨を継続して実施し、受診率の向上を図り、疾病の早期発見・早期治療につなげます。
13	地域福祉計画推進事業 （地域福祉課）	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、地域福祉計画の推進と社会福祉協議会との連携により本市における地域福祉を推進します。
13	地域福祉活動推進事業補助金 （地域福祉課）	地域福祉活動基盤強化事業、老人福祉センター運営事業、ボランティアセンター事業、ふれあいのまちづくり事業等を実施する社会福祉協議会に対する支援を通して地域福祉を推進します。
13	民生委員・児童委員活動事業 （地域福祉課）	生活上の課題を抱える世帯からの相談等を受け、解決に向けた関係機関との連携など、民生委員・児童委員が円滑な活動ができるよう支援します。
14	自立生活サポート事業 （地域福祉課）	生活保護に至るおそれのある生活困窮者からの相談に応じ、関係機関と連携しながら、就労支援をはじめ、新たに実施する家計支援などの様々な支援を、包括的かつ継続的に行うことにより、自立促進を図ります。 また、学習支援(高校就学支援、学童生活支援)については、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯を対象に支援を実施し、貧困の連鎖の防止に努めます。
14	ユースプレイス自立支援事業 （地域福祉課）	ひきこもりについては、関係機関や専門機関との連携により、早期把握や適切な支援に向けて取り組むとともに、その一環として、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者へ「居場所」（「ユースプレイス」）を提供し、各種プログラムへの参加により社会性を身につけ就労の意欲を高めることで、社会的な自立を目指します。

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
14	セーフティネット事業 （地域福祉課）	生活保護受給者の自立助長のため、就労支援相談員、日常生活支援員を配置し、個別具体的な支援を実施するとともに、診療報酬明細書の点検などにより、医療扶助をはじめ生活保護の適正な運用及び債権管理に取り組みます。 また、健康管理支援員を配置し、生活保護受給者の生活習慣病の発症予防及び重症化予防に取り組みます。
14	生活保護法に基づく 各種扶助費等 （地域福祉課）	生活保護制度における各種扶助を適切に行いながら、各世帯ごとに援助方針を定め、自立助長に向けた支援に取り組みます。
14	生活支援臨時特別給付金給付事業 （地域福祉課）	新型コロナウイルス感染症の影響により住民税非課税相当額まで減収し、生活維持に苦慮する世帯を対象に、家計回復までの一助となるよう、子育て世帯８万円、それ以外の世帯５万円の市独自の給付を行うとともに、今後の継続的な支援につなげる契機とするため、「生活サポート相談窓口」への相談勧奨を行います。
15	地域包括支援センター事業 （高齢福祉課）	市内７ヵ所の地域包括支援センターに事業委託し、①介護予防ケアマネジメント、②総合相談、③高齢者虐待防止等の権利擁護、④ケアマネジャー支援及び資質向上事業、⑤認知症支援及び医療介護連携推進のための事業等を実施します。 ○センターの機能及び体制の強化 ・全センターに認知症地域支援推進員の配置を継続　・各包括に事務員１名を配置
15	在宅医療・介護連携推進事業 （高齢福祉課）	会津若松医師会に委託し、在宅医療・介護連携支援センター事業を実施します。 ○在宅医療・介護連携に関する相談や、訪問診療等の調整支援 ○医療及び介護関係者間の情報共有手法の構築及び関係者の資質向上 ○市民等への周知啓発
15	生活支援体制整備事業 （高齢福祉課）	住民等が主体となった見守りや寄り添いといったインフォーマルなサービスの充実を図ります。 ○地区生活支援コーディネーターの配置 市内全域の生活支援や介護予防、支え合いの仕組みを構築する「生活支援コーディネーター」について、全市及び各地区へ配置します。 ○地区協議体の設置 市内全域の生活支援や介護予防、地域支え合いの仕組みを協議する場として、関係者が一堂に会する「協議体」について、全市及び各地区へ設置します。

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
16	高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進 （介護保険特別会計） （高齢福祉課）	令和３年度から令和５年度を対象とした、本市の高齢者福祉施策の根幹となる高齢者福祉計画・介護保険事業計画を通し、介護サービスの質と量の確保、健全な介護保険制度の運営、介護予防や相談体制の充実を重点的に進めます。 また、計画の進行管理を行い適正な計画の運営に努めます。
16	介護給付適正化事業 （介護保険特別会計） （高齢福祉課）	ケアプラン及び介護報酬請求に係る点検や介護サービス事業者への指導等を通して、介護給付の適正化を図り、適切な介護サービスの提供を支援します。 特に、本市で指定している、指定居宅支援事業所や地域密着型サービス事業所等への指導に重点を置きます。
16	要介護認定調査事業 （介護保険特別会計） （高齢福祉課）	適正かつ円滑な認定調査実施体制を維持するため、要介護認定調査業務を担う指定市町村事務受託法人等に対し認定調査業務の一部を委託するとともに、委託事業所と連携し、公平・公正で適正な認定調査を実施します。
17	介護予防・生活支援サービス事業 （高齢福祉課）	要支援者等の訪問・通所サービスを提供し、合わせて多様な主体による多様な介護予防サービスを提供します。 〇訪問型（相当・緩和・短期集中）サービス 〇通所型（相当・緩和）サービス
17	一般介護予防事業 （地域リハビリテーション活動支援事業） （高齢福祉課）	地域住民主体の自主的な活動の場に対し、リハビリテーション専門職が、定期的にかかわり、介護予防体操の実施を支援します。 〇地域サロンや老人クラブ等での取組

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
18	認知症対策事業 （高齢福祉課）	①市民等への周知・啓発 　認知症サポーター養成講座等開催 ②支援体制の強化 　認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置 ③認知症高齢者の安全確保 　QR コードシールを希望者に配布 ④医療・介護等の有機的な連携推進による早期受診・早期対応の取組 　認知症初期集中支援チーム実施
18	成年後見制度利用支援事業 （高齢福祉課）	判断能力が不十分で親族が不在あるいは親族の協力が得られない高齢者が成年後見制度を利用する場合、市長が家庭裁判所に後見等開始の申し立てを行います。 　また、申し立て費用、後見人等への報酬を負担できない方には、費用を助成します。 　あわせて、成年後見制度利用基本計画に基づき中核機関の整備を推進します。
18	福祉・医療・防災 地域連携強化事業 （高齢福祉課）	福祉、医療情報等をはじめとした避難行動要支援者データ管理を行うシステムを導入し、避難行動要支援者名簿の整備を図り、地域において、住民と支援関係者との連携、及び情報共有を推進し、避難行動要支援者に対する支援体制の強化を目指します。
19	障がい者差別解消推進事業 （障がい者支援課）	障害者差別解消法の周知・啓発に取り組むほか、障がい者差別解消支援地域協議会によよる地域での差別解消の推進に努めます。
19	成年後見制度利用促進事業 （障がい者支援課）	知的障がいや精神障がいにより、判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、成年後見制度の利用を支援します。
20	障がい者計画・障がい福祉計画の推進 （障がい者支援課）	「障がい者計画・第６期障がい福祉計画」に基づき、障がいのある人の自立や社会参加支援等に関する施策や障がい福祉サービス等の提供基盤の整備を推進していきます。

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
20	障がい者相談支援体制の充実 （障がい者支援課）	障がいのある人に対する各種相談（生活支援・ボランティア等）を一元化し、効率的な支援を行います。 また、地域における相談窓口の更なる整備を進め、高齢者福祉等との連携を強化するとともに、相談支援専門員の育成を通して相談支援体制の機能を強化していきます。
20	地域生活支援拠点等の整備 （障がい者支援課）	障がいのある人が安心して地域生活に必要なサービスを受けられるよう、緊急時の居室確保やグループホームの体験利用による地域生活支援拠点等の面的整備をさらに進めます。
20	障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等	障がい者が可能な限りその身近な場所において、必要な日常生活及び社会生活を営むためのサービスや補装具を提供したり、医療費助成を行います。 （サービスの種類：①介護給付、②訓練等給付、③相談支援、④補装具、⑤更生医療）
21	飲料水対策事業 （健康増進課）	飲料水の確保が困難な地区への安定的な飲料水供給のため、定期的な給水を実施するとともに、水道が未普及で給水が不安定な集落や、給水施設が老朽化し改修の必要な地区の安心かつ安全な飲料水の確保のために、地区が行う水源の確保や給水施設等の整備に対し、補助金交付による支援を行います。
21	簡易水道事業 （地方公営企業会計） （健康増進課）	市営簡易水道事業について、地方公営企業法の財務規定等適用のもと、公営企業会計による経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に努めながら、施設の適切な維持管理を行うとともに、将来的にも持続可能な、地域住民への安全かつ安心な飲料水の安定供給を図っていきます。

令和３年度　観光商工部　行政運営方針

Ⅰ　観光商工部　重点方針一覧

※政策分野と施策は第７次総合計画に基づく。

重点方針No.	政策分野No./名称	施策No./名称
1	12　中小企業	1　地場産業の振興
2	12　中小企業	2　経済循環の推進
3	12　中小企業	3　経営基盤の強化
4	13　企業立地・産業創出	1　企業誘致の推進と企業間連携の強化
5	13　企業立地・産業創出	2　成長産業の集積
6	13　企業立地・産業創出	3　起業支援・新産業創出
7	14　雇用・労働環境	1　雇用環境の充実
8	14　雇用・労働環境	2　勤労福祉の充実
9	15　観光	1　地域資源を活用した観光振興
10	15　観光	2　誘客宣伝の推進と受入体制の整備
11	15　観光	3　広域観光・インバウンドの推進
12	16　中心市街地・商業地域	1　商店街機能の維持・強化
13	16　中心市街地・商業地域	2　中心市街地の魅力向上

Ⅱ　重点方針　－施策の方向性と内容－

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.1</td><td>政策分野 12</td><td>中小企業</td><td>施策 1</td><td colspan="2">地場産業の推進</td></tr>
<tr><td>重点方針
－施策の方向性－</td><td colspan="4">技術後継者の育成や商品開発・販路開拓等の支援、ＰＲ推進により、漆器や清酒をはじめとした地場産業の振興を図ります。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【重点的取組】
①　技術後継者の育成支援
会津漆器技術後継者訓練校の運営や会津酒造技術後継者育成協議会への支援を通して、地場産業の将来を担う後継者の育成を図ります。

②　商品開発や販路開拓の支援
会津漆器については、国内最大規模の展示会への出展や、さまざまな販売チャネルを意識したマーケティングセミナーの開催を通じて、商品開発や販路開拓を支援します。
会津清酒については、全国新酒鑑評会等における評価を広く周知・ＰＲするとともに、さらなる酒質向上や、地域内におけるイベント開催等による理解促進及び消費拡大に向けた取組を支援します。

③　地場産業のＰＲ推進
地場産品については、首都圏企業などとの連携や「伝統工芸・特産品ＰＲプロジェクト事業」などによる地域外への情報発信と、「会津ブランドものづくりフェア」などによる地域住民や観光客への理解促進を図ります。

④　新型コロナウイルス経済対策
新型コロナウイルス感染拡大の影響により収益が減少している市内の主に夜間営業の飲食店、タクシー業界、酒造業界の活性化を図るため、関係団体が連携して実施する飲食店等の利用促進事業を支援します。</td><td colspan="2">【主要事業の詳細】⇒別ページ参照
①　会津漆器技術後継者訓練校運営補助金（商工課）
②　会津酒造技術後継者育成事業（商工課）
③　会津漆器販路拡大推進事業（商工課）
④　会津清酒消費拡大推進事業（商工課）
⑤　会津ブランドものづくりフェア（商工課）
⑥　伝統工芸・特産品ＰＲプロジェクト（商工課）
⑦　飲食店応援事業補助金（商工課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】
①　会津漆器協同組合や会津若松酒造協同組合との連携により、地域内外への地場産品の販路開拓、販売促進を図ります。
②　会津ブランドものづくりフェアの実施にあたっては、「あいづまちなかアートプロジェクト（文化課）との連携を図ります。</td></tr>
</table>

重点方針No.２	政策分野 12	中小企業	施策２	経済循環の推進
	重点方針 －施策の方向性－	異業種間連携・産学官連携を推進して地域内経済の活性化を図っていきます。さらに、会津ブランドを活かした商品の差別化や、大手流通業者等との連携による地域外流通の拡大等により地域経済の活性化を図ります。		

【重点的取組】

①　異業種及び産学官の連携

会津地域経済循環推進協議会の活動を通して、会津地域の農業や食に携わる事業者及び首都圏企業等とのマッチング機会の創出を図ります。

②　会津ブランドの推進

首都圏企業とタイアップした風評の払拭と併せて、伝統工芸品や先端技術を会津ブランドとして差別化を図りながら、地域経済の循環を推進します。

③　流通業者との連携による地域外流通の拡大

大手流通企業と連携し、海外市場も視野に入れながら、マーケティングや生産管理システムのノウハウを学ぶ機会を設け、地場産品等の販売促進と恒常的な取引の拡大を図ります。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　会津地域経済循環推進協議会負担金（商工課）
②　会津ブランド推進事業（商工課）
③　風評対策キャラバン隊活動事業（商工課）
④　桜咲く会津プロジェクト推進事業（商工課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　会津ブランドの推進や大手流通企業等との連携にあたっては、農政部局とも情報を共有しながら地域内の経済の好循環化を図ります。

重点方針No.3	政策分野 12	中小企業	施策３	経営基盤の強化
	重点方針 ー施策の方向性ー	関係機関・団体と連携して相談業務の充実を図るほか、各種支援制度や融資制度により、企業における経営基盤強化を図り、競争力のある企業を育成します。		

【重点的取組】

①　商工業団体との連携による支援充実

複雑化・多様化する中小企業の経営課題への対応を図るため、商工団体と連携して、相談・支援体制の充実を図ります。

②　各種支援制度、融資制度、相談体制の充実

市融資制度及び信用保証料補助制度を効果的に運用し、中小企業及び新規創業者における資金調達の円滑化を図ります。

また、新たな分野にチャレンジする中小企業・小規模事業者への補助制度を創設し、その取組を支援します。

さらには、中小企業及び小規模企業振興条例を踏まえ、商工団体、金融機関、中小企業者による協議の場を設け、中小・小規模事業者が抱える課題や、振興に向けた提案について共有・検討し、連携・協働の取組を促進します。

③　経営品質向上の取組

地元企業に対し、顧客視点に立った経営体質の強化を図る「経営品質」の取組の普及・啓発を進めます。

④　新型コロナウイルス経済対策

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている事業者の経営の安定化と事業継続を支援するため、県の融資制度に係る信用保証料負担の軽減を図ります。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　会津若松商工会議所補助金（商工課）
②　会津若松市中小企業相談所補助金（商工課）
③　中小企業未来資金保証融資制度信用保証料補助金（商工課）
④　創業支援信用保証料補助金（商工課）
⑤　チャレンジ企業応援補助金（商工課）
⑥　会津若松経営品質協議会負担金（商工課）
⑦　新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子）信用保証料補助金

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　関係団体との連携により、相談業務の充実を図るとともに、各種支援制度の効果的な運用を図ります。

重点方針No.4	政策分野 13	企業立地・産業創出	施策 1	企業誘致の推進と企業間連携の強化
	重点方針 －施策の方向性－	工業用地の整備・供給などにより企業誘致を推進することに加え、企業間の連携を推進するなど、既存企業を支援することで、雇用の拡大と定住人口の増加、市民所得の向上を図ります。		

【重点的取組】

①　企業誘致活動の推進

雇用の創出による地域経済の活性化に向け、国・県・市の企業立地に係る優遇制度を活用しながら企業誘致に取り組むとともに、市内既存企業の増設に係る支援活動を強化します。また、ものづくり企業を取り巻く環境変化が予想される中、市内企業が抱える課題等に対応するため、本市独自の工業振興計画を策定したところであり、企業誘致の受け皿となる新たな工業団地の整備に向け、（仮称）新工業団地基本構想の策定を行います。

②　企業間連携の支援

「会津産業ネットワークフォーラム（ＡＮＦ）」を中心とした会津地域ものづくり企業間の連携強化、産業人材の育成、首都圏における展示会への共同出展を通して、既存企業の経営基盤の強化を支援し、地域の産業振興に努めます。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　企業誘致促進事業（企業立地課）
②　ものづくり企業連携促進事業（企業立地課）
③（仮称）新工業団地基本構想の策定（企業立地課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　企業からの相談にあたっては、ワンストップ窓口により対応していきます。
②　会津地域内の企業間連携の強化は、関係自治体と一体となった官民連携で取り組んでいきます。

重点方針No.5	政策分野13	企業立地・産業創出	施策２	成長産業の集積
	重点方針 ー施策の方向性ー	アナリティクス産業やＩＣＴ関連産業の更なる集積や、医療とものづくり企業との医工連携の取組を進め、そこから生まれる技術革新や高付加価値化などにより、新たな産業基盤の構築と雇用の創出を図ります。		

【重点的取組】

①　ＩＣＴ関連産業の集積

ＩＣＴ関連企業の集積による新たな人の流れと雇用の場の創出、若者の地元定着の促進による地域活力の向上を図るため、会津大学の立地を活かしながら民間事業者（ＡｉＹＵＭＵ）と連携し、ＩＣＴオフィス（ＡｉＣＴ）や行仁町（第１、第２）サテライトオフィスを活用した企業誘致促進に取組むとともに、誘致企業と地元企業の連携による、様々な地域課題解決に向けた技術革新の拠点化への取り組みを支援していきます。

②　医工連携による医療福祉関連産業の集積

市内企業の医療福祉関連分野への新規参入促進や既存企業の事業拡大に向けた各種セミナーや展示会への出展支援のほか、企業訪問により新規参入や事業拡大に係る情報収集を行い、医療福祉関連産業の集積を図ります。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　ＩＣＴ産業集積促進事業（企業立地課）

②　医工連携推進事業（企業立地課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　民間事業者（ＡｉＹＵＭＵ）と連携してＩＣＴ関連企業の誘致促進に取組むとともに、誘致企業と地元企業の連携による取り組みを支援していきます。

②　医工連携推進については、会津若松商工会議所をはじめ、県立医科大会津医療センター、ふくしま医療機器産業推進機構、地域内企業等と連携した取組を継続していきます。

重点方針No.６	政策分野 13	企業立地・産業創出	施策３	起業支援・新産業創出
	重点方針 ー施策の方向性ー	起業支援により、社会の変化に合わせた産業構造への転換と、新規雇用の創出に取り組みます。特に、会津大学等との連携によるベンチャーの育成や成長支援により、イノベーションを促進し新産業の創出を図ります。		

【重点的取組】

①　ベンチャーの成長支援

市内ベンチャー企業の持続的な発展を図るため、人材育成、技術力・商品力の強化や販路拡大に向けた活動を支援します。

また、ＩＣＴオフィス（ＡｉＣＴ）の入居企業との連携を図り、市内ベンチャー企業のマッチングを支援します。

②　新規創業に関する支援

産学官の連携により、ＩＴ技術の認定や各種相談体制を充実させることで創業しやすい環境整備に取り組みます。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　会津産ＩＴ技術認定事業（商工課）

②　ＩＴベンチャー販路拡大展示会出展補助金（商工課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　関係部局との情報共有・連携により、多様な産業分野とＩＴ技術の融合を促進します。

重点方針No.7	政策分野14	雇用・労働環境	施策１	雇用環境の充実
	重点方針 ー施策の方向性ー	就職面接会の開催や個別相談等を通じて、求職・求人のマッチングと多様な求職者への能力開発を支援します。また、就業意識の高揚を図り、労働者がやりがいや豊かさを実感できる社会の実現に向け、ワーク・ライフ・バランスを推進していきます。		

【重点的取組】

①　求職と求人のマッチング支援

合同就職面接会「就職フェア in あいづ」を継続的に開催し、雇用のマッチングを支援していきます。

②　雇用環境の改善

関係団体への雇用拡大要請を通じて雇用環境の改善を促します。

③　能力開発支援による次世代を担う産業人材の育成

国・県の職業能力開発支援制度を周知するほか、技術の習得を促し、就業、職種転換を支援します。また、技能者の地位及び技能水準の向上に資するため技能功労表彰制度を設け、卓越した技能者を表彰します。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　就職フェア in あいづ実行委員会負担金（商工課）

②　技能功労者表彰制度（商工課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　健康福祉部との連携により、高齢者や障がい者の雇用促進に取り組みます。

②　男女共同参画推進、子育て、介護を担当する部局との情報共有・連携により、女性の雇用促進やポジティブアクションの推進に取り組みます。

③　労働局等の関係機関と連携しながら、外国人労働者に関し企業の受入体制や受入状況の把握に取り組みます。

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.８</td><td>政策分野 14</td><td>雇用・労働環境</td><td>施策２</td><td colspan="2">勤労福祉の充実</td></tr>
<tr><td>重点方針
ー施策の方向性ー</td><td colspan="4">安定的な労働環境を維持するため、一般財団法人会津若松市勤労者福祉サービスセンター「あしすと」と連携して、中小企業勤労者への福利厚生施策を充実します。また、勤労青少年ホームを核として、勤労者の交流や福祉の向上を図ります。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【重点的取組】
①　「あしすと」への支援と加入促進による勤労福祉の向上
（一財）市勤労者福祉サービスセンター「あしすと」と連携して、中小企業勤労者への福利厚生施策を充実します。

②　勤労青少年ホームの運営を通した勤労青少年活動の活性化
勤労青少年ホームを核として、働く若者の余暇活動の充実や交流の機会の提供、福祉の向上を図ります。</td><td colspan="2">【主要事業の詳細】⇒別ページ参照
①　市勤労者福祉サービスセンター補助金（商工課）
②　勤労青少年ホーム管理運営費（商工課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】
①　「あしすと」と連携して、中小企業勤労者の福祉の充実を図ります。
②　勤労青少年ホームは、文化センター、老人福祉センターとの複合施設であり、各担当部局と連携して適切な維持管理を図ります。</td></tr>
</table>

重点方針No.９	政策分野 15	観光	施策 1	地域資源を活用した観光振興
	重点方針 ー施策の方向性ー	鶴ヶ城、飯盛山をはじめとした史跡名勝などの歴史的・文化的資源や猪苗代湖に代表される自然資源、さらには温泉地やまちなか観光などの様々な地域資源を活用しながら、「会津まつり」に代表されるまつりやイベントなど、あらゆる機会を捉えて観光を振興し、地域の活性化に結び付けていきます。		

【重点的取組】

①　歴史的文化的な資源・資産の活用

鶴ヶ城をはじめとした各種歴史資源の保全・保存と磨き上げに努めるとともに、天守閣の長寿命化などにも取り組みながら、歴史的文化的な資源の有効活用と情報発信に努め、観光誘客を図ります。

また、本地域ならではの体験や多様な楽しみ方など、新たな観光コンテンツの創出やテーマ性のある着地型商品の造成・販売に取り組み、着地型観光の促進を図ります。

②　温泉地域の活性化

東山・芦ノ牧両温泉観光協会の取組を支援するとともに、さらなる魅力向上に向け、将来的な温泉街のあり方等について、温泉街関係団体と意見交換を行いながら、ビジョンとしてとりまとめ、両温泉街の景観改善に向けた取組を支援し、賑わいの創出を図ります。また、多様化する観光ニーズ等に対応する新たな魅力創出に向け、温泉を基点として地域の食や文化などを連携させたウォーキングイベントを感染症対策を講じながら開催し、一層の誘客を図ります。

③　賑わいの創出

賑わいのある観光地づくりに向け、会津まつり協会や会津若松観光ビューロー等の関係団体と連携協力しながら、「会津まつり」をはじめ、昨年実施できなかった「鶴ヶ城桜まつり」など、既存の各種イベント等について、感染症対策を講じながら、着実に実施してまいります。また、「会津絵ろうそくまつり」や「体感！光の杜ミュージアム」等の開催による冬季誘客の取組を支援し、通年型観光の推進を図ります。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　着地型観光促進事業（観光課）
②　温泉地域活性化推進事業（観光課）
③　会津まつり協会負担金（観光課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　着地型観光の促進に向け、地域の観光関連団体・事業者~~、交通事業者~~等との連携を図りながら、新たな観光コンテンツづくり及び商品化に取り組みます。

②　温泉街の活性化に向け、地域の関係者で構成する両温泉観光協会等と連携しながら各種事業を推進します。

③　まつりやイベント等の開催にあたっては、会津まつり協会及び会津若松観光ビューローを中心としながら関係団体等と連携し、まつり等の充実に取り組みます。

重点方針No.10	政策分野15	観光	施策２	誘客宣伝の推進と受入体制の整備
	重点方針 ー施策の方向性ー	新型コロナウイルス対策の推進による観光産業の再活性化に努めるとともに、観光地域づくり法人（ＤＭＯ）と連携しながら、様々な媒体を活用した観光情報の発信や、キャラバンや物産展、東北デスティネーションキャンペーン（ＤＣ）などを活用した効果的なプロモーションの実施やフィルムコミッションの推進による本市知名度の向上、さらには、教育旅行やコンベンション誘致などの各種施策の展開による誘客宣伝を推進します。また、観光案内機能等の充実を図りながら、地域全体でおもてなしの向上を図るために市民参加、市民意識の高揚に努め、受入環境の強化に取り組みます。		

【重点的取組】

①　新型コロナウイルス対策の推進

新型コロナウィルスの感染拡大に伴う観光客の大幅な減少により、厳しい経営状況にある宿泊施設をはじめとした本市観光産業の再活性化を図るため、感染症対策を講じながら受入環境の整備促進や宿泊及び消費喚起に資する事業に取り組みます。

②　観光情報発信と誘客活動の推進

会津若松観光ビューローのＤＭＯ活動と連携しながら、各種情報の収集・分析や個人旅行の増加や新たな観光ニーズの多様化、観光情報の収集手法の変化などに合わせた戦略的な誘客活動を推進します。また、東北デスティネーションキャンペーンなど効果的な情報発信ツールを活用して各種観光プロモーションに取り組みます。

③　教育旅行誘致の推進

教育旅行は、将来のリピーター創出の機会となるとともに、平日の観光需要となることから、引き続き、本市の正確な情報発信と感染症対策を踏まえた受入体制の強化、地域資源を活かした本市ならではの体験メニューの創出等に取り組みます。また、昨年度増加した来訪校が継続的に本市を訪れるようキャラバン活動を強化し、積極的な誘致活動を推進します。

④　コンベンションの誘致

既存の公共施設や大学施設等を有効活用し、各種団体等が主催する会議やスポーツ大会など、幅広くコンベンションの誘致活動に取り組みます。また、本市の豊富な観光資源を活用した他地域との連携によるアフターコンベンションの誘客を図ります。

⑤　分散型観光の推進

コロナ禍において、改めて推奨されている分散型観光を推進するため、平日や季節ならではの魅力ある情報発信と夜間観光や、朝観光に係る新たなコンテンツの創出を図るとともに、感染症対策を踏まえた受入体制の充実に取り組みます。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　観光産業再活性化推進事業（観光課）
②　会津若松観光ビューロー補助金（観光課）
③　会津若松観光ビューロー特別補助金（観光課）
④　教育旅行誘致対策事業（観光課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　新型コロナウィルス対策については、会津若松観光ビューローと連携しながら、観光産業の再活性化に向けた各種施策を推進していきます。

②　会津若松観光ビューローや会津まつり協会、会津若松商工会議所など関係団体との連携体制を強化し、情報共有と相互連携による効果的な情報発信と受入体制の整備を図ります。

③　教育旅行においては、会津若松観光ビューロー教育旅行委員会を中心として関係団体との連携協力を図り、積極的な誘致活動と受入体制の充実・強化に努めます。

④　コンベンションの誘致については、会津若松観光ビューロー、会津若松商工会議所等の関係機関と情報共有を図りながら、効果的な情報発信と情報収集に努めます。

⑤　分散型観光の推進については、観光関係団体、観光施設、飲食店をはじめ、幅広い業界との連携体制を構築し、持続的な事業展開を図ります。

重点方針No.11

政策分野15	観光	施策３	広域観光・インバウンドの推進

重点方針
－施策の方向性－

会津17市町村が一体となって「極上の会津」を主要テーマとした広域観光を推進し、周遊型の観光誘客を図ります。
また、新型コロナウィルスの感染状況を見極めながら、外国人の誘客を推進するため、海外向け観光プロモーションの展開や、ＩＣＴを活用した情報発信、多言語表記等により外国人受入体制の充実を図ります。特に、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機とし、これらの取組を推進します。

【重点的取組】

①　広域観光の推進

「極上の会津プロジェクト協議会」を中心として、魅力ある観光資源を有する会津17市町村や隣県等との連携により、ウィズコロナをふまえた情報発信や新たな観光コンテンツの創出を図るとともに、日本遺産「会津の三十三観音めぐり」をはじめとした周遊性を高める事業に取り組み、滞在型観光の促進を図ります。
さらに、日光市や新潟市、佐渡市などの隣県自治体や交通事業者等と連携し、新たな市場開拓に向けた相互誘客に取り組みます。

②　インバウンドの推進

新型コロナウイルスの収束による入国制限の解除に向け、速やかに外国人観光客の誘客を推進するため、ターゲットとする国（台湾・タイ・欧米豪）や地域を絞り込み、会津17市町村や隣県等と連携し、外国人の関心が高い観光資源を磨き上げるとともに、経済波及効果を高める効果的な受入体制の向上を図ります。
また、ウィズコロナを前提にデジタルの活用を踏まえた夜間観光（ナイトタイムエコノミー）の充実に取り組みます。
さらに、在日外国人をターゲットに、ファムツアーを通して、ＳＮＳによる自国への情報提供・発信を促すとともに、デジタルＤＭＯなどのＩＣＴを有効活用した戦略的な情報発信に取り組みます。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　極上の会津プロジェクト協議会負担金（観光課）
②　都市間連携推進事業（観光課）
③　国際観光推進事業（観光課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　極上の会津プロジェクト協議会を中心として、会津17市町村や関係団体と連携した広域観光の推進に取り組みます。

②　インバウンドの推進については、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした関連事業の関係所管部局及び関係団体等と連携を図ります。

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.12</td><td>政策分野16</td><td>中心市街地・商業地域</td><td>施策１</td><td colspan="2">商店街機能の維持・強化</td></tr>
<tr><td>重点方針
ー施策の方向性ー</td><td colspan="4">商店街による買い物機能やコミュニティ機能の維持・強化を支援し、効果的な情報発信を行い、官民一体で魅力あふれる商店街づくりを進めます。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【重点的取組】
①　商店街等による個店の魅力向上と人材育成、環境整備などへの支援
商店街等が行う施設設置及び維持管理事業、イベント事業、人材育成事業、空き店舗対策事業、新製品の開発等に挑戦する事業を支援し、商店街等の魅力向上に取り組みます。

②　空き店舗、空きスペースなどの活用支援と情報の一元化
歴史的建造物や遊休不動産（空き店舗等）情報の収集と発信、その効果的な活用方法と対策の検討を行うとともに、地権者と事業主体とのマッチングを促進する仕組みづくり等について、会津若松商工会議所や株式会社まちづくり会津、商店街等と連携して取り組みます。

③　新型コロナウイルス経済対策
新型コロナウイルス感染症の影響により低迷している市内経済の回復を目的に、「プレミアム商品券」事業や市商店街連合会が実施する消費喚起事業への支援などにより、 事業者への支援と市民の消費喚起を図ります。</td><td colspan="2">【主要事業の詳細】⇒別ページ参照
①　中小企業及び小規模企業振興補助金（商工課）
②　プレミアム商品券事業補助金（商工課）
③　市商店街連合会補助金（商工課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】
①　建設部をはじめ関係部局との連携により、商店街や民間事業者等が行う環境整備やイベント等に対する支援を行います。
②　歴史的建造物や遊休不動産（空き店舗等）の活用等について、建設部及び市民部との連携のほか、会津若松商工会議所及び株式会社まちづくり会津、商店街等と連携して取り組みます。</td></tr>
</table>

重点方針No.13	政策分野16	中心市街地・商業地域	施策２	中心市街地の魅力向上
	重点方針 －施策の方向性－	中心市街地活性化基本計画（計画期間：平成27年７月から令和４年３月まで）に基づき、中心市街地活性化協議会と連携しながら、民間活力の活用や市民との協働により快適で利便性の高い、魅力あふれるまちづくりを推進します。		

【重点的取組】

①　中心市街地活性化協議会等と連携した中心市街地活性化事業の推進

官民連携により、中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業等を推進するとともに、策定予定の「立地適正化計画」と整合を図りながら、次期計画の策定に向けて取り組みます。

②　協働による地域個性を活かしたまちづくり

地域住民や商店街、まちづくり団体等の多様な主体の参画により実施してきたこれまでの取組（通りの板塀化、植樹、案内板の設置など）を活かし、賑わいや交流人口の増加を仕掛ける人材の発掘や情報発信、定期的なイベントの開催など、地域の個性を活かした魅力的で賑わいのあるまちづくりを推進します。

加えて、商店街や民間事業者等との協働により、課題（若年層や子育て世代のまちなか離れなど）に対応した取組について検討を行います。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　中心市街地活性化事業（商工課）

②　まちなか賑わいづくりプロジェクト事業（商工課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　中心市街地の活性化については、都市機能の集積、道路や公共交通網等の整備など、都市基盤全般に関わることから、建設部、企画政策部と情報共有を図りながら連携して事業を推進します。

②　地域の個性を活かした取組については、景観整備やまちなか観光の視点が重要となることから、建設部と連携して効果的な事業実施を図ります。

令和３年度重点方針に基づく取組の概念図（観光商工部）

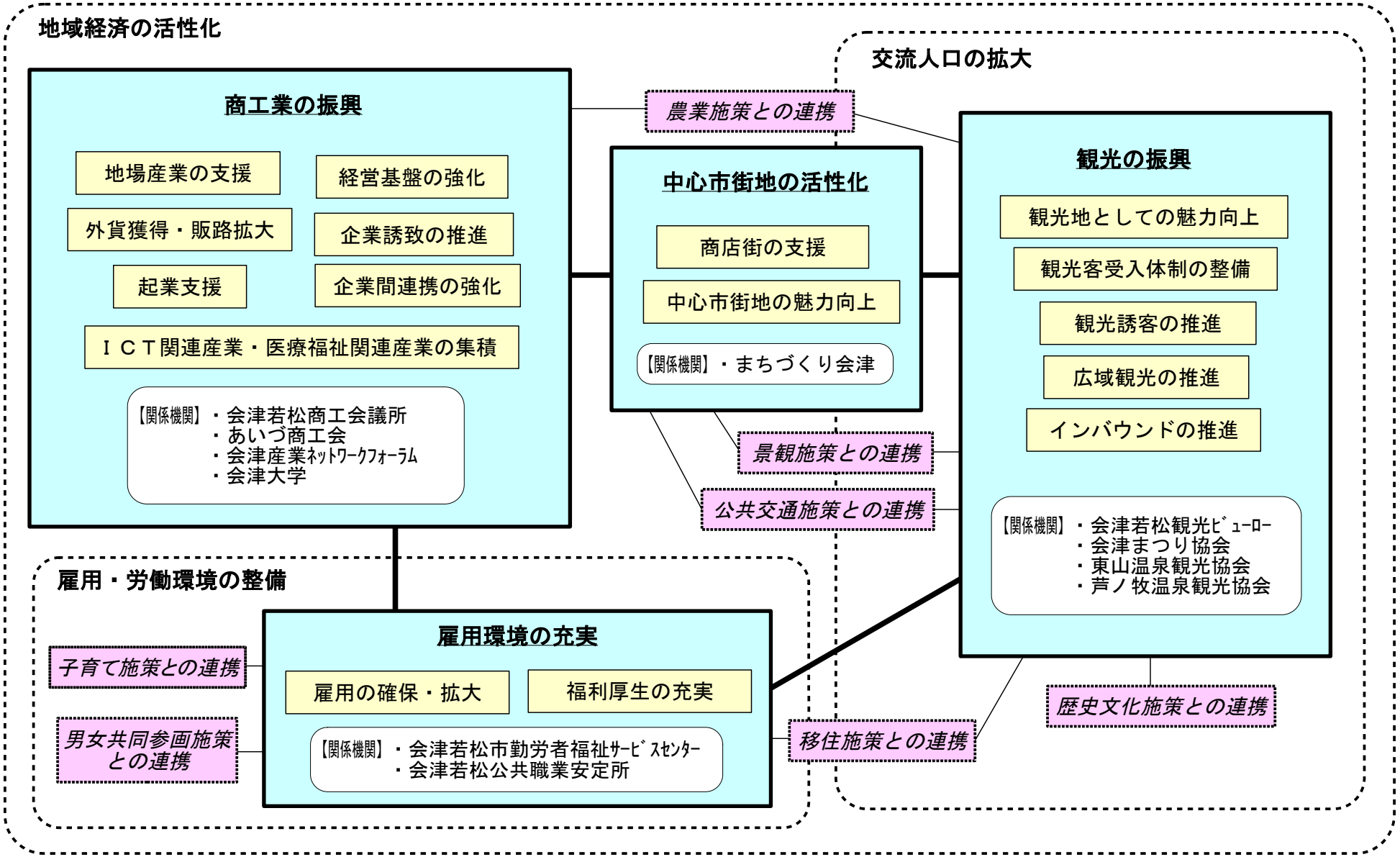

令和３年度　観光商工部　主要事業

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
1	会津漆器技術後継者訓練校運営補助金 （商工課）	会津漆器の技術後継者を育成するため、技術訓練を行う会津漆器技術後継者訓練校に対し、運営補助金を交付し、支援する。
	会津酒造技術後継者育成事業 （商工課）	会津酒造技術後継者を育成するため、講習会や各種セミナーの開催等の事業を行う、会津酒造技術後継者育成協議会に対し、負担金を支出し、支援する。
	会津漆器販路拡大事業 （商工課）	一般消費者を対象とした国内最大規模の展示会において、来場者の声やセミナー等での学びを生かした新しい商品を会津漆器の魅力として発信することで、会津漆器産地の振興と販路開拓を行う。
	会津清酒消費拡大推進事業 （商工課）	会津清酒の消費拡大に向け、地元住民への理解促進や様々なシチュエーションで会津清酒を楽しんでいただく機会づくりに取り組む会津清酒消費拡大推進協議会に対し、負担金を支出し、支援する。
	会津ブランドものづくりフェア （商工課）	「会津ブランドものづくりフェア」を開催し、会津地域のものづくりに関する企画展示や各種体験等を実施することにより、地域内に広く情報発信を行うとともに、ものづくり産業の振興・人材育成・活性化を図る。
	伝統工芸・特産品ＰＲプロジェクト事業 （商工課）	大消費地である首都圏で会津地域の伝統工芸品や地場産品に触れる機会を提供しＰＲを図ることにより、伝統工芸品や地場産品の新たな需要喚起と会津地域への交流人口増加を推進し、伝統工芸と地場産業振興に寄与する。
	飲食店応援事業補助金 （商工課）	長引く新型コロナウイルス感染拡大の影響により収益が減少している市内の主に夜間営業の飲食店、タクシー業界、酒造業界の活性化を図るため、関係団体が連携して実施する消費喚起事業を支援する。
2	会津地域経済循環推進協議会負担金 （商工課）	地域内経済循環が確立されやすい「農業と食」に関する分野をモデルケースとして、地域内経済の好循環化と地域外への販売促進を目指し、地域内外の企業マッチングや人材育成に取り組む、会津 17 市町村で組織する会津地域経済循環推進協議会に対し、負担金を支出し、支援する。
	会津ブランド推進事業 （商工課）	伝統工芸品や先端技術など様々な産業界の生産品を会津ブランドとして差別化を図りながら、会津地域産品のブランディングを図る。 また、会津若松商工会議所が事務局を担う「会津ブランド推進委員会」の一員として、会津の素材や技術等を活かした地域産品を会津ブランドに認定し、広く周知活動を行う。

	風評対策キャラバン隊活動事業 （商工課）	東日本大震災、原子力発電所の事故後の風評払拭に対応するため、風評対策キャラバン隊を結成し、首都圏を中心とした様々な場所で、地場産品や観光ＰＲを展開する。 産業振興部署間の連携を図りながら、事業実施後においても継続した販売促進が行える等の視点を中心に事業を企画・実施していく。
	桜咲く会津プロジェクト推進事業 （商工課）	地域経済の活力再生に資するため、地域内経済循環の推進とブランド力の向上を図ることを目的として流通大手のイオン㈱と締結した「地域貢献協定」を活かし、地域課題の解決に向けた様々な事業を持続的に展開する。
3	会津若松商工会議所補助金 （商工課）	商工会議所が実施する地域開発や企業誘致、商店街活性化、観光事業など地域経済全般の振興に資する総合的な活動を支援する。
	会津若松市中小企業相談所補助金 （商工課）	中小企業相談所がその機能を活用して行う、企業の実態に即したきめ細かい経営、金融、労務、税務等の指導や企業の戦略策定等に向けた高度かつ専門的な相談、さらには経営革新、再生支援、各種助成金・制度資金等の支援メニューの普及啓蒙などの各種事業を支援する。
	中小企業未来資金保証融資制度信用保証料補助金 （商工課）	中小企業未来資金保証融資制度を利用した市内中小企業に対して融資にかかる信用保証料の補助を行い、返済にかかる負担軽減を図るとともに、企業の経営安定化を図る。
	創業支援信用保証料補助金 （商工課）	福島県起業家支援保証制度利用者に対し、信用保証料の一部を補助し、新たに事業を営む者の負担軽減と経営安定化を図る。
	チャレンジ企業応援補助金 （商工課）	地域資源を生かした新商品や、地域特性・地域課題を捉えた新サービス、特殊な技術を生かした新製品開発等に取り組む中小企業者・小規模事業者に対し、補助金を交付し、地域経済の活性化につなげていく。
	新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子）信用保証料補助金 （商工課）	新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている事業者の経営の安定化と事業継続を支援するため、県の「新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）」に係る信用保証料を補助する。
4	企業誘致促進事業 （企業立地課）	企業の訪問活動や優遇制度等の活用により、新規立地企業の誘致促進と既存企業の支援を図り、雇用の場の拡大に努める。
	ものづくり企業連携促進事業 （企業立地課）	会津地域の製造業を中心とする企業が、企業間連携や地域社会との連携・協力体制を確立し、企業自らの成長と地域の発展を目指して組織した「会津産業ネットワークフォーラム（ＡＮＦ）」の取組を支援する。

	(仮称)新工業団地基本構想の策定 （企業立地課）	企業の新規立地に即応できる体制を整えるため、企業誘致の受け皿となる新たな工業団地の整備に向け、（仮称）新工業団地基本構想の策定を行う。
5	ＩＣＴ産業集積促進事業 （企業立地課）	ＩＣＴ関連企業の集積を図るため、民間事業者（ＡｉＹＵＭＵ）と連携してＩＣＴオフィス（ＡｉＣＴ）や行仁町（第１、第２）サテライトオフィスを活用した企業誘致を促進し、新たな人の流れと雇用の創出、若者の地元定着につなげるとともに、誘致企業と地元企業の連携による取り組みを支援していく。
	医工連携推進事業 （企業立地課）	会津若松商工会議所と連携しながら、関係団体や地域企業による医工連携ネットワークを形成し、医療福祉分野への参入や新事業の創出等を促進することにより、地域の経済活性化を図る。
6	会津産ＩＴ技術認定事業 （商工課）	市内ＩＴベンチャー企業や創業希望者等から様々なＩＴを活用した技術・サービスを募集し、優秀な案件は「会津産ＩＴ技術」として認定し、称号を授与する。
	ＩＴベンチャー販路拡大展示会出展補助金 （商工課）	会津産ＩＴ技術として認定された商品・サービス等をもって国内外の展示会等に出展・参加し、販路拡大や業務拡張を目指す企業に対して、展示会等の出展・参加にかかる経費の一部を補助する。
7	就職フェア in あいづ実行委員会負担金 （商工課）	会津地域の行政機関、商工団体による実行委員会を組織し、地域企業と地域求職者及びＩＵＪターン就職希望者を対象とした合同面接会を開催し、地域内の雇用拡大と安定を図る。
	技能功労者表彰制度 （商工課）	本市に在住し、市内で事業に従事する卓越した技能者を表彰することにより、広く本市の産業全般に技能尊重の気風を浸透させ、技能者の地位及び技能水準の向上を図る。
8	市勤労者福祉サービスセンター補助金 （商工課）	中小企業従業員の福利厚生に係るサービスの充実を図るため、「勤労者福祉サービスセンター（あしすと）」が実施する事業に対して補助金を交付する。
	勤労青少年ホーム管理運営費 （商工課）	勤労青少年の健全な育成を図るため、一般教養・実務教育に関する講座を開設するほか生活や職業に対する各種相談・アドバイスを行う。また勤労青少年の交流と福祉の増進を図るため、施設及び付属設備を提供する。
9	着地型観光促進事業 （観光課）	これまでの取組を通して造成した着地型観光商品について、会津若松観光ビューローにより販売を開始する。販売後の調査・分析及び地元事業者への活用支援を行う会津若松観光ビューローの取組に対して補助金を交付し、連携しながら事業を推進することにより、本市の着地型観光の促進を図る。

	温泉地域活性化推進事業 （観光課）	東山・芦ノ牧温泉街の活性化を図るため、両温泉観光協会の取組を支援するとともに、将来の温泉街のあり方について両温泉観光協会等と協議しながらビジョンにまとめていく。また、温泉と食文化などの地域資源を組み合わせたウォーキングイベントを開催し、温泉地域への観光誘客を図る。
	会津まつり協会負担金 （観光課）	会津まつりをはじめとする地域振興事業を通して市民の連帯意識の向上と会津地域の発展、教育文化の振興に寄与することを目的とする会津まつり協会に対し負担金を支出し、連携して観光誘客・観光振興を図る。 実施にあたっては、感染症の状況に合わせて、可能な範囲で内容変更するとともに、感染症対策とともに実行していく。
10	観光産業再活性化推進事業 （観光課）	「あいづあかべこ宣言」の参画拡大を推進するとともに、市内宿泊者に地場産品が当たる「あいづあかべこキャンペーン」や「市民向け宿泊割引事業」、「教育旅行用あいづ観光応援券発行事業」等の実施を通して、新型コロナウイルスにかかる受入環境の整備と宿泊需要の創出を図る。
	会津若松観光ビューロー補助金 （観光課）	観光案内・ＰＲ事業をはじめとした各種事業展開により本市の観光・物産振興の推進において大きな役割を担っている会津若松観光ビューローに対し、補助金交付等による支援を行い、連携しながら観光・物産の活性化を図ることにより、観光誘客と交流人口の増加を図り、地域経済の発展を目指す。
	会津若松観光ビューロー特別補助金（震災復興特別分） （観光課）	会津若松観光ビューローが行う観光物産振興事業のうち、特に震災復興に寄与する教育旅行・コンベンションの誘致活動やインバウンド誘致、ＤＭＯ機能の強化などの取組に対し補助金交付による支援を行い、各種観光施策の効果的な推進を図る。 ＤＭＯ機能の強化については、外部アドバイザーを招聘し、特に着地型観光の推進に向けた体制整備を図る。
	教育旅行誘致対策事業 （観光課）	会津若松観光ビューローの教育旅行委員会や教育旅行誘致専門員と連携しながら、本市の多様な地域資源を活かした魅力ある受入体制づくりと積極的な誘致活動に取り組むことにより、効果的に教育旅行誘致を推進する。
11	極上の会津プロジェクト協議会負担金 （観光課）	平成17年度実施の「福島県あいづデスティネーションキャンペーン」で培われた広域観光連携体制を発展的に継続し、会津17市町村の連携による広域観光のさらなる推進に取り組んでいる。 令和３年度は、観光消費において成長率の高い30～40代の女性をターゲットとし、WEB・映像コンテンツを活用したプロモーションやテーマ性のある旅行商品造成支援等を実施する。また、日本遺産「会津の三十三観音めぐり」をはじめ、女性に訴求力のある観光素材の磨き上げや旅行商品の造成に取り組むとともに、新規市場である関西地方や日光市・新潟市・佐渡市といった近隣都市等との連携による広域的な観光周遊ルートを構築するほか、ウィズコロナに向けたマイクロツーリズムの推進を行い、滞在型観光と観光消費額の向上に取り組んでいく。
	都市間連携推進事業 （観光課）	本市と地理的、歴史的につながりのある、新潟市・京都市や、本市と新たに連携協定を締結した日光市・さいたま市・佐渡市と連携し、各地域からの戦略的な誘客を図るとともに、東北デスティネーションキャンペーンや東京オリンピック・パラリンピックの開催を通じて広域周遊ルートの構築等に取り組み、観光誘客と交流人口の拡大を図る。
	国際観光推進事業 （観光課）	新型コロナウイルスの収束による入国制限の解除に向け、速やかに外国人観光客の誘客を推進するため、ターゲットとする国（台湾・タイ・欧米豪）や地域を絞り込み、在日外国人もターゲットにしながら、ファムツアーなどを通して、自国への情報発信を促すとともに、ＳＮＳやデジタルＤＭＯなど、ＩＣＴを有効活用した戦略的な情報発信に取り組む。また、将来的な外国人観光客の誘客を見据え、夜間観光（ナイトタイムエコノミー）の充実や、会津地域内自治体及び新潟市・米沢佐渡市等との連携による、各国の嗜好性に合わせた新

		たな観光コンテンツの創出など、受入環境の充実を図り、観光消費額の向上につなげる。
12	中小企業及び小規模企業振興補助金 （商工課）	商店街、商工会、まちづくり団体等が実施する施設設置及び維持管理事業、イベント事業、人材育成事業、空き店舗対策事業、新製品の開発等に挑戦する事業に対し、その事業費の一部を助成し、活動を支援する。
	プレミアム商品券事業補助金 （商工課）	新型コロナウイルス感染症の影響により低迷している市内経済の回復を目的に、消費を喚起する「プレミアム商品券」を発行する。
	市商店街連合会補助金 （商工課）	新型コロナウイルス感染症の影響による本市商店街における来店者の減少、消費購買意欲の低下への対策として、市商店街連合会が実施する消費喚起事業を支援する。
13	中心市街地活性化事業 （商工課）	中心市街地活性化基本計画に掲げる事業の推進に向け、中心市街地活性化協議会をはじめ、関係機関、事業主体等との協議調整を図るとともに、策定中の「立地適正化計画」と整合を図りながら、次期計画の策定に取り組む。
	まちなか賑わいづくりプロジェクト事業 （商工課）	商店街、まちづくり団体、観光商工団体と行政の協働により中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業の具現化を推進する。

【令和３年度　様式】

令和３年度　農政部　行政運営方針

Ⅰ　農政部　重点方針一覧

※政策分野と施策は第７次総合計画に基づく。

重点方針No.	政策分野No./名称	施策No./名称
1	10　食料・農業・農村	1　食料の安定供給
2		2　農業の持続的発展
3		3　農業生産基盤の整備
4		4　農村の振興
5	11　森林・林業	1　林業の振興
6		2　森林資源の受給拡大
7		3　森林の活用
8	29　都市づくり	1　都市基盤の整備と土地の適正利用促進

重点方針　－施策の方向性と内容－

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.1</td><td>政策分野10</td><td>食料・農業・農村</td><td>施策1</td><td>食料の安定供給</td></tr>
<tr><td>重点方針
－施策の方向性－</td><td colspan="3">地産地消をはじめとした地元農産物の消費拡大と安全安心な農産物の安定供給を推進するとともに、会津ブランドの確立と販路拡大及び多様な消費者ニーズへ対応した生産･供給体制の構築に取り組みます。
また、公設地方卸売市場の健全な運営と活性化に向けた取組を推進します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【重点的取組】
①　農産物の地産地消の推進
令和３年度で「第３次あいづわかまつ地産地消推進プラン」の計画期間が満了することから、その総括を踏まえ次期プランを策定し、地産地消運動の推進を図ります。
②　会津産農産物及び食のブランド化の確立
「あいづ食の陣」による飲食店等における地元産のテーマ食材を活用したメニューの提供や、「メッセージ動画」の作成による食の魅力の情報発信に努め、農産物のブランド化を図るとともに、新規需要の獲得のために販路開拓に努めます。
③　コロナ禍における地域ブランドへの支援
新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、売上の減少や在庫増加などの問題を抱える会津地鶏・馬肉について、学校給食食材としての活用を継続し、価格・ブランド価値の維持向上を図るとともに、地産地消・食育を推進します。
④　公設地方卸売市場の維持・活性化
「改正卸売市場条例」や「市公設地方卸売市場経営展望」及び「市地方卸売市場事業経営戦略」に基づき、食品流通の多様化に対応した取引の推進により市場の健全な運営と活性化に取り組むとともに、今後の施設のあり方について検討を進めます。
さらに、新型コロナウイルス感染症拡大により売上が減少した市場事業者の負担軽減を図りながら経営基盤強化に向けた支援を行います。</td><td colspan="2">**【主要事業の詳細】⇒別ページ参照**
①地産地消運動推進事業（農政課）
②農産物ブランド化・販売促進事業（あいづ食の陣実行委員会）（農政課）
③会津地鶏販売促進緊急対策事業・会津馬肉需要開拓緊急対策事業（農政課）
④公設地方卸売市場事業・市場活性化事業（農政課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】
①　地産地消推進協議会、あいづ食の陣実行委員会などを通じ、市民や各種団体と連携を図り、地産地消の推進や食のブランド化に取り組んでいきます。
②　ＪＡのほか、流通事業者や観光商工事業者などの関係団体との連携を図り、農産物の安全性や良食味等をＰＲし農産物の風評払拭や消費拡大に努めます。
③　食材（会津地鶏・馬肉）の学校給食への提供にあたり、市内小中学校や学校給食センターのほか畜産事業者との連携を図りながら、児童・生徒への地産地消意識の涵養や食育の推進を図ります。
④　公設地方卸売市場指定管理者や市場内事業者との連携により、適正な運営管理と公平・公正な取引及び品質管理体制を確保し、市場機能の維持・活性化を図ります。</td></tr>
</table>

重点方針No.２	政策分野10	食料・農業・農村	施策２	農業の持続的発展
	重点方針 －施策の方向性－	力強く持続可能な農業の実現に向けて、担い手を育成・確保するとともに、振興作物の重点的な生産拡大と需要に応じた米の安定生産、さらには市内や首都圏、関西圏などでニーズが高まってきた「ＡｉＺ’Ｓ－ＲｉＣＥ」の取組をとおして、米価の維持・向上、地域間競争力の確保と農業経営の収益性の向上を図ります。 また、持続可能な力強い地域農業の実現を目指し、「実質化された人・農地プラン」の推進に取り組み、農地中間管理事業等を活用し、担い手への農地の集積・集約化を推進します。 さらに、ＩＣＴ等の先端技術の農業生産への活用を推進することにより、農産物の収量増加、品質向上、省力化を図るとともに、若年層等の就農促進に取り組みます。			

【重点的取組】

①　農業の担い手の育成・確保

集落の合意に基づく「実質化された人・農地プラン」の作成に向けた取組を支援するとともに、農地中間管理事業をとおした農地集積・集約を推進します。また、地域農業の持続的発展のため、認定農業者や集落営農組織などの担い手を育成し、認定新規就農者等の新たな担い手を確保・支援します。

②　農業生産体制の向上

地域水田収益力強化ビジョン（※１）に基づき、市場性の高い安全安心な米及び園芸作物の作付け推進のほか、需要に応じた米生産を実現するため、非主食用米（特に飼料用米）への転換や酒造好適米の作付け継続への支援を行うことで、多様な経営戦略による収益性の高い農業生産体制の確立を図ります。

③　振興作物の重点的拡大と売れる米生産の推進

振興作物の生産拡大に必要となる園芸施設の導入や稲作の生産コスト削減の取組を支援することで、収益性の高い複合経営への転換や経営能力の高い大規模稲作経営体の育成に努めます。

さらに、「ＡｉＺ’Ｓ－ＲｉＣＥ」の栽培面積の拡大と首都圏における販路拡大に努め、市産米の価格の維持・向上を図ります。

④　ＩＣＴ等の利活用による農業生産技術の向上と次世代継承

農作物の品質向上や収量増加、作業の省力化を図るため、ＩＣＴを活用した養液土耕栽培（※２）設備導入を支援するとともに、水田の水管理システム、栽培支援ドローンの導入効果を実証します。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①農業担い手支援事業（農政課）
②水田利活用推進事業・酒造好適米需給調整支援事業（農政課）
③あいづの厳選米生産推進事業（農政課）
④スマート農業推進事業（農政課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　農業委員会や各地区土地改良区、農地中間管理機構等と連携し、「実質化された人・農地プラン」の推進に取り組むとともに、農地集積・集約化を図ります。

②　ＪＡの各作物生産部会や会津野菜館との連携により、振興作物の生産拡大・品質向上と新規就農者の栽培技術の向上に取り組みます。

③　福島大学食農学類との共同研究により、「ＡｉＺ’Ｓ－ＲｉＣＥ」の高品質・安定的な生産体制の構築による生産量の増加を目指します。

④ＩＣＴを活用した各農業システムのメーカー等と連携し、導入者とも情報共有を図りながら、より効果的な活用を図ります。

※１　水田収益力強化ビジョン
地域の作物生産の設計図となるもので、作付の現状や課題、作物ごとの取組方針等について明確にしたもの。

※２　養液土耕栽培
培地に土を用いたかん水同時施肥栽培のこと。水と養液を点滴により与えることで、水と肥料を効率よく利用することが可能。

重点方針No.3	政策分野10	食料･農業･農村	施策３	農業生産基盤の整備
	重点方針 －施策の方向性－	生産性の高い農業生産基盤の整備を推進し、効率的かつ安定的な農業生産による経営の改善を図ります。また、農産物を安定的に生産するため、農業水利施設の機能保全と計画的な改修による農業用水の安定供給に取り組みます。		

【重点的取組】

①　土地改良事業の推進

国･県･関係団体が実施する農業施設の長寿命化対策や、区画整理及びかんがい排水などの多様な土地改良事業により、効率的な基盤整備を推進します。

②　大区画基盤整備による生産性向上

基盤整備事業により大区画（※１）に農地を整備するとともに、道路、用排水路を効率的に配置した農地の集積を行うことで、農業生産性の向上を図ります。

③　農地中間管理機構制度を活用した基盤整備の推進

農地中間管理機構の制度を活用することにより、農業者の費用負担を求めない県営での基盤整備を推進します。

④　農業用ため池の減災防災の推進について

農業用ため池については、法(※３）に基づいた適正な管理及び保全が行われる体制を整備し、減災防災対策の推進に努めます。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　土地改良事業（農林課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　建設部と連携し、道路整備計画の調整や非農地設定等により、円滑な土地改良事業の推進を図ります。

②　土地改良区の技術支援を通して、農業施設の整備や基盤整備を効率的に推進することで、農業生産性の向上を図ります。

③　農地中間管理機構（※２）との連携により、借り入れした農地について基盤整備事業に取り組むよう調整していきます。

※１　大区画

不整形や小区画の農地を大型機械が使用できるように50ａ以上の区画にすること。

※２　農地中間管理機構

地域内の分散した農地を借り受け、担い手がまとまりある形で利用できるよう配慮して長期間貸付を行う組織。中間管理機構は知事が指定。

※３　農業用ため池の管理及び保全に関する法律

農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止することを目的に制定。（令和元年７月施行）

重点方針No.4	政策分野10	食料・農業・農村	施策４	農村の振興
	重点方針 －施策の方向性－	地域資源を活かした都市住民等との交流活動や農業６次化の推進などにより、地域の活性化や農業・農村の所得の増大に努めます。 また、農業・農村のもつ多面的機能の発揮のため、環境負荷の低減や地域資源の維持・継承に取り組むとともに、農地・農業用施設の維持管理の適正化と住民の防災意識の向上を図るなど、暮らしやすい農村環境を整備します。加えて、有害鳥獣による被害を防止するための対策を適切に実施するとともに、地区全体でのモデル事業の取組に対する総合的な防除対策への支援を行います。		

【重点的取組】

①　グリーンツーリズムや観光農業の推進

感染症対策を徹底しながら、地域資源を活かした都市住民等との交流を推進するとともに、市内における地域間交流などの推進を図りながら地域活性化に努めます。

また、会津地域の食や農業と観光資源を結びつけ、地域の魅力を動画等により海外に発信し、感染症の状況や国の動向を注視しながら、段階的に訪日外国人の誘客を図ります。

②　環境保全の高い営農活動の普及

有機栽培や特別栽培による環境保全型農業を推進し、安全安心な農産物の生産や地球温暖化防止、生物多様性の保全等に努めます。

③　多面的機能の維持・発揮に向けた支援

多面的機能支払制度（※１）の活用により、地域資源を保全する共同活動を通して農業農村が有する多面的機能の維持・発揮を図ります。

④　農村の快適な生活環境の維持と保全

農村環境改善施設や水路・道路については、適正な維持管理や長寿命化を図り、農村の生活環境の向上に努めます。

⑤　有害鳥獣の被害防止・捕獲

市街地でのツキノワグマやイノシシ等の出没を踏まえ、本年度も緊急連絡体制（※２）を適切に運用することで、市民の安全を確保していきます。

また、野生鳥獣による農地・農作物及び人身被害の防止のため、集落環境診断に基づく総合的な対策を進める地区への支援と、個人または法人に対する侵入防止柵の購入支援を推進するとともに、緊急性の高い場合などに有害捕獲を行います。

さらに、会津地域13市町村の連携によりライフル・スラッグ弾射撃場を整備し、ツキノワグマやイノシシ等の中・大型獣捕獲の技術向上を図ります。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①農村交流促進事業（農政課）
②多面的機能支払事業（農政課）
③農村環境整備事業（農林課）
④鳥獣被害対策事業（農林課）
⑤鳥獣被害防止総合支援事業（農林課）
⑥会津地域鳥獣被害防止広域対策推進事業（農林課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　グリーンツーリズムクラブや観光農業推進協議会、定住・二地域居住推進協議会との連携を図り、受入態勢の充実に努め、都市農村交流等を推進します。

②　有害鳥獣対策については、会津地域13市町村の連携及び、県猟友会若松支部、警察署との連携を図ります。

※１　多面的機能支払制度

国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成など農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮を支える地域の共同活動を支援する制度。

※２　緊急連絡体制

有害鳥獣の目撃箇所により３区域に分け、農村部で人家等の離れた位置（レベル１）では、防災情報メール（あいべあ）で周知、農村部の人家や学校近く（レベル２）、市街地又は農村部で人的被害のおそれがある、建物被害があった場合（レベル３）では、教育委員会などへ通知する連絡体制。

重点方針No.5	政策分野11	森林・林業	施策１	林業の振興
	重点方針 ー施策の方向性ー	林業の生産基盤の整備と環境保全、並びに低コスト化に向けた継続的な支援や民有林の整備を持続的かつ計画的に進め、また、適切な間伐の実施により、原木、間伐材等の安定供給を図り、林業の振興に取り組みます。		

【重点的取組】

①　林道の整備・維持管理

間伐材等の搬出に必要な林業専用道（※１）の整備と既存の林道の適正な維持管理を実施し、森林を保全します。

②　森林経営計画に基づく森林経営の支援

林業事業体が作成した森林経営計画（※２）に対する認定等の支援を行い、間伐等の森林整備を推進します。

③　間伐材搬出支援等による森林整備の促進

森林経営計画に基づく、間伐事業の搬出運搬経費の支援により、持続性のある森林整備を推進します。

④　森林病害虫被害の拡散抑制

松くい虫等の森林病害虫被害を受けた枯損木の伐倒駆除や、感染予防対策（樹幹注入剤による予防）などを計画的に行い、病害虫被害の拡散を抑制することで、森林資源の確保と自然環境･景観の保全に努めます。

⑤　森林経営管理制度による森林の適切な経営や管理

対象森林の所有者に対する意向調査が円滑に進められるよう、森林情報等から全体計画を作成し、計画的な意向調査を実施するとともに、経営管理権（※３）の取得に向けて取り組みます。

また、経営管理権の取得後は、森林所有者に代わって市が森林の経営や管理を行います。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　林業専用道整備事業（農林課）
②　林道維持管理事業（農林課）
③　会津材循環利用促進事業（農林課）
④　森林病害虫等防除事業（農林課）
⑤　森林経営管理事業（農林課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　間伐材を利用した木質バイオマスによる再生可能エネルギーの推進にあたっては、市民部との連携により、スマートシティや環境対策の推進を図ります。

※１　林業専用道
林道と作業道の中間に位置するものであり、10 ｔ積みトラック程度までの通行を想定する。

※２　森林経営計画
林業事業体が国等の補助金を活用して森林施業を実施するために策定する計画。

※３　経営管理権
森林所有者が行うべき経営管理（伐採・造林・保育等）を、市が委託を受け実施するために必要な権利。

重点方針No.6	政策分野11	森林・林業	施策２	森林資源の需給拡大
	重点方針 －施策の方向性－	国県、管内の市町村、林業団体等と連携して豊富な森林資源の有効利用と、会津漆器の原材料であるウルシ液の生産拡大に向けたウルシ樹の育成を推進します。		

【重点的取組】

①　森林環境の保全と木材の活用

県の森林環境交付金（令和３年度～令和７年度）を活用した、公共施設等への県産材の利活用や木質バイオマスの利活用を推進することで、森林環境の保全や市内の小・中学校の森林環境学習を支援します。

②　会津産材の流通体制整備

会津産材の流通の低コスト化を図るため、方部別に原木のサテライト市場や木材集荷場の整備を進め、市場における競争力強化を図ります。

③　ＣＬＴなど新たな木材需要の創出

ＣＬＴ用ラミナ材の供給や木質バイオマスボイラによる熱供給事業などの新たな需要に対応するため「会津地域森林資源活用事業推進協議会」の一員として、構成機関と連携して検討を進めます。

④　ウルシ樹の育成

会津漆器の原材料であるウルシ液を生産するため、一箕町金堀地区でウルシ樹の保育管理と、大戸町南原地区で新たなウルシ団地整備に向けて苗木の新植と管理を行い、ウルシ樹の育成・拡充を実施していきます。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　森林環境整備事業（農林課）
②　森林資源活用事業（農林課）
③　特用林ウルシ樹育成事業(金堀、南原地区)（農林課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　公共建築物等に対する木材利用を推進するため、建設部や教育委員会と連携を図り、森林環境交付金を活用して、公共施設の県産材による木質化やペレットストーブの導入など、地域産材の利用拡大に向けた取組を進めます。

②　会津地域森林資源活用事業推進協議会の事業推進にあたっては、関係 13 市町村、商工団体、農林団体等の関係 47 団体で連携して取り組みます。

③　会津漆器協同組合への漆液の供給については、観光商工部と連携して需要の拡大に努めていきます。

④　ウルシ液の「掻き子」の育成にあたり、観光商工部、県、漆器協同組合、ＮＰＯ等の関係団体と連携し、技術者の育成を支援していきます。

重点方針No.7	政策分野11	森林・林業	施策３	森林の活用
	重点方針 ー施策の方向性ー	憩いと学びの場、森林レクリエーション活動の場の提供を通して、森の大切さや森林整備の必要性についての市民啓発を継続して取組み、さらに、森林ボランティアや森林環境学習、林業体験会等を通じて森林を守り育てる意識を醸成します。		

【重点的取組】

①　自然休養林の適正管理

快適な森林レクリエーションや社会（野外）教育の場を提供するため、休養林内の遊歩道の適正な維持管理等や、パンフレットやホームページでのＰＲにより、一般市民、観光客等の利用者の増加を図ります。

②　森林ボランティア等の活動の促進

「市民と共生の森」において、森林ボランティア団体と連携した森林レクリエーション等の開催を通して、森の大切さや森林整備の効能などの体験を通して学べる場を提供していきます。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　市民と共生の森整備事業（農林課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　会津東山自然休養林の利活用を推進するため、建設部と連携を図り、背あぶり山公園内のレストハウス、キャンプ場、遊歩道等の公園施設の有効活用により、利用者の拡大に努めます。

②　森林環境交付金（※１）を活用した教育委員会の「まちなかアートプロジェクト」事業と連携して、漆林見学会を開催し本市の伝統産業への理解を深める取組を進めます。

③　「市民と共生の森の会」、「森林ボランティアネットワーク」、及び「建築業組合森林ボランティア」と連携を図り、市民協働による森づくりを進めます。

④　自然休養林や遊歩道を利用して自然に親しむ機会をより多く提供するため、観光商工部と連携して、観光サイトを通した広報活動に努めます。

※１　森林環境交付金

森林環境税を財源とする県交付金で、森林整備や森林環境学習の推進、並びに県産材と木質バイオマスの利活用推進等を目的に交付される。

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.８</td><td>政策分野２９</td><td>都市づくり</td><td>施策１</td><td>都市基盤の整備と土地の適正利用の促進</td></tr>
<tr><td>重点方針
－施策の方向性－</td><td colspan="3">適正な土地利用の誘導･促進のもと、既存の社会資本を活かした総合的かつ計画的な市街地の形成を進めます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【重点的取組】
①　分かりやすい住居表示・国土調査の推進
国土調査法に基づき、昭和28年から地籍調査を実施しており、まちづくりの基礎となる土地の境界を明確化する事業であるため、今後も継続して取り組みます。</td><td colspan="2">【主要事業の詳細】⇒別ページ参照
①　国土調査事業（農林課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】
①　道水路･法定外公共物等の施設については、建設部局と連携して事業を進めます。</td></tr>
</table>

令和３年度重点方針に基づく取組の概念図

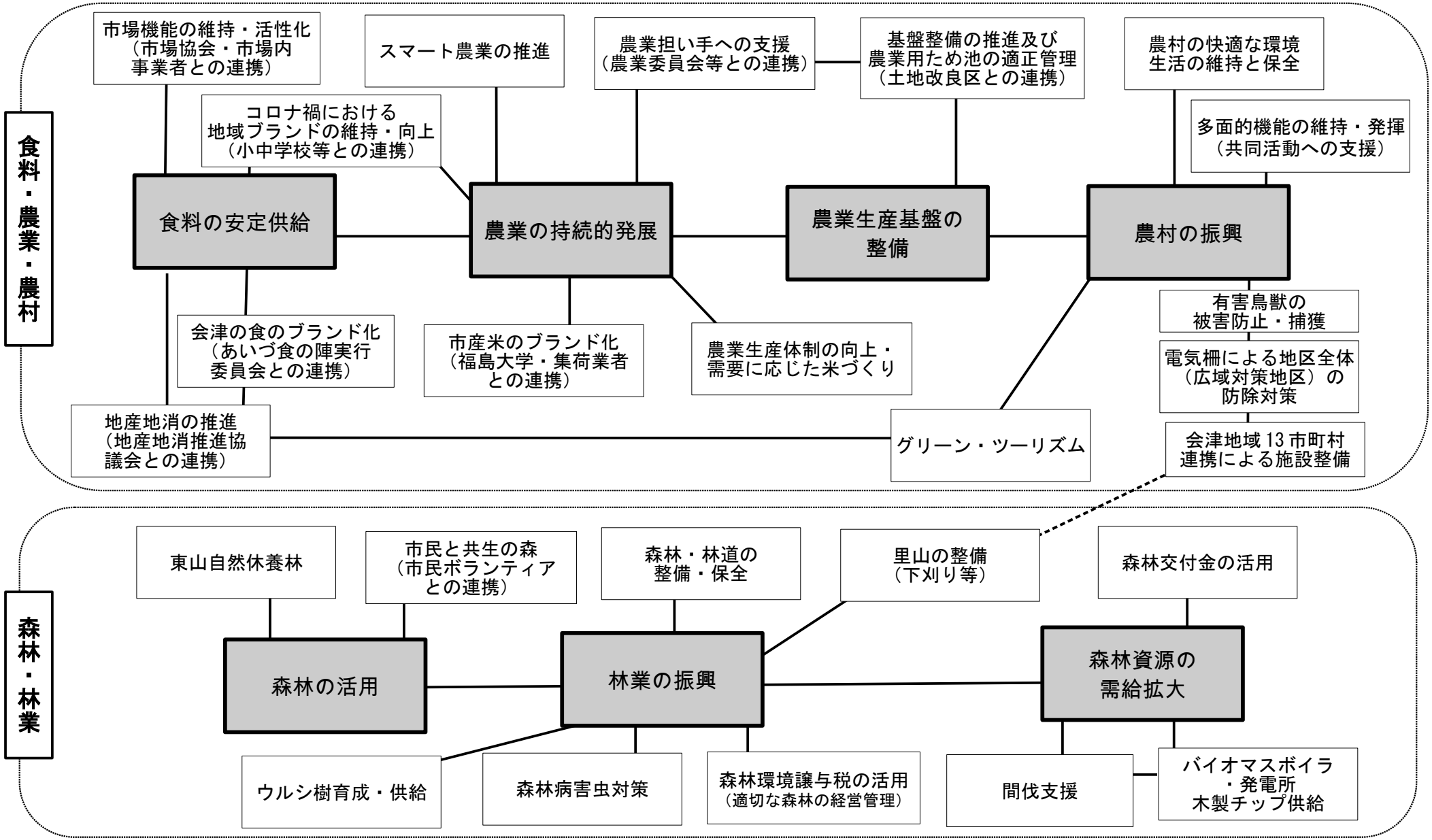

令和３年度　農政部　主要事業

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
1	地産地消運動推進事業 （農政課）	「第３次あいづわかまつ地産地消推進プラン」に基づき、安全な農産物の安定供給や地元農産物の消費拡大により、移出入収支の改善に努めます。また、令和３年度に現計画期間が満了することから、現プランの総括を踏まえ次期プランを策定します。
	農産物ブランド化・販売促進事業（あいづ食の陣） （農政課）	市内飲食店等において、季節毎の地元産農畜産物をメインとしたメニューの開発・販売を行う「あいづ食の陣」の展開により、農畜産物の利用拡大と食の魅力発信に努めながら、会津の食のブランド化を図ります。さらに、生産者・料理人のテーマ食材に関するメッセージ動画を作成し、会津の食の魅力を発信します。
	会津地鶏販売促進緊急対策事業（農政課）	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、売上の減少や在庫増加などの問題を抱える会津地鶏について、学校給食食材としての活用を継続し、過剰在庫の解消や地産地消・食育を推進することで、会津地鶏の価格・ブランド価値の維持向上を図ります。
	会津馬肉需要開拓緊急対策事業（農政課）	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、売上の減少や飼養期間延長による経費の増加等の影響が生じている馬肉について、学校給食食材として提供することで、新たな需要を開拓し、会津馬肉ブランド力を向上させるとともに、地産地消及び食育の推進を図ります。
	地方卸売市場事業・ 市場活性化事業 （農政課）	会津における唯一の公設卸売市場として生鮮食料品等の安定供給を図るため、　「市公設地方卸売市場場経営展望」（R元～R10）及び「市地方卸売市場事業経営戦略」（R3～R12）に基づき、市場機能の維持・活性化に努めるとともに、今後の施設のあり方について検討を進めます。 さらに、新型コロナウイルス感染拡大の影響で売上が減少した市場内事業者の経営基盤強化に向けて経営支援を図ります。
2	農業担い手支援事業 （農政課）	農業委員会や農地中間管理機構等と連携し、集落の合意に基づく「実質化された人・農地プラン」の作成に向けた取組を支援するとともに、農地中間管理事業等をとおして中心経営体となりうる認定農業者等への農地集積を図ります。また、農業次世代人材投資資金等を活用し、青年新規就農者の確保・育成に取り組みます。

2	水田利活用推進事業 （農政課）	需要に応じた米生産に向けて生産数量（面積）の目安に即した米の計画的生産と食料の安定供給、市場性の高い安心・安全な米及び園芸作物の作付けを推進し、収益性の高い農業経営の確立を図ります。 特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響から主食用米の需要が減少し、米価が下落していることから、産地として非主食用米（特に飼料用米）への転換を推進し、米価の安定を図ります。
	酒造好適米需給調整支援事業 （農政課）	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による国内外における清酒需要の低迷により、本市酒造好適米生産者の営農継続が懸念されることから、本市酒造会社における本市産酒造好適米の利用を奨励し生産継続を支援します。
	あいづの厳選米生産推進事業 （農政課）	市産コシヒカリを栽培方法や食味などによって厳選した米「ＡｉＺ’Ｓ-ＲｉＣＥ」を集出荷業者が共同で、地域や首都圏の小売店へのプロモーションを展開することにより、市産米の価格の維持・向上を図ります。 また、福島大学食農学類との共同研究により、「ＡｉＺ’Ｓ－ＲｉＣＥ」の高品質・安定的な生産体制の構築による生産量の増加を目指します。
	スマート農業推進事業 （農政課）	農産物の更なる品質向上や収量増加、作業の省力化を図るため、ＩＣＴを活用した養液土耕栽培設備、水田の水管理システムや栽培支援ドローンの導入支援を行い、その成果を生産者、関係機関により検証し、今後の普及・推進を目指します。
3	土地改良事業 （農林課）	農業の経営安定と農作物の生産向上を目的とした、高野地区外１地区の基盤整備事業や湊町の吉ヶ平地区かんがい排水事業外５地区の県営土地改良事業に対して事業費を支援します。 農業用ため池については、適正な管理及び保全が行われる体制を整備し、減災防災対策を推進します。
4	農村交流促進事業 （農政課）	農業・農村体験などの交流活動に対する支援を通じ、都市住民と地元農家の交流を推進することにより、農産物の宣伝・販売を通した農家所得の向上と地域活性化を図ります。 また、多様な地域の食や、それを支える農林水産業、伝統文化の魅力を効果的に動画等により海外に発信し、感染症の状況や国の動向を注視しながら、段階的に訪日外国人旅行者の誘客を図ります。
	多面的機能支払事業 （農政課）	多面的機能支払交付金により、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。

4	農村環境整備事業 （農林課）	河東町福島地区の水路工事を実施するとともに、地域の要望に基づいて原材料支給を行う等、農村地域の環境改善を支援します。
	鳥獣被害対策事業 （農林課）	野生鳥獣による農作物被害や人的被害を防止するために様々な防除対策を実施し、被害等の状況に応じて鳥獣被害対策実施隊による捕獲等を行います。
	鳥獣被害防止総合支援事業 （農林課）	野生鳥獣による農地・農作物被害を防止するために、専門家による集落環境診断を受け広域で実施する被害対策や、個人や団体で設置する侵入防止柵購入に係る経費について支援します。
	会津地域鳥獣被害防止広域対策推進事業 （農林課）	野生鳥獣による農地・農作物被害が拡大している現状において、ツキノワグマやイノシシ等の中・大型獣を捕獲する際に使用するライフル・スラッグ弾は高い知識と技術を要求されることから、会津地方振興局管内 13 市町村の連携により、ライフル・スラッグ弾射撃場の整備を行います。
5	林業専用道整備事業 （農林課）	林道舟子線の先線について、林業専用道舟子峠線として開設事業を実施し、間伐作業を始めとする森林施業の用に供する連絡線形とすることで、森林バンクの起点となる事業と位置づけ、当該地区の森林資源の利用拡大と林業の活性化を図ります。
	林道維持管理事業 （農林課）	林道一ノ渡戸四ツ屋線の法面改修工事等を実施するとともに、林道や作業道を点検し、路肩の草刈り、軽微な破損や崩壊箇所の修繕工事を行います。
	会津材循環利用促進事業 （農林課）	県の基準に基づき森林経営計画を策定した林業事業体が行う間伐事業に対して、搬出運搬経費の一部を支援します。
	森林病害虫等防除事業 （農林課）	東山町大字石山地内外３地区の森林病害虫等による被害木の伐倒駆除を実施し、病害虫被害の拡散を抑制します。
	森林経営管理事業 （農林課）	新たな森林管理システムとして、森林所有者の管理責任を明確にするとともに、所有者自らが管理できない場合は、国の森林環境譲与税を活用しながら所有者に代わって市が経営管理を行います。

6	森林環境整備事業 （農林課）	県森林環境交付金により、県産材の利活用推進、木質バイオマスの利活用推進等により、森林環境の保全を図るとともに、市内の小・中学校の森林環境学習を支援し、「市民一人ひとりが参画する新たな森林づくり」を目指します。
	特用林ウルシ樹育成事業 （金堀、南原地区） （農林課）	本市の代表的な伝統工芸である漆器産業の更なる発展のため、県の森林環境交付金を活用して、一箕町金堀地区において漆器の原材料であるウルシ液を生産するため、ウルシ樹の育成と掻取を進め、また、大戸町南原地区において新たなウルシ団地を目指し土壌改良と肥培管理を行い、ウルシ樹の新植と適切な保育によりウルシ樹育成に取り組みます。
	森林資源活用事業 （農林課）	会津地域の 13 市町村と関係商工団体等で設立した、「会津地域森林資源活用事業推進協議会」の取組として、民間事業体である会津森林活用機構（株）による川下の木質バイオマス熱供給事業の取組を進めるとともに、川上の森林整備や川中の木材コンビナート・サテライトチップ工場の候補地選定等の検討を行います。
7	市民と共生の森整備事業 （農林課）	市有林の健全な育成とともに、市民に憩いと学びの場、森林レクリエーション、森林ボランティア活動のフィールドなどを提供し、森林の機能や林業に対する理解を深める場として整備を図ります。
8	国土調査事業 （農林課）	国土調査法に基づき、南千石町地区や湊町大字共和字南湯沢地区の一部について地籍調査を実施します。

【令和３年度　様式】

令和３年度　建設部　行政運営方針

Ⅰ　建設部　重点方針一覧

※政策分野と施策は第７次総合計画に基づく。

重点方針No.	政策分野No./名称	施策No./名称
1	24　公園・緑地	1　安全で快適な憩い空間の提供
2	27　治水	1　総合的な治水対策
3	28　雪対策	1　除排雪作業の情報化・効率化
4		2　除雪困難世帯の外出支援
5		3　除雪インフラの整備
6	29　都市づくり	1　都市基盤の整備と土地の適正利用の促進
7	30　道路	1　道路交通ネットワークの整備
8		2　身近な道路環境の整備・保全
9	33　住宅・住環境	2　市営住宅の管理運営
10		3　住宅・建築物の耐震化の促進
11	34　景観	1　自然、歴史、市街地の特性を活かした景観形成
12	39　まちの拠点	3　会津若松駅前の整備検討

Ⅱ　重点方針　－施策の方向性と内容－

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.1</td><td>政策分野24</td><td>公園・緑地</td><td>施策１</td><td colspan="2">安全で快適な憩い空間の提供</td></tr>
<tr><td>重点方針
－施策の方向性－</td><td colspan="4">地域における様々な主体と共に緑化・美化を推進します。また、公園や緑地、農村公園、児童遊園、広場等を適切に管理し公園施設の長寿命化を図ることで、安全で快適な憩いの空間を提供します。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【重点的取組】
①　市民協働による市街地の緑化・美化の推進
花と緑のスタッフ活動を中心に、市民との協働による花苗生産活動や公共施設の花壇への植栽を実施し、地域の緑化・美化を推進します。
令和３年度は、花と緑のスタッフ、花苗生産の運営を業務委託し、事業の効率化と民間活力を生かした取り組みを行います。
また、公園等緑化愛護会の活動により、公園・緑地の愛護活動を推進し、地域の緑化・美化に努めます。
②　適正な維持管理による公園・緑地の保全
公園・緑地は、都市の住環境、防災性の向上、景観の形成、生物多様性の確保、交流空間の提供等求められる機能は多岐にわたることから、良好な維持管理に努めます。
また、公園・緑地を誰もが訪れやすい、より魅力あるものにするために、市民協働による新たな管理手法を研究します。
鶴ケ城公園は、中心市街地に位置することから、お濠への導水や定期的な水質調査の実施により、良好な水質保全に努めます。
③　予防保全型管理による公園施設の長寿命化の推進
公園利用者の安全・安心を確保するため、公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の予防保全に重点を置き、公園設備の改修や遊具更新を行い、併せてライフサイクルコストの縮減を図ります。
④　市民ニーズに合った墓園等の管理
多様化する市民の墓地需要に応えるため、墓園内の墓所増設等を実施するとともに、良好な墓園や納骨堂の適正な維持管理に努めます。</td><td colspan="2">【主要事業の詳細】⇒別ページ参照
①　花と緑推進事業（まちづくり整備課）
②　公園・緑地等維持管理事業（まちづくり整備課）
③　公園施設長寿命化事業（まちづくり整備課）
④　墓園・納骨堂管理事業（都市計画課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】
①　市民憲章都市美化部会（市民部所管）へプランター植栽の花苗を提供します。
②　障がい者の社会参加に向け、花苗生産活動への参加、ワークシェアリングの積極的な活用を健康福祉部と連携します。
③　森林環境交付金（農政部所管）を活用し、木製ベンチ等の公園施設を更新することで、森林の利活用と利用者の安全、安心を確保します。
④　官民協働による都市公園等の維持管理手法を検討し、魅力ある都市公園等の提供に努めます。</td></tr>
</table>

重点方針No.2	政策分野 27	治水	施策 1	総合的な治水対策
	重点方針 ー施策の方向性ー	河川や雨水幹線の施設整備に加えて、事業所や住宅地における雨水の流出抑制対策を推進し、市内全域での治水対策に取り組みます。		

【重点的取組】

① 河川水路及び雨水幹線の整備推進

降雨による浸水被害が発生している溢水箇所の解消を図るため、雨水幹線の整備や水路の改修を行います。

② 貯留・浸透施設等の雨水流出抑制対策の促進

これまでの浸水対策の成果等を踏まえた総合治水計画に基づき、公共施設の整備や民間開発行為において雨水貯留浸透施設の設置を依頼するなど、雨水流出を抑制する対策の促進を図ります。

③ 河川や雨水幹線等の維持管理による施設機能の保全

河川や水路等の流水阻害物の除去や、除草作業及び樹木管理を行い、洪水時の正常な機能の保全を図ります。

④ 内水ハザードマップによる浸水想定等の情報提供

内水ハザードマップを公表し、市民が危険箇所を事前に把握することにより、豪雨時の水防活動や避難行動の支援を図ります。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

① 雨水幹線整備事業（下水道施設課、都市計画課）
② 溢水対策事業（浸水想定区域調査）（下水道施設課、都市計画課）
③ 溢水対策事業（水路改修事業）（道路課、都市計画課）
④ 河川管理業務（道路課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

① 集中豪雨などによる水害箇所の把握と水害被害への迅速な対応を図り災害に強いまちづくりを推進するため、関係部局と連携して情報共有に努めます。
② 各公共施設においても治水対策が推進されるよう各施設管理者との連携を図ります。

重点方針No.3	政策分野28	雪対策	施策１	除排雪作業の情報化・効率化
	重点方針 ー施策の方向性ー	ＩＣＴを活用した除雪車両の運行情報の共有や事業者と市民、行政による除排雪体制の強化などにより、情報の共有のもとで効率的で効果的な除排雪を行います。また、私道の除雪等にも取り組み、冬期間の交通の確保に努めます。		
	【重点的取組】 **①　道路の幅などにあわせた適正な除雪車配置** 効率的な除雪のため、道路幅員に合わせた規格の異なる除雪機械を確保し、適切な配置を行います。 **②　事業者と行政による、機材体制、人的体制の整備・育成** 除雪体制を強化するため、民間除雪機械の確保や直営除雪機械の修繕・更新を行います。また、受託業者には、除雪オペレータ育成支援事業により、オペレーターの確保・育成を支援します。 **③　降雪状況や除排雪の状況などのリアルタイムな情報共有** 市民要望に迅速に対応するため、除雪車運行システムを活用し、リアルタイムに除雪機械の稼動状況を確認していきます。 また、市民と行政とが除雪情報を共有するため、除雪機械の稼動状況を市ＨＰで配信します。			【主要事業の詳細】⇒別ページ参照 ①　除雪対策事業【道路除雪等　他】（道路課） ②　除雪対策事業【雪寒機械整備事業】（道路課） 【部局間連携／市民協働／官民連携】 ①　町内会等の協力による雪溜め場の確保を行い、効率的な除排雪に努めます。

重点方針No.4	政策分野28	雪対策	施策２	除雪困難世帯の外出支援
	重点方針 ー施策の方向性ー	地域での助け合いやボランティア体制を充実することで、高齢者や障がいのある人のみの世帯など、除雪困難世帯への更なる支援を図ります。		
	【重点的取組】 **①　地区や地域における支援体制構築に向けた取組** 対象除雪困難世帯が同じである、町内会単位で実施しているボランティア除雪と連携し、間口除雪を拡充します。			【主要事業の詳細】⇒別ページ参照 ①　除雪対策事業【間口除雪】（道路課） 【部局間連携／市民協働／官民連携】 ①　間口除雪の実施については、除雪困難世帯を把握している健康福祉部と連携しながら、拡充を図ります。 ②　間口除雪の契約については、社会福祉協議会を窓口とし、町内会の事務軽減を図ります。

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.5</td><td>政策分野 28</td><td>雪対策</td><td>施策３</td><td colspan="2">除雪インフラの整備</td></tr>
<tr><td>重点方針
－施策の方向性－</td><td colspan="4">歩道などの消融雪施設や防雪柵の整備推進を図ります。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【重点的取組】
①　防雪柵の整備
市道幹Ⅰ-32 号線については、降雪時に吹溜りが出来やすいことから、固定式防雪柵の整備を進めます。</td><td colspan="2">【主要事業の詳細】⇒別ページ参照
①　除雪対策事業【防雪柵整備事業】（道路課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】</td></tr>
</table>

重点方針No.6	政策分野 29	都市づくり	施策 1	都市基盤の整備と土地の適正利用の促進
	重点方針 －施策の方向性－	人口減少や少子高齢化の進行を踏まえ、また、環境負荷を低減する観点からも、都市機能の集約と適正な土地利用の誘導・促進のもと、土地の有効利用を図りながら、既存の社会資本を活かした総合的かつ計画的な市街地の形成とともに市街地と周辺地域が共生する効率的でコンパクトなまちの形成を進めます。歩道などの消融雪施設や防雪柵の整備推進を図ります。		

【重点的取組】

① 地域特性を活かした都市機能の配置

都市計画マスタープランに基づき、計画的な都市基盤の整備や、地域特性を活かしながら社会経済情勢の変化に対応した持続可能なまちづくりの推進を図ります。

また、各種都市計画制度を活用しながら都市づくりを進めるとともに、効果的かつ効率的な都市基盤の整備を進めていくため必要な都市計画の決定・変更を行い、良好で秩序ある都市の構築を図ります。

② 各地域の拠点と市街地との連携強化

本市中心部を核として、周辺の市街地や田園集落地域などに対する都市的サービスの提供を行うための連携の確保や強化を図る都市構造の構築を目指していきます。

③ 適正な土地利用の誘導

居住機能や医療、商業施設等の都市機能の誘導や頻発・激甚化する自然災害に対応したまちづくりを推進するため、立地適正化計画の策定に取り組むとともに、開発許可制度や建築確認制度による適正な指導を行い、良好な宅地水準の維持や、安全・安心な居住環境の確保に努めます。

④ 土地区画整理事業・地区計画制度を活用した住環境の向上

扇町土地区画整理事業について、快適な住環境の向上に努めながら、保留地処分金等の財源確保を図り、令和５年度完了予定の事業計画に基づき着実に取り組みます。

また、良好な環境づくりのための方針などを定める地区計画制度を活用し、地域の実情に応じた住環境の向上を図ります。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

① 扇町土地区画整理事業（開発管理課）
② 立地適正化計画策定事業（都市計画課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

① 都市計画マスタープランの具現化を進めるため、立適正地化計画策定を推進するにあたり関係部と連携・調整を図ります。
② 扇町土地区画整理事業の換地処分に向けて、町の区域・町名の変更に関係する市民課をはじめ庁内各課と連携し事業を進めていきます

重点方針No.7	政策分野30	道路	施策１	道路交通ネットワークの整備
	重点方針 ー施策の方向性ー	交流人口の拡大に向け、広域道路交通ネットワークの整備推進を関係機関に働きかけていきます。また、市内の交通混雑の解消に向けて、主要な道路の整備を推進します。		

【重点的取組】

①　高速・高規格道路ネットワークの構築に向けた関係機関との連携

広域的な連携交流の促進のため、隣県の沿線自治体と連携しながら、会津地方の縦軸と横軸を形成する「会津縦貫道」の整備及び「磐越自動車道」の完全４車線化の早期実現を図ることを目的に、効果的な要望活動を実施していきます。

②　国県道の整備促進に向けた関係機関との連携

会津地方の産業経済及び文化・観光の振興とともに、医療機関への緊急搬送時間の短縮及び災害発生時の交通途絶リスクの回避等において、国県道の整備は不可欠であることから、関係機関と連携し、整備促進に向けた効果的な要望活動等を実施していきます。

③　都市計画道路や幹線市道等の整備

本市の東西を結ぶ幹線道路である「都市計画道路　藤室鍛冶屋敷線」の整備を継続して進めていきます。また、幹線道路の整備として「市道幹Ⅰ－37号線」の拡幅整備、「幹Ⅱ－５号線」は観音前交差点の混雑解消のための拡幅整備、「幹Ⅱ－13号線」は歩道整備を進め、さらに門田町飯寺地区と国道401号を結ぶ「市道門3－223号線」の整備を進めていきます。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　都市計画道路　藤室鍛冶屋敷線整備事業（まちづくり整備課）
②　市道幹Ⅰ－37号線道路整備事業（まちづくり整備課）
③　市道幹Ⅱ－５号線道路整備事業（まちづくり整備課）
④　市道幹Ⅱ－13号線道路整備事業（まちづくり整備課）
⑤　市道門3－223号線道路整備事業（まちづくり整備課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　都市計画道路　藤室鍛冶屋敷線は、拠点医療施設へのアクセス道路であり、本路線の安全性と利便性の向上を目指し、以西の県事業との連携、調整を図りながら事業を進めます。

②　市道幹Ⅱ－５号線は接続する国道49号について、国や公安委員会など関係機関と連携し、道路施設や公安施設の効率的な更新が図られるよう努めます。

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.８</td><td>政策分野 30</td><td>道路</td><td>施策２</td><td>身近な道路環境の整備・保全</td></tr>
<tr><td>重点方針
－施策の方向性－</td><td colspan="3">すべての人が安全で安心に利用できる道路環境を整え、適切な維持管理を行っていきます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【重点的取組】
①　身近な生活道路の整備
　市民生活に最も身近な生活道路の整備要望に基づき、人家連担の度合いや道路の利用状況などから整備の優先度を検討し、舗装等の整備を進めます。

②　予防的な修繕による橋りょうやトンネルなどの長寿命化の推進
　法定化された橋梁の近接目視点検を行うとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づいた橋面補修や桁補修などの補修工事を実施します。</td><td colspan="3">【主要事業の詳細】⇒別ページ参照
①　市道舗装整備事業（道路課）
②　道路維持修繕事業（道路課）
③　橋梁長寿命化修繕事業（道路課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】
①　道路を占用する施設（水道・下水道・ガス）の更新や補修に伴う整備計画について、関係部や事業者との横断的な情報交換を行い、効率的な道路施設や占用施設の更新が図られるよう努めます。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.９</td><td>政策分野 33</td><td>住宅・住環境</td><td>施策２</td><td>市営住宅の管理運営</td></tr>
<tr><td>重点方針
ー施策の方向性ー</td><td colspan="3">低額所得者や高齢者などの住宅確保要配慮者に対して、居住のセーフティネットとして低廉で良好な住宅を提供するため、市営住宅の管理運営を適切に行なうとともに、長寿命化に向けた改善や建て替えを進めます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【重点的取組】
①　市営住宅の適切な管理運営
入居中の方々への対応や入居者の募集、施設の維持修繕とともに、老朽化に伴う用途廃止に向けた取り組みなどにより、適切な環境を持った市営住宅の提供に努めていきます。
②　城前団地の建て替えの推進
老朽化が進行している城前団地については、住環境の改善を図るため、ユニバーサルデザインや景観、環境などに配慮し、入居者の意向を踏まえながら、建て替えを進めていきます。
③　市営住宅の長寿命化の推進
既存ストックを有効に活用し、市営住宅を継続して安定的に提供していくため、施設の長寿命化に向けた改善を進めていきます。</td><td colspan="2">【主要事業の詳細】⇒別ページ参照
①市営住宅管理運営事業（建築住宅課）
②城前団地建替事業（建築住宅課）
③市営住宅大規模改善事業（建築住宅課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】
①　市営住宅については、住宅に困窮する方々などを対象としており、高齢者や障がいをもつ方も多く入居されていることから、加齢や疾病等の身体的な状況の変化による低層階への住み替えの実施をはじめ、生活状況や安否の確認について、健康福祉部局との情報共有や連携を図りながら、適切な管理運営に努めていきます。</td></tr>
</table>

重点方針No.10	政策分野33	住宅・住環境	施策３	住宅・建築物の耐震化の促進
	重点方針 －施策の方向性－	市民の安全・安心を確保し、かつ、生命と財産を守るため、地震などの災害に強い住環境の整備を推進します。		

【重点的取組】

①　木造住宅耐震診断と耐震改修

昭和56年以前に建てられた木造住宅について、耐震診断や耐震改修に係る費用の支援を行い、耐震化の促進を図ります。

②　避難路沿道建築物の耐震補強設計

大地震時に倒壊し、緊急輸送路を閉塞するおそれのある沿道建築物のうち、耐震基準を満たしていないと判断された建築物の耐震補強設計に係る費用の支援を行い、耐震化の促進を図ります。

③　避難路沿道建築物の耐震改修

大地震時に倒壊し、緊急輸送路を閉塞するおそれのある沿道建築物のうち、耐震基準を満たしていないと判断された建築物の耐震改修に係る費用の支援を行い、耐震化の促進を図ります。

④　大規模盛土造成地の変動予測調査

阪神・淡路大震災や東日本大震災等において、谷や沢を埋めた造成宅地又は傾斜地盤上に腹付けした大規模な造成宅地において、盛土と地山との境界面や盛土内部を滑り面とする盛土の地滑り的変動（滑動崩落）が生じ、造成宅地における崖崩れ又は土砂の流出による被害が発生してきました。

そのため、大規模な地震時における盛土造成宅地の崩落による被害から市民の生命と財産を守るために、「会津若松市大規模盛土造成地マップ」を公表し、宅地耐震化推進事業に取組み、大規模盛土造成地の宅地カルテを作成し、安全性を確認するとともに、危険度が高い箇所の情報を公表し、市民の災害に対する意識の高揚を図ります。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　木造住宅耐震改修支援事業（建築住宅課）
②　避難路沿道建築物耐震補強設計支援事業（建築住宅課）
③　避難路沿道建築物耐震改修支援事業（建築住宅課）
④　宅地耐震化推進事業（開発管理課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　建築物の耐震診断や耐震改修に係る支援については、耐震化の促進のため、関係部等と連携を密にして進めていきます。

②　大規模な地震時において、大きな被害を生じさせる恐れがある大規模盛土造成地について、市民の生命と財産を守るため、変動予測調査により作成した宅地カルテを活用し、関係部局や土地所有者等と連携を図り、市民の災害に対する意識の高揚に努めます。

重点方針No.11	政策分野34	景観	施策1	自然、歴史、市街地の特性を活かした景観形成
	重点方針 ー施策の方向性ー	景観計画、景観条例及び屋外広告物等に関する条例に基づき、会津若松らしい、個性豊かで魅力あふれる景観まちづくりを推進します。		

【重点的取組】

① 景観重点地区等への景観助成制度による支援

鶴ヶ城周辺地区や飯盛山から鶴ヶ城を望む眺望景観保全地区等の景観重点地区や、景観まちづくり協定地区等について、市民協働による会津若松らしい景観の形成を図るため、助成制度を活用した修景等による良好なまちなみ景観づくりを進めます。

② 周辺景観と調和した建築物や屋外広告物への規制・誘導

屋外広告物等に関する条例に基づき、屋外広告物の適切な規制・誘導を進めるとともに、管理義務者及び安全点検に関する規定についての条例の一部改正により安全性を確保し、助成制度を活用した既存不適格物件の是正など、周辺景観と調和した良好な広告景観の形成を図ります。

③ 史跡、名勝等の文化財を活かしたまちなみの形成

修景等への支援や良好な景観に対する新たな認定制度の実施、周知活動など、景観形成への市民意識の高揚を図ることにより、史跡、名勝等の文化財を活かした、会津若松らしい歴史的雰囲気のまちなみ形成を推進します。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

① 景観形成事業（都市計画課）
② 屋外広告物対策事業（都市計画課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

① まちなか観光の推進や中心市街地活性化に寄与できるよう、歴史的建造物や緑地等の良好な維持管理や景観まちづくり協定地区等の修景等に対する支援など、まちなかの魅力向上につながるまちなみ景観づくりを進めます。
② 景観形成上重要な歴史的建造物や緑地等を「あいづまちなかアートプロジェクト」をはじめ、さまざまなイベントで活用するなど、将来にわたって良好に保存していくために有効な活用方法やＰＲ方法等について関係部局とさらなる連携を図ります。

<table>
<tr><td rowspan="4">重点方針No.12</td><td>政策分野39</td><td>まちの拠点</td><td>施策３</td><td colspan="2">会津若松駅前の整備検討</td></tr>
<tr><td>重点方針
－施策の方向性－</td><td colspan="4">主要交通の拠点であり、また、本市の玄関口である会津若松駅前については、交通動線（人やバス、車などの動き）等を整理しながら、駅及び駅周辺施設の利用者などの利便性の向上と安全性の向上に向けた検討を進めます。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【重点的取組】
①　会津若松駅前の基盤整備の検討
会津若松駅前について、交通結節点機能の充実や道路交通の円滑化など、本市の玄関口として求められる都市機能を高め、都市内及び地域間の人・物・情報がつながり、地域の方々に親しまれる”まちの拠点”を形成するために、官民連携により市の事業コストを抑制しながら、安全・安心で、より質の高い公共サービスが提供できるよう駅前広場及びその周辺の都市基盤整備について検討します。</td><td colspan="2">【主要事業の詳細】⇒別ページ参照
①　会津若松駅前都市基盤整備事業（まちづくり整備課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】
①　地域公共交通事業者（鉄道、バス、タクシー）との連携とともに、都市計画や公共基盤（公園、道路等）については、庁内関係部局はもとより、国や県、公安委員会との連携、中心市街地活性化対策や観光振興の取組など、平成31年３月に締結した福島県・ＪＲ東日本との包括連携協定を踏まえた関係課と連携し、さらに商店街などの関係者と情報を共有しながら、会津若松駅前の整備検討を進めます。</td></tr>
</table>

令和３年度　重点方針に基づく取組の概念図（建設部）

【部局間連携】

- 歴史資源・伝統文化の保存・継承（教育委員会）
- 中心市街地の魅力向上（観光商工部）
- 地域資源を活用した観光振興（観光商工部）
- 子ども・子育て（健康福祉部・教育委員会）
- 豊かな自然環境の保全（市民部）
- ユニバーサルデザインの推進（企画政策部）
- 環境負荷の低減（市民部）
- 災害に強いまちづくりの推進（市民部）
- 地域包括ケアシステムの構築（健康福祉部）
- 公共施設マネジメントの推進（財務部）
- 交通・防犯体制の充実（市民部）
- わかりやすい住居表示（市民部）
- 国土調査の推進（農政部）

安心、共生のくらしづくり

≪公園・緑地≫

- 安全で快適な憩い空間の提供〔花と緑推進事業〕

安全、快適な基盤づくり

≪住宅・住環境≫

- 住宅・建築物の耐震化の促進〔木造住宅耐震改修支援事業〕
- 市営住宅の管理運営〔城前団地建替事業〕

≪景観≫

- 自然、歴史、市街地の特性を生かした景観形成〔景観形成事業〕

≪治水≫

- 総合的な治水対策〔雨水幹線整備事業〕

≪雪対策≫

- 除雪作業の情報化・効率化〔道路等除雪〕
- 除雪困難世帯の外出支援〔間口除雪〕
- 除雪インフラの整備〔防雪柵整備事業〕

≪都市づくり≫

- 都市基盤の整備 土地の利用適正利用の促進〔立地適正化計画策定〕

≪道路≫

- 道路交通ネットワークの整備〔都市計画道路整備事業〕
- 身近な道路環境の整備・保全〔市道舗装整備事業〕

豊かで魅力ある地域づくり

- まちの拠点の整備（企画政策部）

≪まちの拠点≫

- 会津若松駅前の整備検討〔駅前都市基盤整備事業〕

【市民外部団体等との連携】

- 花と緑のスタッフ
- 市　民（区長会等の各種団体）
- 事　業　者
- 施設所有者・管理者

令和３年度　建設部　主要事業

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
1	花と緑推進事業 （まちづくり整備課）	花と緑のスタッフの活動を中心に、公共施設等への花の植栽等を実施し、市民参加による「美しいまちづくり」を推進します。さらに、花苗生産基地において、市民自らが花苗を生産し、市内の公共施設や商店街を花で彩り、地域の緑化美化を推進します。 また、花と緑のスタッフや花苗生産の運営を直営作業から業務委託へ移行し、事業の効率化と民間活力を生かした取組を行います。
	公園・緑地等維持管理事業 （まちづくり整備課）	都市公園 80 箇所、市街化区域内の開発緑地 271 箇所及びその他の広場 11 箇所の維持管理を行います。
	公園施設長寿命化事業 （まちづくり整備課）	老朽化が進行している都市公園の既存施設について、利用者の安全確保のため、公園施設長寿命化計画を基に、計画的な改修・更新を行います。 また、当初予算と併行しながら、国の追加補正に対応した令和２年度繰越工事を令和３年度に実施し、会津総合運動公園のあいづ球場スタンド改修、市内の公園の遊具更新、門田緑地テニスコート改修などを行います。
	墓園・納骨堂管理事業 （都市計画課）	都市公園、市営墓地として適切に維持管理し、良好な墓園環境を維持します。 また、多様化する現代社会の要望に応えるため、納骨堂を適切に維持管理し、良好な施設環境を維持します。 令和３年度も継続して大塚山墓園内の墓所増設等の整備を行います。
2	雨水幹線整備事業 （下水道施設課、都市計画課）	浸水箇所において、雨水幹線を整備し、浸水被害の軽減を図ります。 令和３年度は南四合雨水幹線及び飯寺１号雨水幹線の工事着手と、鶴ヶ城１号雨水幹線、八角６号雨水幹線、東山４号雨水幹線の整備に向けた測量設計を行います。
	溢水対策事業 （浸水想定区域調査） （下水道施設課、都市計画課）	内水ハザードマップの公表を行い、市民自らの自助を促進し、浸水被害の最小化を図ります。
	溢水対策事業 （水路改修事業） （道路課、都市計画課）	水路等の本来の機能を維持し、浸水被害を解消するため、河道掘削や水路の改修、土砂のしゅんせつ等を行います。
	河川管理業務 （道路課）	河川区域内の除草や立木伐採を行い、洪水時の正常な機能の確保を図ります。

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
３	除雪対策事業 【道路除雪等　他】 （道路課）	直営及び民間除雪機械等により除排雪作業を行います。 令和３年度も除雪機械の確保を継続し、車道幅員等に沿った配車を行い、市ＨＰによる　除雪機械の稼動状況配信を継続して行います。また、受託業者には、除雪オペレータ育成支援事業により、オペレーターの確保・育成を支援します。
	除雪対策事業 【雪寒機械整備事業】 （道路課）	冬期間の除排雪作業を行う直営除雪車両（雪寒機械）について、耐用年数の経過した車両を順次更新し、万全な除雪体制を整えます。 令和３年度はロータリー除雪車の更新を行います。
４	除雪対策事業 【間口除雪】 （道路課）	高齢者や障がいのある人のみの世帯などの除雪困難世帯の方々を対象に間口除雪を行います。 令和３年度も社会福祉協議会と連携しながら間口除雪を継続して実施します。
５	除雪対策事業 【防雪柵整備事業】 （道路課）	降雪時に吹溜りが出来やすい市道に防雪柵の整備を進めます。 令和３年度は市道幹Ｉ－32 号線に固定式防雪柵を継続して整備します。
６	扇町土地区画整理事業 （開発管理課）	土地区画整理事業の区域（施行面積 107.3ha）において、令和５年度の事業終了に向け、主に換地計画策定業務を行います。
	立地適正化計画策定事業 （都市計画課）	居住機能や医療、商業施設等の都市機能の誘導や頻発・激甚化する自然災害に対応したまちづくりを推進するため、立地適正化計画の策定に取り組みます。 令和３年度は、災害リスクを踏まえた防災まちづくりの目標を示した「防災指針」の検討等を行い、立地適正化計画（素案）を作成します。

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
7	都市計画道路 藤室鍛冶屋敷線整備事業 （まちづくり整備課）	会津地域の中核的な医療施設である竹田綜合病院への導線として、また中心市街地と市街地西部地区及び北会津地区を結ぶ主要な幹線道路として重要な役割を担う都市計画道路藤室鍛冶屋敷線を整備します。 令和３年度は、本町工区の事業用地確保を進めます。
	市道幹Ⅰ－37 号線 道路整備事業 （まちづくり整備課） 【再掲】	本路線の狭隘箇所の解消により、河東町地内の幹線道路として整備を進めます。 令和３年度は、道路改良工事を継続して進めます。
	市道幹Ⅱ－５号線 道路整備事業 （まちづくり整備課）	会津若松インターチェンジと市街地を連絡し、国道 49 号にアクセスする幹線道路として整備を進めます。 令和３年度は、国道 49 号観音前交差点改良箇所の用地確保を進めます。
	市道幹Ⅱ－13 号線 道路整備事業 （まちづくり整備課）	門田地区の幹線道路として歩行者空間を確保するための整備を進めます。 令和３年度は、歩道橋設置の測量設計を実施します。
	市道門 3-223 号線 道路整備事業 （まちづくり整備課）	門田町飯寺地区と国道 401 号を結ぶ幹線道路として整備します。 令和３年度は、道路改良工事を進めます。
8	市道舗装整備事業 （道路課）	市民生活に最も身近な生活道路の未整備路線について、整備要望に基づき、平成 29 年度から令和３年度までの５年間の整備計画を策定し、人家連担の度合いや、道路の利用状況などから整備の優先度を検討し、舗装等整備を実施します。 令和３年度は、優先度に基づく舗装等整備を継続して進めます。
	道路維持修繕事業 （道路課）	道路の安全性を確保するため、パトロールや維持管理のための業務委託及び修繕工事（側溝・舗装補修、災害防除、緊急補修工事等）を行うとともに、必要な資材を購入します。 令和３年度についても、業務委託や修繕工事、必要な資材購入を継続して行います。
	橋梁長寿命化修繕事業 （道路課）	老朽化する道路橋の増大に対応するため、長寿命化修繕計画に基づき、維持管理コストの縮減と事業費の平準化を図るとともに、予防的な修繕や計画的な架替えを行い、道路の安全性を確保します。 令和３年度は、法定化された橋梁点検業務委託及び三宮橋の橋梁補修工事や堂平橋外の測量設計を実施します。

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
9	市営住宅管理運営事業 （建築住宅課）	市営住宅を適切に管理提供するため、入退去管理、使用料の賦課・徴収、空家修理、計画的修繕、用地管理などのほか、市営住宅管理員による日常の巡回や訪問、使用料滞納者に対する納付指導、法的措置等により、適正な管理を図ります。 また、見直しを行った市営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した住宅の用途廃止や、借地の取得に向けた取組を進めます。 令和３年度管理戸数（４月１日現在）25 団地 2,483 戸。
	城前団地建替事業 （建築住宅課）	城前団地の市営住宅は、その多くが建設から 50 年程度経過し、老朽化が進行していることから、施設を建て替えて更新することにより、住環境の改善を図ります。 令和３年度は、令和２～３年度継続の更新住宅第３棟２階建て 16 戸が完成することから、入居者の移転を行うほか、次期建設予定住宅の実施設計、及び既存住宅の解体を実施します。
	市営住宅大規模改善事業 （建築住宅課）	市営住宅の外壁劣化部や屋上防水等及び、電気設備や給排水設備等を改善し、経年により低下した安全性や居住性の向上を図ります。 令和３年度は、城西団地第２棟（４階建て 15 戸）の改善を実施します。
10	木造住宅耐震改修支援事業 （建築住宅課）	昭和 56 年以前に建てられた木造住宅について、耐震診断や耐震改修に係る費用の支援を行い、耐震化の促進を図ります。 令和３年度においても引き続き、耐震診断や耐震改修に係る費用の支援を実施します。
	避難路沿道建築物耐震補強設計支援事業 （建築住宅課）	大地震時に倒壊し、緊急輸送路に指定された国道 118 号を閉塞するおそれのある沿道建築物のうち、耐震基準を満たしていないと判断された建築物の耐震補強設計に係る費用の支援を行い、耐震化の促進を図ります。 令和３年度においても引き続き、耐震補強設計に係る費用の支援を実施します。
	避難路沿道建築物耐震改修支援事業 （建築住宅課）	大地震時に倒壊し、緊急輸送路に指定された国道 118 号を閉塞するおそれのある沿道建築物のうち、耐震基準を満たしていないと判断された建築物の耐震改修に係る費用の支援を行い、耐震化の促進を図ります。 令和３年度においても引き続き、耐震改修に係る費用の支援を実施します。
	宅地耐震化推進事業 （開発管理課）	令和２年３月６日に「会津若松市大規模盛土造成地マップ」を市ＨＰにて公表し、令和２年度から、大規模盛土造成地 30 箇所について、造成年代や、地形・地質の概要を調査し宅地カルテの作成を行い、第二次スクリーニング優先度評価により、安全性を確認した 28 箇所を経過観察とすることとしました。 地盤調査・安定計算が必要となる第二次スクリーニングを実施する２箇所を抽出し、令和２年度に１箇所目の葉山地区の地盤調査・安定計算を実施し、もう１箇所の高塚地区につきましては、令和３年度に実施します。

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
11	景観形成事業 （都市計画課）	会津若松らしい景観を「まもり」「つくり」「そだてる」ため、景観計画及び景観条例に基づき、令和３年度においても引き続き市民協働による各種景観施策を実施します。 ・美しい会津若松景観助成制度を活用した景観重点地区等の修景等への支援 ・新たな景観認定制度の円滑な導入、実施 ・景観に対する市民意識啓発のため良好な景観についてのＰＲ活動の実施
	屋外広告物対策事業 （都市計画課）	本市独自の屋外広告物等に関する条例に基づき、令和３年度も、屋外広告物の適正な規制、誘導や既存不適格物件の是正・指導等を実施します。
12	会津若松駅前都市基盤整備事業 （まちづくり整備課）	会津若松駅前広場及びその周辺区域について、市民や観光客の利便性の向上と施設利用者の安全性を確保するため、交通動線（人やバス、車などの動き）等を整理しながら、本市の玄関口として求められる都市機能の充実を図ります。 令和３年度においては、会津若松駅前広場及びその周辺区域の魅力向上を図るため、都市基盤整備の具現化について検討し、まちの拠点を形成するため、会津若松駅前都市基盤整備事業の方向性を検討します。

【令和３年度　様式】

令和３年度　会計課　行政運営方針

Ⅰ　会計課　重点方針一覧

※政策分野と施策は第７次総合計画に基づく。

重点方針No.	政策分野No./名称	施策No./名称
1	41　行政運営	2　社会の変化に対応していく行政運営
2		
3		
4		
5		
6		

Ⅱ　重点方針　－施策の方向性と内容－

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.１</td><td>政策分野41</td><td>行政運営</td><td>施策２</td><td colspan="2">社会の変化に対応していく行政運営</td></tr>
<tr><td>重点方針
－施策の方向性－</td><td colspan="5">法令に基づき適正で迅速な会計処理と安全で効率的な公金管理を行うとともに、緊急性や優先度に応じた柔軟な事務処理に努めます。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【重点的取組】
①　市の支出に関する帳票を審査確認し支払いをします。
②　決算書を調製し、歳入簿や歳出簿等を適正に保管します。
③　法令に基づき現金や物品の出納、保管の会計事務を行います。
④　公金を安全に運用し、保管するとともに資金確保に努めます。
⑤　公有財産の記録管理を行います。
⑥　市内各金融機関の公金の取扱等の検査を実施します。</td><td colspan="3">【主要事業の詳細】⇒別ページ参照
①　会計管理に関する業務

【部局間連携／市民協働／官民連携】</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.２</td><td>政策分野41</td><td>行政運営</td><td>施策２</td><td colspan="2">社会の変化に対応していく行政運営</td></tr>
<tr><td>重点方針
－施策の方向性－</td><td colspan="5">迅速かつ正確に収入金額を集計・確定し、各収入科目ごとの個人の収納データを作成します。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【重点的取組】
①　指定金融機関から送付される納入済通知書等をＯＣＲ機器（光学式文字読取機器）を使用して読み取り、効率的に収入管理業務を行います。
②　市の収入に関する口座振替データの金融機関との受渡しについて、主としてより安全なデータ伝達方式であるデータ伝送システムによる運用を行います。</td><td colspan="3">【主要事業の詳細】⇒別ページ参照
①　収入管理業務（会計課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】
①　庁内各課が主体として進める市税等の窓口キャッシュレス化の導入について、収入管理の立場から指定金融機関等との協議・調整等、庁内連携して取り組む。また、ＩＣＴ等を活用した新しい技術の導入によるさらなる事務改善・省力化に向けた調査・研究を進める。</td></tr>
</table>

令和３年度　重点方針に基づく取組の概念図

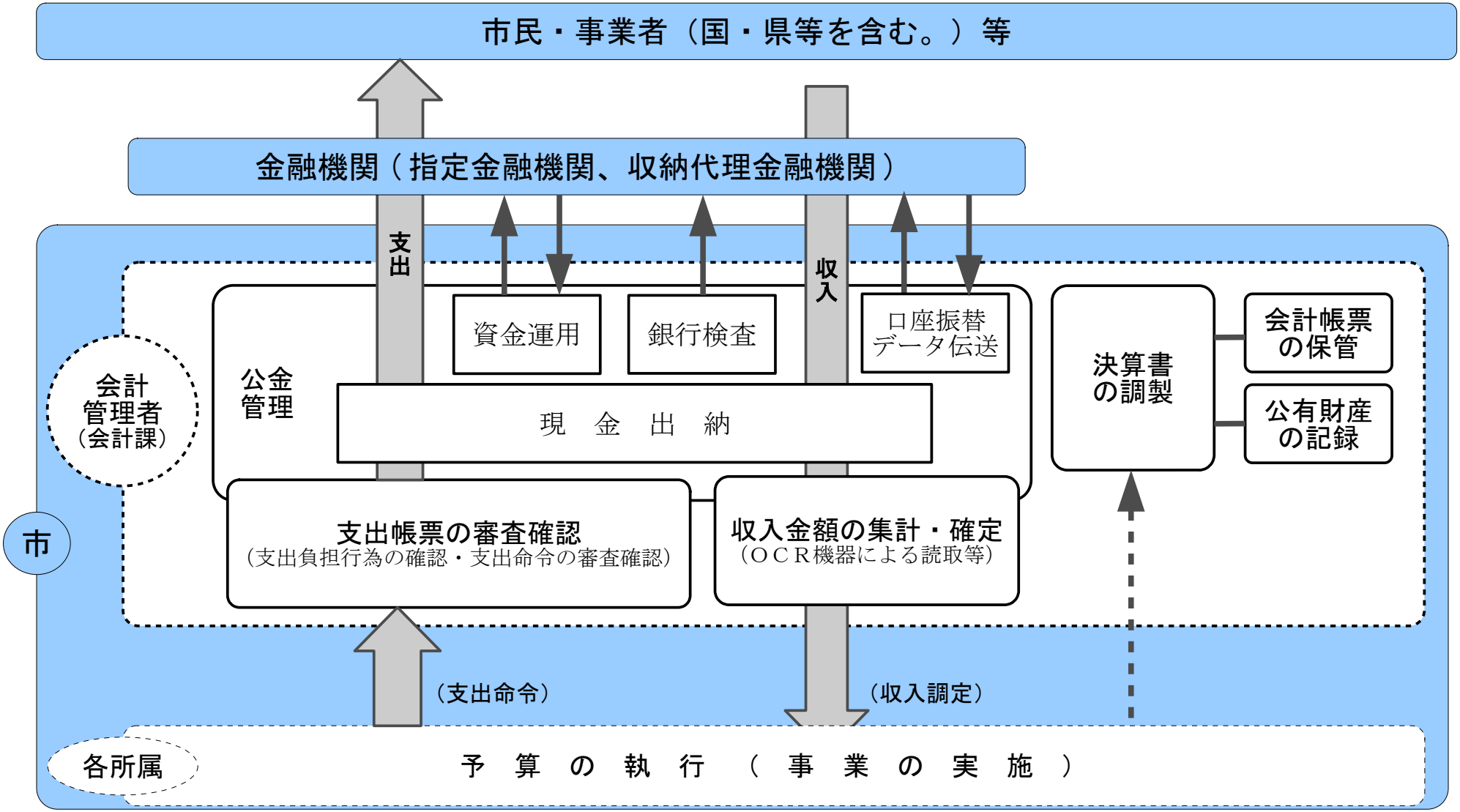

令和３年度　会計課　主要事業

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
1	会計管理に関する業務 （会計課）	支出負担行為の確認及び支出命令の審査確認、公金の出納業務、公金の管理業務、決算の調製を行います。 法令に基づき適正で迅速な会計処理と安全で効率的な公金管理を行うとともに、緊急性や優先度に応じた柔軟な事務処理に努め、正確な決算の調製に取り組みます。
2	収入管理業務 （会計課）	ＯＣＲ機器（光学式文字読取機器）により納入済通知書の集計及び収入金額の確定を行い、収支日報の数値を確認して各収入科目ごとの個人の収納データを作成します。 また、収納データの読取り業務を委託し、効率的な収入管理業務に取り組みます。 市税等を口座振替で納付する場合は、当該市と金融機関との口座振替データの受渡しを、主としてより安全な伝達方式である伝送（電気通信回線を介してデータを送ること）によるデータ伝送システムで運用します。

令和３年度　議会事務局　行政運営方針

Ⅰ　議会事務局　重点方針一覧

※政策分野と施策は第７次総合計画に基づく。

重点方針No.	政策分野No./名称	施策No./名称
1	41　行政運営	３　行政サービスの最適化と利便性向上

Ⅱ　重点方針　－施策の方向性と内容－

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.1</td><td>政策分野41</td><td>行政運営</td><td>施策３</td><td colspan="2">行政サービスの最適化と利便性向上</td></tr>
<tr><td>重点方針
－施策の方向性－</td><td colspan="4">議会活動・議員活動が円滑に推進できるようサポートし、市民全体の福祉の向上を目指します。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【重点的取組】
①　市民に開かれた議会運営の推進
公正性及び透明性を確保するとともに、適切な情報公開を行い、市民に開かれた議会を目指します。
②　市民参加の機会の拡充
市民との意見交換会や委員会での意見陳述機会の確保などを通して、市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会を拡充します。
③　政策提案・政策立案機能の強化
把握した市民の多様な意見をもとに、政策討論会（全体会・分科会）における調査研究等を推進し、政策提案、政策立案機能の強化に努めます。
④　市政運営の監視・評価
市民本位の立場から、本会議、委員会での審議等を通して、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価します。</td><td colspan="2">【主要事業の詳細】⇒別ページ参照
①　政策活動の推進（議会事務局）
②　広報広聴機能の充実（議会事務局）
③　政務活動費交付金（議会事務局）

【部局間連携／市民協働／官民連携】
①　市民との意見交換会や委員会での意見陳述機会の確保などにより市民の多様な意見を把握し、それらの意見を起点として議会内での議論や政策形成につなげる取組を進めます。また、市民に対し議会活動や議員活動の周知に努めます。</td></tr>
</table>

令和３年度　重点方針に基づく取組の概念図

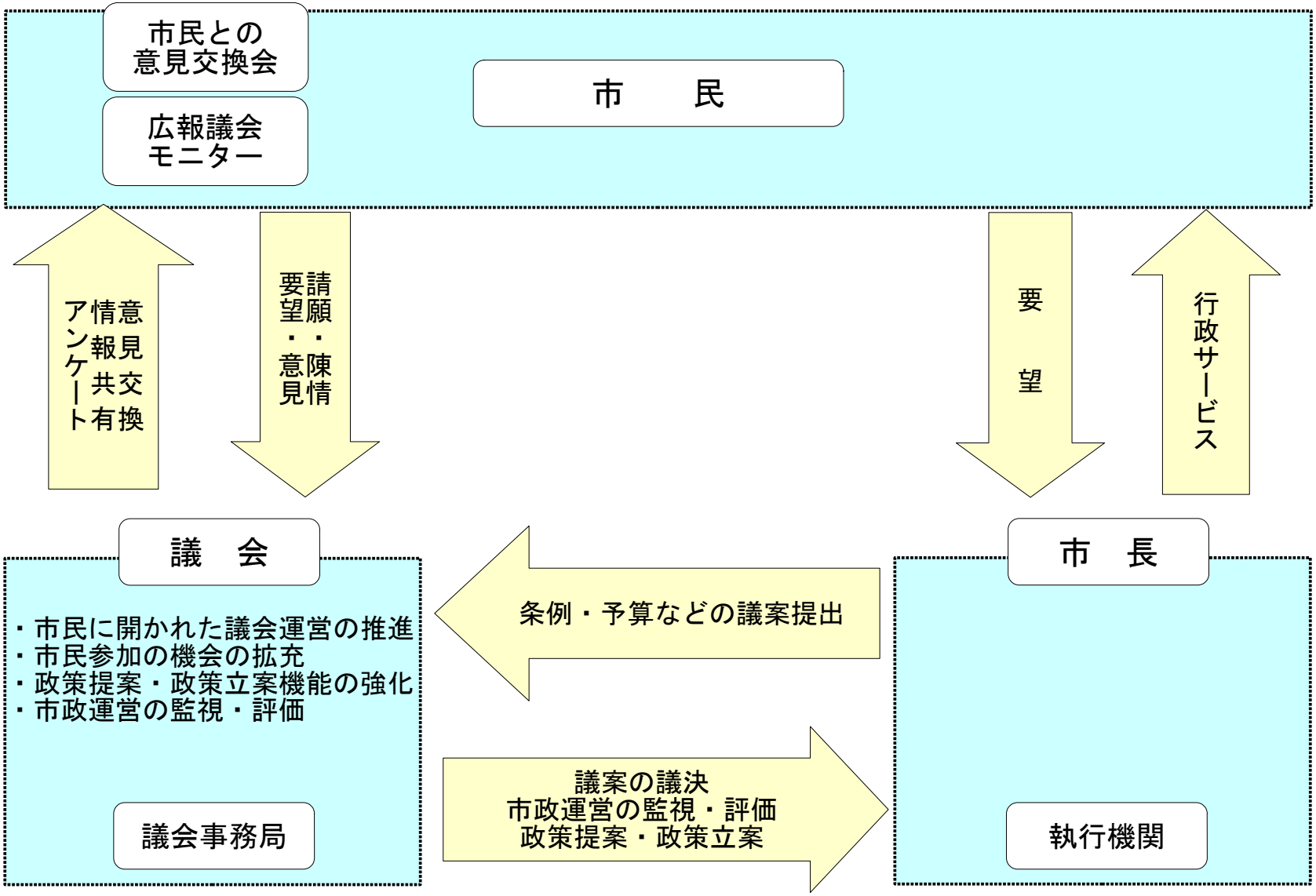

令和３年度　議会事務局　主要事業

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
1	政策活動の推進 （議会事務局）	常任委員会及び議会運営委員会の委員が、先進的な取組を行っている全国の都市を訪問し、その事例について直接説明及び現地案内をしてもらうことにより調査を行います。 また、学識経験者を招へいし、専門的な知見を伺うとともに、意見交換等を行い、政策提案・政策立案機能の強化を図ります。 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえながら、Ｗｅｂ会議システムを活用したオンラインによる先進地調査や専門的知見を活用したセミナーを積極的に実施します。
1	広報広聴機能の充実 （議会事務局）	市民との意見交換会については、参加者層の固定化が見られるため、女性や若年層など多様な方々により多く参加してもらえる仕組みづくりなどを検討し、充実を図ります。併せて、新型コロナウイルス感染症への対策を踏まえ、意見交換会が開催できない場合の代替措置となり得る意見聴取方法を検討します。また、聴取した市民意見の分析を行い、政策サイクルの充実につなげます。 政策討論会各分科会においては、政策立案に係る調査研究の一環として「分野別意見交換会」の充実を図ります。 また、広報議会モニターへのアンケート結果などを踏まえ、「広報議会」の紙面の改善・充実を図るとともに、点字版広報議会の作成などを通して、わかりやすい議会活動・議員活動の周知に努めます。
1	政務活動費交付金 （議会事務局）	会派による市勢発展のための調査研究に資する経費として、政務活動費を半期（４月、10月）ごとに交付します。 また、政務活動費の使途の透明性を確保するため、収支報告書等をインターネットで公表します。

【令和３年度　様式】

令和３年度　教育委員会　行政運営方針

Ⅰ　教育委員会　重点方針一覧

※政策分野と施策は第７次総合計画に基づく。

重点方針No.	政策分野No./名称	施策No./名称
1	2　学校教育	1　確かな学力の育成
2		2　豊かな心の育成
3		3　健やかな体の育成
4		4　特別支援教育の充実
5	3　教育環境	1　就学環境の充実
6		2　学校環境の充実、整備
7	4　地域による子ども育成	1　子どもと子育て家庭を支える地域づくり
8		2　青少年の健全育成
9	5　生涯学習	1　生涯学習活動の支援
10		2　読書活動の推進
11		3　地域における社会教育の推進
12	6　スポーツ	1　スポーツ機会の充実
13		2　スポーツ環境の充実
14	7　歴史・文化	1　地域の文化力を醸成する文化、芸術の振興
15		2　地域の歴史・文化を育む環境づくり
16		3　歴史資源・伝統文化の保存・継承

Ⅱ　重点方針　－施策の方向性と内容－

重点方針No.1	政策分野２	学校教育	施策１	確かな学力の育成
	重点方針 －施策の方向性－	子どもたちが、学力の基礎となる知識を確実に身に付け、それらを活用して課題を解決する力を育成します。加えて、子どもたちが学ぶ喜びや楽しさを実感し、主体的に学習に取り組む姿勢を養います。 また、「学力向上推進計画」に基づき、学校と家庭が連携して学力向上に取り組みます。		

【重点的取組】

①　学力向上推進計画に基づく学力向上策の推進

これまでの学力向上推進の取組の更なる充実を図るとともに、新学習指導要領に基づき、長期的かつ総合的な視点から人材育成を進めていくため、将来を展望した学力向上推進事業に取り組んでいきます。

特に、本市独自のチャレンジテストを実施し、各校の学力向上対策の自己評価の材料とするとともに、その後の指導改善に役立てられるようにします。

②　地域とともにある学校づくり～コミュニティ・スクール～

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」制度（コミュニティ・スクール）により、地域の力を学校運営に活かす地域とともにある学校づくりを「地域学校協働本部」との連携を図りながら推進します。

③　社会の変化に対応した学校の体制づくり

市立学校の設置に係る小中一貫教育や学校規模の適正化等の様々な課題について、学校運営協議会からの意見等を踏まえ、有識者や市民、学校関係者等の知見を活用しながら検討していきます。

④　複雑化・多様化した課題を解決するための体制整備

いじめ・不登校などの生徒指導上の課題や特別支援教育の充実への対応など、学校の抱える課題の複雑化・多様化に伴い、心理や福祉に加え、法的観点からのサポート体制として整備したスクールロイヤー事業と連携し取り組みます。

⑤　情報活用能力の育成

児童生徒１人１台の学習用タブレット端末を活用し、ＩＣＴ機器の技能操作はもとより、たくさんの情報の中からその信頼性を吟味し、必要な情報や有用な情報を取捨選択できるよう情報活用能力の向上に向けて、教科等を横断して、学校全体で取り組んでいきます。

また、小学校において各教科の特質に応じて、コンピュータの基本的な操作の習得や、プログラミングの体験を通して論理的思考力を身に付けるための学習活動の実践に取り組みます。

⑥　グローバル化に対応した教育の推進

児童生徒の英語でのコミュニケーション能力の素地を養い、国際理解・国際感覚を育むため、中学校区を基本としたグループごとに外国語指導助手を配置し、小学校と中学校との接続を強化します。

⑦　気づきや疑問をもつ力の育成

学びへの興味や関心を深められる機会を提供し、子どもたちの気づきや疑問をもつ力を育むため、児童生徒の可能性を一層引き出す学びの場として、あいづっこ人材育成プロジェクト事業と連携し取り組みます。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　あいづっこ学力向上推進事業（学校教育課）
②　学校運営協議会運営事業（学校教育課）
③　外国語指導助手等活用事業（学校教育課）
④　スクールロイヤー事業（学校教育課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　学力向上のためには、児童生徒を取り巻く学校、家庭、地域と教育委員会及び関係機関等が共通理解のもと、連携することが重要であることから、それぞれの役割と強みを活かし、様々な視点から学力向上のアプローチを図ります。

②　学校と地域の団体や人材、家庭との連携を図るため、地域学校協働本部事業と連携し取り組んでいきます。

重点方針No.２	政策分野２	学校教育	施策２	豊かな心の育成
	重点方針 ー施策の方向性ー	自分や他者を大切にする心や自己肯定感を育み、「あいづっこ宣言」の精神を基盤とした規範意識を高めます。また、ふるさと会津に誇りと愛着を持ち、たくましく生きる人材を育成します。 さらに、子どもたちの生命を守り、学校を安心して学べる場所とするため、学校、家庭、地域、関係機関、行政等の連携により、いじめや不登校などの未然防止、早期対応に取り組みます。		

【重点的取組】

①　豊かな人間性を育む教育の推進

子どもたちに本物に触れる機会を提供し、子どもたちの豊かな心を育んでいきます。豊かな人間性を育む教育の充実を図るための取組として、子どもたちが自らあいさつをするなど、各学校で「あいづっこ宣言」の項目について具体的な行動目標を掲げ、実践につなげていきます。

②　ふるさと会津の精神の継承

会津を学ぶ講座や体験事業を通して、ふるさと会津に誇りをもつ人材の育成を進めていきます。また、戊辰150周年を迎えたことを契機とし、会津の戊辰の歴史について、各学校で授業で取り組むことができるよう作成した「戊辰戦争から郷土会津を学ぶ」授業カリキュラムを活用し、伝統や文化を尊重し、郷土を愛するとともに、それらを誇りに思い尊重する態度を育成していきます。

③　読書を通じた創造性や感受性の育成

読書を通して感性と想像力を磨き、豊かな心と確かな学力を身に付けた子どもの育成を図るため、学校図書館の充実等、子どもたちの読書環境を整備していきます。また、中学校区ごとに学校図書館支援員を配置し、読書好きな児童生徒を増やすとともに、授業における積極的な図書館の活用を通して、豊かな想像力、表現力や読解力を育みます。

④　不登校やいじめ防止に関する相談支援体制の充実

いじめ、不登校、虐待等に適切に対応するために、専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーの配置や教室相談体制の充実を図り、児童生徒やその保護者からの相談に応じるとともに、いじめ等の根絶に向けて市民一丸となって取り組むための体制を整備します。さらに、いじめや不登校などの児童生徒を支援するため、健康福祉部や関係部局との連携や協力体制を強化し、支援体制の充実を図ります。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　あいづっこ人材育成プロジェクト事業（学校教育課）
②　適応指導・教育相談事業（学校教育課）
③　いじめ防止等対策事業（学校教育課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　健全な青少年を育てるためには、基盤となる家庭の教育機能が重要であることから、家庭の果たす機能や役割について理解が図られるよう関係団体と協力・連携しながら事業を展開していきます。
②　いじめ防止や不登校の未然防止のため、健康福祉部や関係機関と連携を図りながら、地域一体で取り組んでいきます。
③　人材育成を図るには長期的な視点で実施する必要があることから、「あいづっこ映画から学ぶ運営協議会」などの関係機関と官民連携により取り組んでいきます。

重点方針No.3	政策分野２	学校教育	施策３	健やかな体の育成
	重点方針 ー施策の方向性ー	子どもたちが運動の楽しさや喜びを実感できる機会をつくり、心身の健康の保持増進による健やかな子どもの育成を図ります。 また、安全安心な学校給食の提供はもとより、学校給食費の公会計化や学校給食を通じた食育の推進を図ります。		

【重点的取組】

①　子どもたちの体力の向上

子どもたちの体力や健康状態を各調査によって把握し、各校における体力向上推進計画に基づいた教育活動の実践とともに、様々な手法や各種支援による体力の向上と健康の保持増進を図ります。特に、体力・運動能力テストの結果等をもとに、児童生徒の体力の実態を的確に把握し、計画の見直しや改善を図り、一層の体力向上と健康の保持増進に努めます。

また、むし歯予防のためのフッ化物洗口について関係部局と連携していきます。

②　部活動のあり方～適正な運営体制整備～

部活動において自らをより高めるという本来の目的を達成するとともに、生徒や指導する教員にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、地域、学校、競技種目等に応じて多様な形で最適に実施されることを目指して策定した「会津若松市部活動に関する方針」に基づき、「部活動指導員」を配置し、適切な運営のための体制整備に取り組みます。

また、少子化が進展する中、学校の枠を越え、地域団体と連携しながら活動することにより、生徒の競技力や技術の向上を図るとともに、生徒の自主性、協調性、連帯感の高揚と社会性の形成を図るため「部活動週末合同練習会」の取組において、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、関係機関と連携し、実施種目及び参加校を増やすなど、拡充を図ります。

さらに、「（仮称）部活動連絡協議会」を設置し、休日の地域部活動への移行を含めた持続可能な部活動のあり方について協議を進めていきます。加えて、休日の部活動の段階的な地域移行に向けて「地域運動部活動推進事業」を県と連携し、国の受託事業として実践研究を行います。

③　生き抜く力を育む安全防災教育の推進

安全安心な環境のもとで、児童生徒が日々の生活に意欲的に取り組み、自己の成長を実感することができるように、生活状況の把握と指導に努めるとともに、家庭との連携に努め、放射線教育を継続し、望ましい生活習慣の形成を図ります。

また、地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備や、子ども自身に危険予測や回避能力を身に付けさせる実践的な安全防災教育を推進します。

④　学校給食費の公会計化

私会計で処理されている学校給食費について、教員の業務負担の軽減、保護者の利便性の向上や徴収・管理業務の効率化等を図るため、公会計化の移行を推進します。

⑤　新型コロナウイルス感染症対策

児童生徒や教職員の健康管理のため、基本的な感染症対策の実施や集団感染リスクへの対応などに取り組むとともに、必要な保健衛生用品の配備を行います。

⑥　安全・安心な給食の提供と食育の推進

県費学校栄養士の未配置校に対する市独自の栄養士の配置や市主催アレルギー対応研修会を行うことにより、安全・安心な学校給食の提供と、地産地消等の食育の推進を図ります。

⑦　給食施設・設備の計画的な修繕や運営方法の検討

安全・安心な学校給食を安定的に提供するため、17 か所の学校給食施設の再編・整備や運営手法のあり方について検討していきます。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　小中学校児童生徒各種大会出場補助事業（学校教育課）
②　部活動運営体制構築事業（学校教育課）
③　学校給食費公会計化事業（学校保健給食室）
④　学校保健管理事業（学校保健給食室）
⑤　学校給食栄養支援員事業（学校保健給食室）
⑥　学校給食維持管理事業（学校保健給食室）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　むし歯予防のためのフッ化物洗口について関係部局と連携していきます。
②　部活動の適正な運営体制を整備するため、学校の枠を超え、市体育協会や中学校体育連盟など地域団体と連携し、協働で取り組んでいきます。
③　児童生徒の安全を守るため、学校の登下校時の安全活動をしている地域ボランティア団体や夜間の安全巡視員と連携し、地域が一体となって取り組んでいきます。
④　公共施設等総合管理計画に基づき、給食施設の整備のあり方等について、関係部局と連携し検討していきます。

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.4</td><td>政策分野２</td><td>学校教育</td><td>施策４</td><td>特別支援教育の充実</td></tr>
<tr><td>重点方針
ー施策の方向性ー</td><td colspan="3">特別な支援を必要とする子どもたち一人ひとりに寄り添った、きめ細かな支援及び環境整備を行い、学びを通して自立や社会参加に必要な力を育みます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【重点的取組】
①　合理的な配慮に基づく学習環境の整備
心身に障がいをもつ子どもたちが、それぞれに適した教育を受け、将来自立した生活を送ることができるよう、教育支援委員会における就学判断や相談体制の充実を図るとともに、特別支援教育支援員を学校に配置し、個別の支援に努めます。
②　早期からの教育相談及び支援
特別支援担当教育相談員による巡回相談を実施し、幼稚園教職員等への指導、助言、理解啓発や保護者からの相談を実施し、就学移行期等における支援の充実を図ります。</td><td colspan="3">【主要事業の詳細】⇒別ページ参照
①　教育支援委員会事業（学校教育課）
②　特別支援員事業（学校教育課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】
①　特別支援教育における一貫した支援の仕組みづくりのため、市地域自立支援協議会等において関係部局と連携を図りながら取り組んでいきます。また、医療的ケア児に対する安全を確保するため、医療的ケア運営協議会を核として、より安全な医療的ケアの充実に努めていきます。</td></tr>
</table>

重点方針No.5	政策分野３	教育環境	施策１	就学環境の充実
	重点方針 －施策の方向性－	子どもたちが等しく義務教育を受けることができるようにするため、経済的理由や通学環境などから、児童及び生徒の就学に支障をきたす状況にある保護者などに対して必要な援助を行います。		

【重点的取組】

①　就学援助を必要とする子どもへの支援

経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費、医療費等を支給します。また、援助を必要とする保護者へ適切な時期に支援が行われるよう、新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を実施します。

②　子どもたちの通学に対する支援

遠隔地及び通学困難地区に居住する児童生徒に対して、通学距離等による保護者の負担を軽減し、義務教育の円滑な運営を図ります。

③　私立学校等の振興

市内の私立学校に在学する子どもたちに係る就学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高め、教育環境の向上を支援します。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　就学援助事業（学校教育課）
②　スクールバス運行事業（教育総務課）
③　遠距離通学助成事業（教育総務課）
④　私立学校運営補助事業（学校教育課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　就学援助を必要とする保護者が支援を受けることができるよう、関係部局及び関係機関等と連携し、情報共有を図りながら取り組んでいきます。

②　スクールバス運行業務において、大戸地区及び湊地区の一部コースについては健康福祉部と連携し、バス等の余剰席を活用して、乗車を希望する高齢者の混乗事業を行います。

重点方針No.６	政策分野３	教育環境	施策２	学校環境の充実、整備
	重点方針 －施策の方向性－	子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、計画的な学校施設の耐震化を進め、さらに、予防保全の視点から施設や設備の適切な維持管理や改修を行います。 また、新学習指導要領や各学校の特色、教育目標、教育課題等に対応した適切な教材や図書及び教育ＩＣＴ環境の整備を進めます。		

【重点的取組】

①　学校施設の耐震性の確保

耐震診断結果から耐震化の必要性が明らかとなっている校舎等について、耐震補強工事や改築により、耐震性を確保します。

②　学校施設の適切な維持

児童生徒が快適に学校生活を送ることができるよう屋外環境を含め、施設や設備の適切な維持管理に努めます。

③　学校トイレの洋式化の推進

教育環境の充実を図るため、学校トイレの洋式化を推進します。

④　必要な教材、機器の整備

教育活動に必要な教材等（活動用品・修理費含む）の整備に努めます。

⑤　児童生徒の安全確保

通学路の安全対策並びに交通事故防止に対する総合的な施策を推進し、児童生徒の登下校時の安全確保を図るため、令和３年度において「会津若松市通学路交通安全プログラム」に防犯の視点加え、通学路の安全確保を計画的に進めるとともに、関係機関が連携して通学路における危険箇所の合同点検を実施し、継続的、計画的に通学路の安全確保に取り組んでいきます。

また、各学校の登下校時の安全活動を行っている交通教育専門員や地域ボランティア団体との連携を図るとともに、警察や道路管理者等の関係機関の協力を得ながら、児童生徒の安全確保を推進します。

⑥　教育ＩＣＴ環境の推進

「ＧＩＧＡスクール構想」に基づく、高速大容量の校内通信ネットワークの整備と児童生徒１人１台の学習用タブレット端末の整備が完了することから、この教育ＩＣＴ環境を最大限に活用していくため、今年度において、「（仮称）会津若松市教育ＩＣＴ推進プラン」を策定し、児童生徒の情報活用能力の育成とＩＣＴを活用した多様な方法による学習の促進、教職員のＩＣＴ活用・指導力向上に取り組んでいきます。

また、機器を安定的に運用していくにあたって教職員の負担を軽減していくため、教育ＩＣＴ環境の総合サポート体制を構築していきます。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　学校施設耐震化事業（教育総務課）
②　学校施設改築事業
　・行仁小学校改築事業（教育総務課）
　・城北小学校プール附属棟及び駐車場整備事業
　　（教育総務課・学校教育課）
③　学校維持管理費（教育総務課）
④　通学路安全推進事業（学校教育課）
⑤　教育ＩＣＴ環境推進事業（学校教育課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　行仁小学校の改築については、行仁小学校改築推進委員会や学校、PTA 等の関係団体と連携を密にし、地域と一体となりながら、グラウンド整備完了まで適切な運用を含め、改築を進めていきます。
②　通学路の安全性を確保するため、国、県、市の道路管理者、警察署、学校関係者、地域が連携して総合的に施策を推進していきます。

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.7</td><td>政策分野４</td><td>地域による子ども育成</td><td>施策１</td><td colspan="2">子どもと子育て家庭を支える地域づくり</td></tr>
<tr><td>重点方針
－施策の方向性－</td><td colspan="4">地域社会の中で安心して子育てができ、一人ひとりの子どもたちが健やかに成長することができるよう、地域で子育てを支える意識づくりや交流機会の創出等を推進します。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【重点的取組】
①　学校と地域、家庭との連携・協働
コミュニティ・スクールの導入とともに、公民館が中心となり、学校と地域の団体や人材、家庭との連携を図りながら、子どもたちの登下校の見守りや、学校行事や野外授業の手伝いなど、学校教育の活動を地域で支援していく地域学校協働活動を推進します。また、地域と学校をつなぐ「地域学校協働活動推進員」を配置し、組織的で安定的に継続できる「地域学校協働本部」の立ち上げを進めます。
②　地域の教育力を活用した子どもたちの育成支援の充実
児童の放課後の時間を活用した活動拠点である放課後子ども教室を充実させ、学校や地域の団体、人材と連携や協力しながら、地域住民を指導者とした体験学習などを実施し、子どもたちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりに取り組みます。
③　地域や家庭における読書の推進
「あいづっこ読書活動推進計画」に基づき、家庭を中心とし、学校、ボランティア団体等との連携のもと、子どもの読書活動の推進に取り組みます。</td><td colspan="2">**【主要事業の詳細】⇒別ページ参照**
①　地域学校協働本部事業（生涯学習総合センター・地区公民館）
②　子ども読書活動推進事業（生涯学習総合センター）

【部局間連携／市民協働／官民連携】
①　地域学校協働本部と学校運営協議会（コミュニテイ・スクール）は、 担当部署間で緊密に連携し一体的に進めます。
②　地域のボランティアの発掘・育成に努め、健康福祉部と連携し、こどもクラブとの一体型の放課後子ども教室の整備を図ります。
③　読み聞かせ講座受講生等からなる子ども読書活動支援ボランティアと協働しながら、健康福祉部と連携しブックスタート事業に取り組みます。</td></tr>
</table>

重点方針No.8	策分野４	地域による子ども育成	施策２	青少年の健全育成
	重点方針 －施策の方向性－	會津藩校日新館の教えである「ならぬことはならぬ」に代表される会津の精神を踏まえて策定した「青少年の心を育てる市民行動プラン“あいづっこ宣言”」を青少年健全育成の柱とし、地域ぐるみで青少年を育みます。		

【重点的取組】

①　“あいづっこ宣言”の普及啓発

家庭・学校・地域及び青少年育成に関する団体との連携など市民一丸となった取組みにより宣言の普及啓発に努め、青少年の健全育成を図ります。とりわけ、小中学校においては、教育課程上に宣言に基づく具体的な行動目標の設定、並びに宣言に込められた内容や自分の取り組みを常に確認できるような携行版リーフレットの作成・配布などにより、宣言の理解を深めるとともに、その実践につなげていきます。加えて、令和３年度には宣言の策定から20年の節目を迎えることから、さらなる普及・啓発の契機となるような効果的な事業を実施していきます。

②　少年の非行防止

少年の非行防止等に関する総合的な実践活動を推進するため、少年センターを拠点とした街頭補導による「愛の一声」活動や、公用車により郊外大型店等を巡回する「あいづっこ青色パトロール」をはじめとした「見せる補導」、さらに青少年の健全育成に悪影響を及ぼし非行の誘因となるような有害環境の浄化活動等を通して、少年の非行・被害防止や青少年の健全育成活動を進めていきます。

③　青少年関係団体の活性化

心豊かで創造性にあふれ、自分自身を大切にするとともに、社会規範を守り他者の立場に立って考え行動できる青少年を育成するために、家庭、学校、地域との連携を図るとともに、「青少年育成市民会議」や「子ども会育成会」等の青少年関係団体が抱える課題等の情報共有に務めながら、活動の充実、組織の活性化を支援し、青少年の健全育成を推進します。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　青少年の心を育てる市民行動プラン事業（あいづっこ育成推進室）
②　少年センター運営事業（あいづっこ育成推進室）
③　青少年健全育成事業（あいづっこ育成推進室）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　あいづっこ宣言の普及啓発のため、家庭、学校、地域関係団体のほか、市民のボランティアや学生など多様な主体の参画を得ながら、協働での広報活動を進めていきます。
②　少年センター運営事業にあたっては、安全・防犯の面から市民部局・関係機関等と連携を図っていきます。
③　青少年健全育成の効果的な推進を図るため、庁内関係部局と必要に応じ連絡会議を開催したり、家庭、学校、地域関係団体等がそれぞれの役割に応じ、連携・協働していきます。　少年センター運営事業にあたっては、安全・防犯の面から市民部局・関係機関等と連携を図っていきます。

重点方針No.９	政策分野５	生涯学習	施策１	生涯学習活動の支援
	重点方針 ー施策の方向性ー	知の循環型社会の構築を目指して、生涯にわたる学びを支援し、学びの成果を地域社会に還元できる人材の育成を推進します。		

【重点的取組】

①　市民ニーズに応じた生涯学習に関する情報提供と相談機能の充実

市民が求める生涯学習情報の提供として、関係部局と連携しながら、出前講座の充実を図るとともに「生涯学習相談コーナー」の利用促進に取り組んでいきます。

②　生涯学習ネットワークの強化

生涯学習総合センター（會津稽古堂）を会場とし、企業や商店街、会津大学や高等学校との連携を図り、市民や学生を対象とする講座の開催を進めていきます。

③　社会教育を推進する人材の育成と活用

地域学校協働活動や放課後子ども教室など地域におけるボランティアの育成やコーディネーター研修のための学習講座を開催し、地域における生涯学習活動を支援する人材の育成と活用に努めます。

④　誰もが生涯学習に取り組める環境の整備

利用者の意見や要望などを踏まえ、公民館と図書館、ホール・ギャラリーを備えた複合施設の機能を活かし、より利用しやすく、快適な学習環境を整えます。また、施設や設備の耐用年数に応じた計画的な修繕により、ランニングコストの平準化を図りながら適切な管理運営に努めます。

⑤　新しい生活様式に合わせた学習活動支援

市民講座などにおいて、ＩＣＴを活用したオンライン事業に取り組むとともに、デジタル機器の使用について学ぶ講座を開催するなど、新型コロナウイルスの感染拡大を予防しつつ、新しい生活様式に合わせた学習機会を提供することにより、学習者や活動団体の支援に努めます。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　生涯学習推進事業　高・大・社連携事業「みらいづ探究ラボ」（生涯学習総合センター）

②　生涯学習総合センター管理運営事業（生涯学習総合センター）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　関連部局と連携し、職員を生涯学習出前講座の講師として派遣します。

②　地元の大学や高等学校などの教育機関、さらには企業等との連携を図り魅力ある講座を開催します。

③　地域や家庭、学校との連携により、主体的に地域課題解決に取り組む体制づくりを進めます。

重点方針No.10	政策分野５	生涯学習	施策２	読書活動の推進
	重点方針 ー施策の方向性ー	図書館を拠点として、市民が求める資料の充実やサービスの提供に努め、生涯にわたり文化的・創造的な生活ができるよう読書活動を推進します。		

【重点的取組】

①　図書資料等の充実

市民からの要望に応えながら、魅力ある図書資料等の購入や郷土資料・行政資料の収集を図り、乳幼児から高齢者までを対象とした図書等の整備に努めます。

②　図書館サービスの提供

貴重資料の保存に努め、丁寧なレファレンス業務に取り組むとともに、商用データベース閲覧や視覚障がい者等サービスなどを提供し、図書館サービスの向上に努めます。

また、貴重な郷土資料をデジタル化及びテキスト化し、インターネット上で公開することにより、利用者の利便性向上とサービスの充実に努めます。

③　読書環境の整備・支援

読み聞かせボランティアや学校図書館ボランティアを養成するとともに、乳幼児から小学生を対象とした読み聞かせ活動を、ボランティアと協働で継続実施していきます。

また、学校図書館整備の支援や移動図書館（あいづね号）を巡回させ読書環境を充実していきます。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　生涯学習推進事業[図書館事業]（生涯学習総合センター）
②　生涯学習情報提供事業費（生涯学習総合センター）
③　子ども読書活動推進事業（生涯学習総合センター）※再掲

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　読み聞かせ講座受講生等からなる子ども読書活動支援ボランティアと協働しながら、健康福祉部と連携しブックスタート事業に取り組みます。

②　学校図書館整備の支援のため、会津図書館奉仕員による巡回訪問を引き続き実施し、さらに学校教育課と連携して、学校図書館支援員と会津図書館奉仕員の連絡会を定期的に開催します。

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.11</td><td>政策分野５</td><td>生涯学習</td><td>施策３</td><td>地域における社会教育の推進</td></tr>
<tr><td>重点方針
－施策の方向性－</td><td colspan="3">各公民館を地域の学習・活動の拠点として、住民が主体的に地域課題に取り組んでいくための環境づくりなど、地域に根ざした社会教育の推進により、地域コミュニティの活性化を図ります。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【重点的取組】
①　公民館を拠点とした社会活動への住民参加と地域づくり
いつでも、どこでも、誰もが学ぶことができるような公民館の運営に努め、公民館と地域住民がともに事業を作り上げていく、住民参加型の事業を展開するなど社会教育を推進します。
②　社会教育施設の充実と環境整備
利用者が安全に安心して利用できるよう、施設の適正な維持管理に努めるとともに、老朽化が進む公民館においては施設、設備を計画的に改修するなど、利用者が活動しやすい環境を整備します。
③　新型コロナウイルス感染症の対策
施設ごとの新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに基づき、利用者及び施設ともに感染予防対策を徹底し、新型コロナウイルス感染症の拡大予防に努めます。</td><td>【主要事業の詳細】⇒別ページ参照
①　各地区公民館事業（地区公民館）
②　各地区公民館管理運営事業（地区公民館）

【部局間連携／市民協働／官民連携】
①　地区公民館においては、地域の団体や人材との連携を図り、その結びつきを生かしながら、住民が率先して学習や地域の課題に取り組んでいくための環境づくりを進め、地域コミュニティの活性化を図ります。</td></tr>
</table>

重点方針No.12	政策分野６	スポーツ	施策１	スポーツ機会の充実
	重点方針 ー施策の方向性ー	子どもから高齢者までの誰もが、スポーツに親しめる機会の充実を図り、総合型地域スポーツクラブ等の育成・支援に努めます。また、東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機としたスポーツの振興を図ります 。		

【重点的取組】

①　市民参加型スポーツイベントの開催

市民水泳大会、市民スキー大会、市民体育祭など、大会の開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じたうえで実施することとし、市民が気軽に参加できるスポーツイベントの充実に努めます。

特に、本市最大のスポーツイベントである鶴ヶ城ハーフマラソン大会について今年度は、部門・人数を制限するなどし、大会に関わるすべての方の安全安心を担保するため、感染症対策を徹底します。その上で、市民はもとより、県内外からの参加者に本市の魅力を発信していきます。

②　地域スポーツ活動の充実

総合型地域スポーツクラブの活動を充実させ、子どもから高齢者までより多くの市民がスポーツを楽しむことができる場を拡充します。

③　東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機としたスポーツ振興

タイ王国のホストタウンとして、ボクシング代表チームの事前キャンプ受入を新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じたうえで実施するとともに、同国の特色を紹介する場を設けることで、市民がアスリートや異文化と交流し、スポーツ・文化を応援する機運を高める事業等を推進します。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　鶴ヶ城ハーフマラソン大会事業（スポーツ推進課）
②　総合型地域スポーツクラブ育成事業（スポーツ推進課）
③　東京 2020 オリンピック・パラリンピック関連事業
　（スポーツ推進課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　鶴ヶ城ハーフマラソン大会開催にあたっては、地域・企業等がボランティアスタッフとして参画する市民協働の大会を目指します。本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により大会規模を縮小して開催し、感染症対策を徹底して実施します。

②　地域スポーツ活動の充実を図るため、指定管理者と連携し、各総合型地域スポーツクラブが市民スポーツ施設等の有効活用を図り、高齢者や障がい者等の運動に親しむ機会の拡充につなげます。

③　東京 2020 オリンピック・パラリンピック関連事業については、全庁で組織する推進本部会議と関係機関・団体と組織した推進協議会が連携し、スポーツをはじめ、文化・観光等の交流事業に官民一体となって取り組みます。

重点方針No.13	政策分野６	スポーツ	施策２	スポーツ環境の充実
	重点方針 －施策の方向性－	市民が、安全に安心して、生涯にわたり、健康・体力づくりのできる環境を整備します。また、武道の継承など、地域に根ざしたスポーツの振興を図るため、市の施設のみならず、県や関係機関等の施設との連携に努めていきます。		

【重点的取組】

①　スポーツ施設環境の整備

指定管理者と連携し、市民スポーツ施設（市民ふれあいスポーツ広場、河東地区スポーツ施設、小松原多目的運動場）及びコミュニティプールの適切な維持管理と新型コロナウイルス感染症予防に努め、市民のスポーツ人口の拡大並びに健康増進事業の推進とともに、安全安心に、そして気軽に利用できる市民スポーツ施設の環境整備を図ります。

②　学校体育施設開放の推進

身近なスポーツ施設の提供及び地域スポーツの普及のため、小・中学校体育施設の利用促進と有効活用を図り、学校教育に支障のない範囲で市民に開放します。

今年度より、新型コロナウイルス感染防止及び利用団体の責任強化と、管理指導員の高齢化対策のため、体育館開放における管理指導員の配置・管理から、利用団体より「管理員」を選出する運用方法に切り替えるとともに、学校と利用者の鍵の直接受け渡しを改善します。

③　中学校の運動部活動と地域の連携

会津若松市体育協会と連携し、中学校の運動部活動における指導力及び競技者の質的な向上を目指し、運動部活動の適切なシステムづくりに取り組むとともに、現在活動している剣道・卓球・ソフトテニス以外の競技についても、実施に向け支援してまいります。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　市民スポーツ施設管理事業（スポーツ推進課）
②　コミュニティプール管理事業（スポーツ推進課）
③　学校体育施設開放事業（スポーツ推進課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　スポーツ施設環境の整備については、庁内関係部局及び指定管理者と連携し、各施設設備の修繕・整備等、適切な維持管理に努めるとともに、市民の利便性向上を図ります。

②　学校体育施設開放事業については、教育委員会内所管課及び各学校と連携し、学校体育施設の有効活用を促進するとともに、市民に利用ルールの順守協力を啓発していきます。

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.14</td><td>政策分野７</td><td>歴史・文化</td><td>施策１</td><td>地域の文化力を醸成する文化、芸術の振興</td></tr>
<tr><td>重点方針
－施策の方向性－</td><td colspan="3">地域の特色を活かした芸術文化事業や文化祭などの開催を支援します。また、質の高い文化芸術に触れる機会を充実し、地域の文化力の向上と市民が主体となった芸術文化活動の促進を図ります。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【重点的取組】
①　文化芸術に対する意識の醸成
市民に文化芸術活動への参加と鑑賞機会を提供するとともに、市民自らの活動の促進を図るため、市民文化祭の開催を支援し、文化活動の促進と文化芸術に対する意識の高揚を図ります。
②　文化芸術活動の担い手の育成
文化芸術活動を実施する各種団体や個人を支援し、活動の担い手の育成に努めます。
③　多様で質の高い芸術鑑賞機会の充実
各種の文化振興事業を通して、専門機関の協力を仰ぎながら、多様で質の高い芸術鑑賞機会の充実を図ります。
④　地域の資源を活かした文化事業の展開
「漆」などの会津の地域資源を活かした文化事業を展開し、新たな地域の魅力を発信します。</td><td>【主要事業の詳細】⇒別ページ参照
①　文化振興事業（文化課）
②　あいづまちなかアートプロジェクト事業（文化課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】
①　あいづまちなかアートプロジェクト事業については、市民団体や他部局との連携を強化することで財源の確保やさらなる内容の充実を図ります。また、子ども向けプログラムや子どもたちの作品展など、学校と連携しながら、次の世代の人材育成を目指します。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.15</td><td>政策分野７</td><td>歴史・文化</td><td>施策２</td><td colspan="2">地域の歴史・文化を育む環境づくり</td></tr>
<tr><td>重点方針
ー施策の方向性ー</td><td colspan="4">誰もが気軽に地域の歴史や文化に触れ、学ぶことのできる機会を創出します。また、歴史と文化が薫るまちを目指し、市民が活動しやすい環境づくりを行います。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【重点的取組】
①　文化施設等の利活用推進と適切な管理、整備
市民の文化活動の拠点である文化施設及び歴史資料センターについて、効率的な管理運営に努め、老朽化した施設、設備を計画的に改修するなど、利用者が活動しやすい環境を整備します。また、各種の事業や講座、展示などにより施設のさらなる利活用の推進を図ります。
②　美術品等の展示収蔵機能の研究、検討
市が収蔵する美術作品を良好な状態で保管、管理し、作品の有効活用を図ります。また、美術品等の展示や収蔵機能の研究・検討を行います。
③　新型コロナウイルス感染症の対策
施設のガイドラインに基づき、利用者及び施設ともに感染予防対策を徹底し、新型コロナウイルス感染症の拡大予防に努めます。</td><td colspan="2">【主要事業の詳細】⇒別ページ参照
①　文化施設管理事業（文化課）
②　歴史資料センター管理運営事業（文化課）
③　あいづまちなかアートプロジェクト（文化課）※再掲

【部局間連携／市民協働／官民連携】
①　歴史資料センターについては、関係部局や関係機関と連携し、子どもの利用促進を図ります。</td></tr>
</table>

重点方針No.16	政策分野７	歴史・文化	施策３	歴史資源・伝統文化の保存・継承
	重点方針 －施策の方向性－	文化財をはじめとする本市の貴重な歴史資源や伝統文化を後世に継承する取組を進めながら、情報発信や公開などにより、郷土の歴史や文化の理解促進を図ります。		

【重点的取組】

①　指定文化財の保存、整備と利活用

会津松平氏庭園（御薬園）、会津藩主松平家墓所（院内御廟）、赤井谷地沼野植物群落、日新館天文台跡など、本市の貴重な文化財を良好な状態で後世に継承するよう努めます。また、多くの方に郷土の文化財を知っていただくための活用に取り組み、保護意識の高揚を図ります。

②　埋蔵文化財の保存と記録、調査成果の公開

埋蔵文化財の保護に向けて、発掘調査や試掘調査を行うとともに、出土遺物等を活用しながら、調査成果の公開に努めます。

③　文化財保存活用地域計画の策定

本市における文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プランとなる「文化財保存活用地域計画」を策定します。本年度は、本市の文化財の現状調査や保存・活用に関する課題等に基づき、地域計画を策定します。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　文化財整備事業（墓料遺跡遺物整理）（文化課）
②　埋蔵文化財発掘調査事業（文化課）
③　御薬園整備事業（文化課）
④　院内御廟保存整備事業（文化課）
⑤　赤井谷地保存整備事業（文化課）
⑥　日新館天文台跡整備事業（文化課）
⑦　文化財保存活用地域計画策定事業（文化課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　文化財保存活用地域計画の策定にあたっては、観光商工部、建設部などとの部局間連携とともに、関係機関や市民・文化財所有者等の意見を取り入れるよう努めます。
②　御薬園整備事業については、御薬園整備基本計画に基づき、関係部局や指定管理者と連携を図りながら、適切に推進するよう努めます。

令和３年度重点方針に基づく取組の概念図

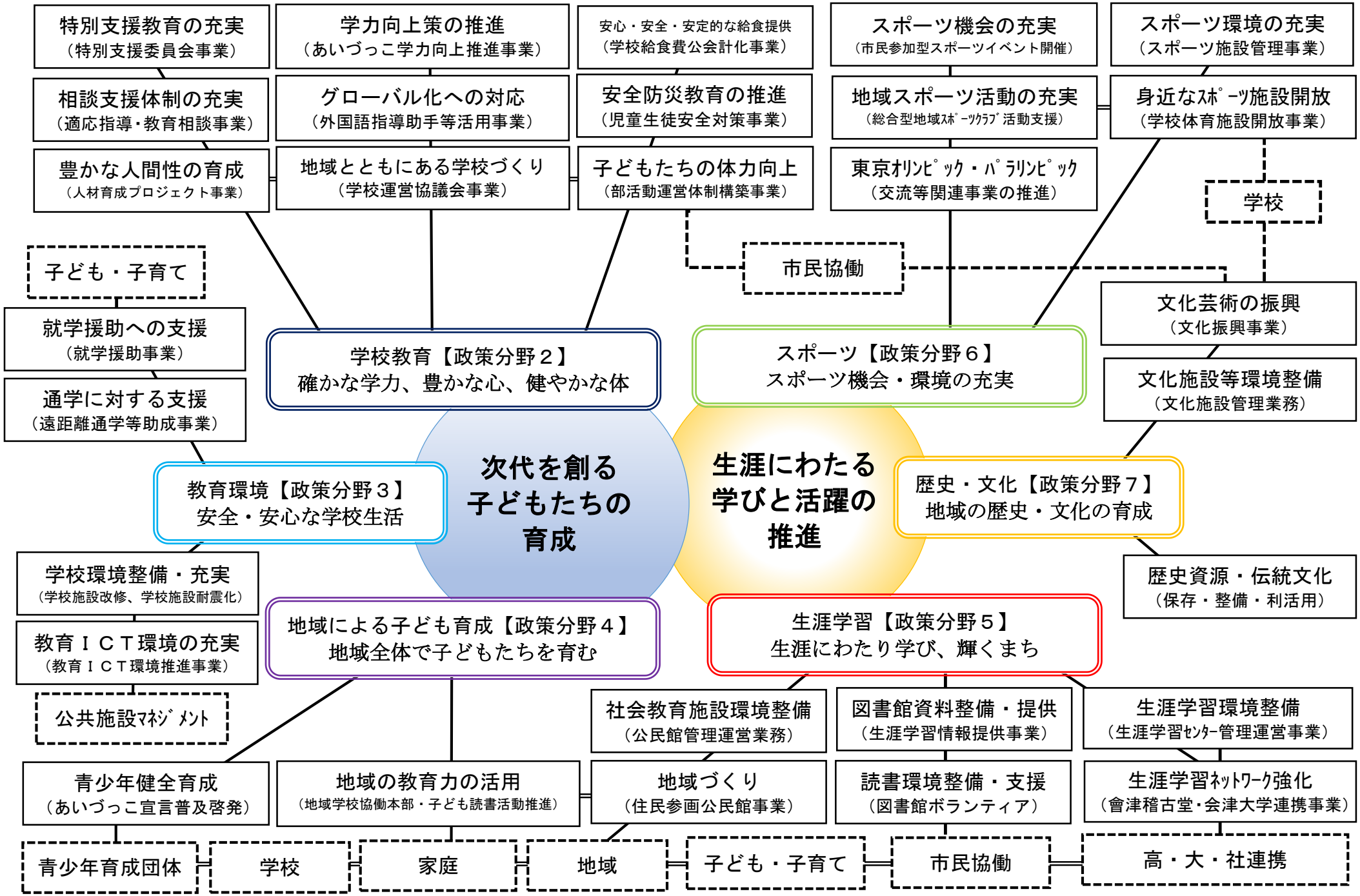

令和３年度　教育委員会　主要事業

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
1	あいづっこ学力向上推進事業 （学校教育課）	これまでの学力向上推進の取組の更なる充実を図るとともに、長期的かつ総合的な視点から人材育成を進めていくため、将来を展望した新たな視点での学力向上推進事業に取り組んでいきます。
	学校運営協議会運営事業 （学校教育課）	保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」（コミュニティ・スクール）が全学校区に設置されたことを踏まえながら、地域の力を学校運営に活かす地域とともにある学校づくりを推進します。
	外国語指導助手等活用事業 （学校教育課）	市内公立小・中学校の外国語活動及び英語科の授業に外国語指導助手等を派遣し、児童生徒の英語でのコミュニケーション能力の素地を養い、国際理解・国際感覚の涵養を図ります。
	スクールロイヤー事業 （学校教育課）	学校の力だけでは解決できない課題について、学校を支える外部の専門家として、福島県弁護士会会津若松支部と連携し、法的観点からのサポート体制の構築を図ります。
2	あいづっこ人材育成 プロジェクト事業 （学校教育課）	「憧れ・学び・誇り」をキーワードに、本物に出会い本物に学ぶ機会を創出し、心に残る感動体験の場を提供することで、子どもたちの「豊かな心の育成」を目指します。
	適応指導・教育相談事業 （学校教育課）	教育相談員を委嘱し、いじめ、不登校、虐待等の問題を抱える児童生徒やその保護者の電話相談や来所相談に応じるとともに、不登校児童生徒を対象に適応指導教室を開設し、学校への復帰や自立のための支援を行っていきます。さらに、いじめや不登校などの児童生徒を支援するため、健康福祉部や関係部局との連携や協力体制を強化し、支援体制の充実を図ります。
	いじめ防止等対策事業 （学校教育課）	市いじめ防止等に関する条例に基づき「いじめ問題対策連協議会」「あいづっこをいじめから守委員会」等を機能させ、本市の子どもたちが安心して学び、健やかに成長するため、いじめの根絶に向け市民一丸となった取組を推進していきます。
3	小中学校児童生徒各種大会 出場補助事業 （学校教育課）	市内小中学校の児童生徒が、学校教育活動により、国、地方公共団体及び公的団体などが主催する音楽・体育・英語弁論大会などに出場する場合、必要となる経費に対し補助金を交付し、保護者の負担軽減を図ります。

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
３	部活動運営体制構築事業 （学校教育課）	「会津若松市部活動に関する方針」に基づき、適切な運営のための体制整備に取り組みます。また、少子化が進展する中、学校の枠を越え、地域団体と連携しながら活動することにより、生徒の競技力や技術の向上を図るとともに、生徒の自主性、協調性、連帯感の高揚と社会性の形成を図るため、「部活動週末合同練習会」の実施や「地域運動部活動推進事業」で実践研究しながら、関係機関と連携し取り組んでいきます。
	学校給食費公会計化事業 （学校保健給食室）	私会計で処理されている学校給食費について、教員の業務負担の軽減、保護者の利便性の向上や徴収・管理業務の効率化等を図るため、学校や関係各課と連携し、公会計制度の具体的な枠組検討に取り組んでいきます。
	学校保健管理事業 （学校保健給食室）	学校保健安全法に基づく衛生管理や児童生徒及び教職員の健康管理を適切に行い、特に、新型コロナウィルス感染症対策として、基本的な感染予防を徹底することや集団感染に対する対策などに取り組み、必要な保健衛生用品の配備を行います。
	学校給食栄養支援員事業 （学校保健給食室）	県費学校栄養士の配置基準を満たさない学校への対応として、市独自の栄養士の配置や市主催のアレルギー対応研修会の開催などを通じて、適切な栄養摂取と安全・安心な学校給食の提供を行うとともに、学校給食への地場産物利用促進等により学校における食育の推進を図ります。
	学校給食維持管理事業 （学校保健給食室）	安全・安心な給食を安定的に提供するため、老朽化している給食施設・設備の計画的な修繕を行いながら、将来を見据え、現在の学校給食施設の再編・整備やよりよい運営手法のあり方について検討していきます。
４	教育支援委員会事業 （学校教育課）	「会津若松市教育支援委員会条例」に基づき、教育上特別な配慮を要する幼児、児童及び生徒の教育の充実を図るため、学識経験者や医師、特別支援教育関係の教職員、関係行政機関の職員等からなる「教育支援委員会」を設け、児童生徒等の就学指導に関する事項等について調査・審議・相談を行っていきます。
	特別支援員事業 （学校教育課）	心身障がい児が安全に学校生活に適応した教育活動を効果的に実施するために特別支援員を配置し、児童生徒の生活や学習面での支援を行います。
５	就学援助事業 （学校教育課）	経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に対して学校給食等を支援し、義務教育の円滑な実施を図ります。また、援助を必要とする保護者へ適切な時期に支援が行われるよう、新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を実施します。

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
５	スクールバス運行事業 （教育総務課）	遠距離などの通学困難地区に居住する小・中学生に対し、登下校時、スクールバスを運行します。
	遠距離通学助成事業 （教育総務課）	遠距離通学する小・中学生の保護者に対し、バス・列車の乗車券や補助金を交付します。
	私立学校運営補助事業 （学校教育課）	私立学校の教育条件の向上、経済基盤の強化及び保護者の経済的負担の軽減を図ることにより、人材の育成を図るため、補助金を交付します。
６	学校施設耐震化事業 （教育総務課）	第六中学校校舎の耐震補強工事を実施します。
	行仁小学校改築事業 （教育総務課）	令和２年度に新校舎等が完成したため、３年度は旧校舎等の解体及びグラウンドの整備を進めます。
	城北小学校プール附属棟及び駐車場整備事業 （教育総務課、学校教育課）	城北小学校南棟の解体が完了したため、プール附属棟及び駐車場の整備を実施します。
	学校維持管理費 （教育総務課）	小・中学校のトイレの洋式化を推進し、教育環境の充実を図ります。
	通学路安全推進事業 （学校教育課）	通学路の安全を確保するため、「会津若松市通学路交通安全プログラム」に基づき、合同点検を実施するなど、関係機関が連携して通学路の安全確保を図っていきます。
	教育ＩＣＴ環境推進事業 （学校教育課）	教育ＩＣＴ環境を最大限に活用していくため、「（仮称）会津若松市教育ＩＣＴ推進プラン」を策定し、児童生徒の情報活用能力の育成とＩＣＴを活用した多様な方法による学習の促進、教職員のＩＣＴ活用・指導力向上に取り組んでいきます。 また、機器を安定的に運用していくにあたって教職員の負担を軽減していくため、教育ＩＣＴ環境の総合サポート体制を構築していきます。

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
7	地域学校協働本部事業 （生涯学習総合センター・地区公民館）	地域の方々の参画を得て、本市の子どもたちの学びや健やかな成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して地域と学校が連携・協働して実施する地域学校協働本部事業を推進します。活動内容として、地域学校協働活動と放課後子ども教室の２つの活動を行います。 地域学校協働活動については、地域と学校をつなぐ「地域学校協働活動推進員」を配置し、活動が組織的で安定的に継続できる「地域学校協働本部」の立ち上げを市内すべての 11 中学校区において進めます。 また、放課後子ども教室については、令和３年度より新たに行仁小学校で開設します。
	子ども読書活動推進事業 （生涯学習総合センター）	「あいづっこ読書活動推進計画」に基づき、家庭を中心とし、学校、ボランティア団体等の連携のもと、子どもの読書活動の推進に取り組みます。 このうち、会津図書館では、中高生を対象とした「会津ビブリオバトル（知的書評合戦）」や小学生を対象とした「会津図書館を使った調べる学習コンクール」の開催、ブックスタート事業（健康福祉部連携）における絵本の読み聞かせ等を通して、読書に親しむ機会の充実を図ります。 また、児童図書の充実や広報紙の発行など、子どもの読書環境の整備と読書活動への理解促進にも取り組みます。
8	青少年の心を育てる 市民行動プラン事業 （あいづっこ育成推進室）	家庭・学校・地域及び青少年育成に関する団体との連携など市民一丸となった取組みにより“あいづっこ宣言”の普及啓発に努め、青少年の健全育成を図ります。 とりわけ、本年度は“あいづっこ宣言”の策定 20 周年であることから、記念式典をはじめとし、さまざまな手法による広報活動を新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じながら実施し、宣言の実践を奨励していきます。また、引き続き市内の民間企業に協力を依頼し、啓発用パネルの掲示やチラシの配布を行うなど大人への一層の普及啓発を図り、宣言に込められた内容の理解促進に努めます。 これらの取組みにより、地域社会における規範意識の更なる醸成と、青少年健全育成に係る意識の高揚を図ります。
	少年センター運営事業 （あいづっこ育成推進室）	少年センターは、少年の非行防止とその健全な育成を図るという目的を達成するため、非行防止等に関する総合的な実践活動を推進するための拠点として設置されており、少年センター補導員による「愛の一声」等の街頭補導や電話相談、社会環境浄化活動等を通して、少年の非行・被害防止や青少年の健全育成活動を進めます。
	青少年健全育成事業 （あいづっこ育成推進室）	心豊かで、創造性にあふれ、自分自身を大切にするとともに、社会規範を守り、他者の立場に立って考え、行動できる青少年を育成します。 家庭、学校、地域との連携を図るとともに、「青少年育成市民会議」や「子ども会育成会」等の青少年関係団体が抱える課題等の情報共有に努めながら、活動の充実、組織の活性化を支援し、青少年の健全育成を推進します。 今年度は市子ども会育成会連絡協議会が設立 70 周年の節目を迎えることから、記念となる少年交流事業など、節目にふさわしい事業を新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じながら協働で実施していきます。

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
9	生涯学習推進事業 高・大・社連携事業 「みらいづ探究ラボ」 （生涯学習総合センター）	新学習指導要領に示される高等学校の総合的な探究の時間では、地域にある大学等の高等教育機関、公民館・図書館・博物館をはじめとした社会教育施設、行政機関や非営利団体等との連携により、実社会の事象や課題を取り上げながら、一人一人の興味・関心に応じた、多様で幅広い学習活動が行われることが期待されています。本事業では、市内の高等学校と連携し、高校生を対象とした課題探究学習講座を生涯学習総合センター（會津稽古堂）で実施します。また、会津図書館等を活用するほか、地元大学教員等による講義を行い、自ら課題を見つけ、情報を集め、整理・分析し、まとめ・表現する方法を学ぶ学習機会を提供し、主体的に地域社会と関わり、自己の在り方を考えながら、課題を解決する資質と能力を育む支援を行います。この講座を複合施設である生涯学習総合センター（會津稽古堂）で実施することで、高校生の公民館と図書館の利用促進を図ると同時に、将来にわたって生涯学習に取り組むきっかけづくりにつなげます。
	生涯学習総合センター 管理運営事業 （生涯学習総合センター）	利用者の意見や要望などを踏まえ、公民館と図書館、ホール・ギャラリーを備えた複合施設の機能を活かし、より利用しやすく、快適な学習環境を整えます。また、施設や設備の耐用年数に応じた計画的な修繕により、ランニングコストの平準化を図りながら適切な管理運営に努めます。
10	生涯学習推進事業 ［図書館事業］ （生涯学習総合センター）	関係各課と連携して、話題性のあるテーマ展示を行い、中高生から成人まで幅広い年齢層に向けた読書活動の機会創出を図ります。 市内の中学校・高校と連携し、図書委員が推薦する本と手書きのポップをティーンズコーナーで展示することで、本に興味を持ち、本を手に取りやすい環境づくりに取り組みます。 また、閉館後の図書館で気軽に楽しめる読書イベント「本の夜会」を開催し、図書館に対する理解を深めていただくとともに、読書意欲の喚起を図ります。 さらに、ツイッターなどのＳＮＳを活用して幅広い世代に図書館をＰＲすることで、図書館利用の促進を図ります。
	生涯学習情報提供事業 （生涯学習総合センター）	会津図書館・公民館・移動図書館利用者からのニーズに応えながら、魅力ある図書資料等の購入や郷土資料・行政資料の収集を図り、幅広い年代を対象とした図書等の整備に取り組みます。 また、貴重資料の保存に努め、丁寧なレファレンス業務に取り組むとともに、商用データベース閲覧や視覚障がい者等サービスなどを提供し、図書館サービスの向上を図ります。 さらに、令和３年度は、貴重な郷土資料をデジタル化及びテキスト化し、インターネット上で公開することにより、利用者の利便性向上とサービスの充実に努めます。

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
11	各地区公民館事業 （地区公民館）	少子化による人口減少や急速な高齢化の進展などにより、地域行事等での担い手の減少や、地域におけるつながりの希薄化などの地域課題の解決を目指して、地域住民の学習や活動を支援するため、住民参画型の公民館事業を開催します。 東公民館の「地域交流館～ひがしカフェ～」や北公民館の「永和地区地域づくり協議会」などを好例として、地域の区長会や学校、ＰＴＡなどの各種団体や関係機関などと連携・強化を図りながら、地区公民館において、地域住民が主体となって地域の身近な課題の解消に向けて、取り組んでいくことのできる環境づくりを進めます。
	各地区公民館管理運営事業 （地区公民館）	安全に安心して利用できるよう、施設の適正な維持管理に努めるとともに、老朽化が進む公民館においては施設、設備を計画的に改修するなど、利用者が活動しやすい環境を整備します。また、施設ごとの新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに基づき、利用者及び施設ともに感染予防対策を徹底し、新型コロナウイルス感染症の拡大予防に努めます。
12	鶴ヶ城ハーフマラソン大会事業 （スポーツ推進課）	本市のシンボルである鶴ヶ城をコースに含むマラソン大会を開催し、県内外からの参加と交流を通して本市の魅力を発信するとともに、健康スポーツ都市宣言に基づき、健やかな心身の鍛錬を図り、健康で活力に満ちた「市民総スポーツ」をめざします。 本年度は、新しい生活様式のもと、市民の理解を得て安全安心な大会運営を第一に取り組み、参加者及び市民から信頼を得る大会を目指します。 また、事故や救急患者への対応を強化し、参加者等の安全を確保します。さらには、ノーマライゼーションや共生社会の観点から、年齢や障がいの程度に関わらず、誰もが参加しやすい環境づくり、さらに官民連携、市民協働による大会運営を行いながら、本市はもとより会津の魅力を全国に発信していきます。
	総合型地域スポーツクラブ育成事業 （スポーツ推進課）	子どもから高齢者まで、性別や年齢、特定の種目に限定されることなく、レベルや興味に応じて（多志向・多世代・多種目）スポーツが楽しめる総合型地域スポーツクラブの育成を支援し、市民のスポーツ実践の機会拡大と生涯スポーツの振興を図ります。 参加者のニーズや費用対効果等について、指定管理者・各クラブとともに調査・検証しながら、各クラブの活性化を図るとともに、地区体育連盟等の団体を対象に、総合型地域スポーツクラブへの理解促進を図ります。
	東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業 （スポーツ推進課）	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に係る事前キャンプの受入及び交流事業等を実施し、本市におけるスポーツの普及振興を図り、地域活性化を促進します。 新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、タイ王国のホストタウンとしてボクシング代表チームの事前キャンプを受け入れるとともに、関係団体等が連携した「2020東京オリンピック・パラリンピック関連事業等推進協議会」の組織により、ホストタウン交流事業等をさらに盛り上げていきます。 本大会への機運醸成やスポーツ・文化を応援する機運を高め、今後の地域活性化にもつなげていきます。

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
13	市民スポーツ施設管理事業 （スポーツ推進課）	市民スポーツ施設の管理（市民ふれあいスポーツ広場、河東地区スポーツ施設、小松原多目的運動場）を通して、市民のスポーツ人口の拡大並びに健康増進事業を推進するとともに、気軽に利用できる市民スポーツ施設の環境整備を図ります。 市民スポーツ施設の各施設において老朽化に伴う損傷・故障等が生じており、併せて、改修等の市民要望等があることから、計画的な修繕・改修等工事を実施していきます。 また、施設運営にあたっては新型コロナウイルス感染症対策を講じるとともに、利用者等に対しても感染予防について周知・喚起していきます。
	コミュニティプール管理事業 （スポーツ推進課）	通年利用できる屋内温水プールの利用促進により、市民のスポーツ人口の拡大と冬期間の運動不足解消や健康増進事業の推進を図ります。（ただし、河東学園義務教育校の教育課程や課外活動計画に基づく教育活動を優先する。） 当該施設の日々の点検、適切な保守管理を行うとともに、施設・設備等の状況を踏まえて指定管理者と協議しながら計画的な修繕・改修等を実施していきます。 また、施設運営にあたっては新型コロナウイルス感染症対策を講じるとともに、利用者等に対しても感染予防について周知・喚起していきます。
	学校体育施設開放事業 （スポーツ推進課）	身近なスポーツ施設の提供及び地域スポーツの普及のため、小・中学校体育施設の利用促進と有効活用を図り、学校教育に支障のない範囲で市民に開放します。 今年度より、新型コロナウイルス感染防止及び利用団体の責任強化と、管理指導員の高齢化対策のため、体育館開放における管理指導員の配置・管理から、利用団体より「管理員」を選出する運用方法に切り替えるとともに、学校と利用者の鍵の直接受け渡しを改善します。
14	文化振興事業 （文化課）	市民に市民文化祭などの文化芸術鑑賞の機会を提供するとともに、市民自らの活動に対する支援を行い、文化の振興に寄与します。
	あいづまちなかアート プロジェクト事業 （文化課）	まちなかの歴史的建造物などを展示会場とし、会津の文化資源である「漆」の芸術作品を紹介する「会津・漆の芸術祭」と市収蔵美術作品や会津ゆかりの若手作家の作品等を展示する「まちなかピナコテカ（絵画展）」の２つの事業を開催します。 今年度は、今後のまちなかアートの方向性や展示の在り方などを検討する場として、シンポジウムや検討会を設けます。
15	文化施設管理事業 （文化課）	會津風雅堂においては防火シャッター工事、文化センターにおいては受水槽設備改修工事を実施します。 利用者が活動しやすい環境整備を図るとともに、指定管理者と連携し、施設の効率的な運営と市民サービスの向上に努めます。
	歴史資料センター 管理運営事業 （文化課）	歴史資料センターにおいて、展示内容の充実や歴史講座の開催により郷土の魅力を発信します。 子どもたちに歴史を身近に感じてもらうための取組を継続し、さらなる利用促進を図ります。

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
16	文化財整備事業 （墓料遺跡遺物整理） （文化課）	平成30年度に実施した発掘調査や過去に実施した範囲内容確認調査に伴う、墓料遺跡の出土遺物や図面の再整理を継続して行います。
	埋蔵文化財発掘調査事業 （文化課）	高野町地内等の農地整備事業に伴い、事前に発掘調査を実施し、記録保存します。（県農林事務所委託事業）
	御薬園整備事業 （文化課）	御薬園において、御茶屋御殿や池の護岸をはじめ計画的に修復等を行っており、本年度はこれまで行ってきた池の修復に関する報告書の作成や楽寿亭の屋根葺替え工事等を行い、適切な管理と保全に努めます。
	院内御廟保存整備事業 （文化課）	院内御廟において、支障木の伐採や参道等の除草など史跡の管理・保全を行うとともに、歴史散策会の開催等を通じて広く周知・公開に努めます。
	赤井谷地保存整備事業 （文化課）	赤井谷地において、水環境調査や植生調査を行い、専門家による指導会議の意見を踏まえながら、湿原の回復を図ります。また、国県補助を活用しながら、指定地内の一部民有地を購入します。
	日新館天文台跡整備事業 （文化課）	市指定史跡「天文台跡」について、保存会や地域と連携した講演会を開催し、史跡の保存と市民や観光客が学習できる場としての活用を図ります。
	文化財保存活用地域計画策定事業 （文化課）	本市における文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プランとなる「文化財保存活用地域計画」を策定します。２年目にあたる本年度は、本市の文化財の現状調査や保存・活用に関する課題等の把握を基に、他計画との連携を図りながら地域計画策定を策定します。

【令和３年度　様式】

令和３年度　選挙管理委員会事務局　行政運営方針

Ⅰ　選挙管理委員会事務局　重点方針一覧

※政策分野と施策は第７次総合計画に基づく。

重点方針No.	政策分野No./名称	施策No./名称
1	41　行政運営	３　行政サービスの最適化と利便性向上

Ⅱ　重点方針　－施策の方向性と内容－

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.1</td><td>政策分野41</td><td>行政運営</td><td>施策３</td><td>行政サービスの最適化と利便性向上</td></tr>
<tr><td>重点方針
－施策の方向性－</td><td colspan="3">各種選挙事務のより効率的で的確かつ円滑な執行に努め、行政サービスの最適化や利便性の向上を目指します。また、関係団体等と連携し、投票率向上や若年層の選挙への関心を高めるために、啓発活動等を積極的に推進します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【重点的取組】
①　選挙管理事務の効率化と有権者の利便性向上への取り組み
商業施設への期日前投票所設置など、有権者の投票環境や利便性の向上に向けた取り組みを継続するとともに、投票・開票事務執行における、システム機器の導入や事務執行体制の見直しを適宜実施するなど、事務の効率化と適正な事務運営の維持に取り組みます。

②　衆議院議員総選挙の管理執行
衆議院の解散または任期満了による衆議院議員総選挙の執行について、投・開票所等における「３つの密」の回避に努めるなど、新型コロナウイルス感染症への適切な対応を講じつつ、公職選挙法ほか関係法令等の理解を深めることにより選挙事務の適正な管理執行に努め、併せて、過去の事務執行の検証と検討を進めることにより事務の効率化を図ります。

③　投票率向上を図る選挙啓発への取り組み
県選管、大学のほか各種学校と連携し、若年層への選挙啓発を推進するなど、投票率向上に向けて取り組みます。</td><td colspan="2">【主要事業の詳細】⇒別ページ参照
①　選挙管理委員会に関する事務（選挙管理委員会事務局）
②　衆議院議員総選挙に関する事務（選挙管理委員会事務局）
③　選挙啓発推進運営事業（選挙管理委員会事務局）

【部局間連携／市民協働／官民連携】
①　選挙事務のうち、投票・開票事務及び立候補届出受理事務においては、多数の職員の応援を必要とすることから、人事配置、事務分担のあり方、臨時職員雇用制度の運用等について、総務部人事課、支所・市民センターと協議を行い、連携して取り組みます。
また、投票所における投票管理者、投票立会人の選任に際しては、各投票区の実情をよく把握した人選も重要であることから、各町内会、地区区長会等からの意見等も参考としながら配置します。
投票所の設置・運営に関しては、施設の所有者・管理者との協議により、適正な投票所運営に向けた対応を実施します。
開票事務、選挙会事務については、開票立会人、選挙立会人の意見を参考としながら、適正に判断、決定していきます。
事務執行における疑義等については、県選挙管理委員会との協議等により、適切に対応します。
②　適正な選挙運動、投票率向上に向け、県選挙管理委員会、市明るい選挙推進協議会との連携・協働による各種啓発事業を進めるほか、若年層への啓発事業として、会津大学及び短期大学の学生による選挙事務従事を継続します。</td></tr>
</table>

令和３年度　重点方針に基づく取組の概念図

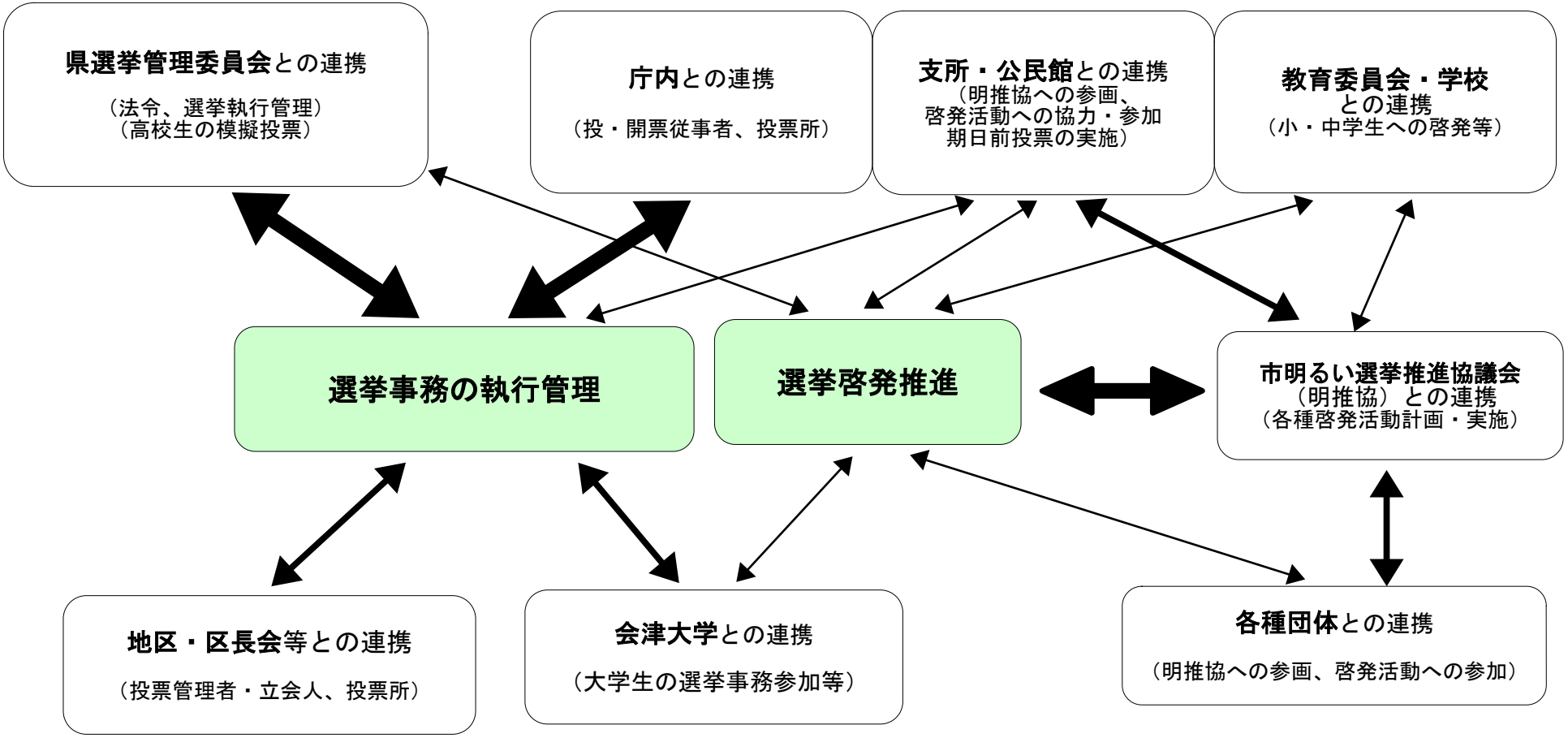

令和３年度　選挙管理委員会事務局　主要事業

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
1	選挙管理委員会に関する事務 （選挙管理委員会事務局）	法令に基づき、４人の委員で構成する選挙管理委員会を設置し、公職選挙法その他法令等による各種選挙事務を管理執行します。 今年度は、衆議院議員総選挙の執行が予定されていることから、法令に従い適正な選挙事務執行となるよう、県選挙管理委員会、各種団体等との連携、情報交換、情報共有を図り、委員会における十分な協議検討を経ながら事務を進めます。
	衆議院議員総選挙 に関する事務 （選挙管理委員会事務局）	任期満了（令和３年１０月２１日）または衆議院解散に伴う衆議院議員総選挙を執行します。 県選挙管理委員会と連携し、公職選挙法等関係法令を遵守し、適正かつ効率的な選挙事務の管理執行に努めます。 若年層の選挙への関心を高めるため、開票事務その他の事務に大学生等の参加を呼びかけるとともに、有権者の利便性向上のため、期日前投票所を複数設置します。
	選挙啓発推進運営事業 （選挙管理委員会事務局）	県選挙管理委員会、市明るい選挙推進協議会との連携により、選挙時の街頭啓発事業や成人式での啓発冊子配布事業、小・中・高校生を対象とした選挙啓発ポスターコンクール事業、新有権者へのメッセージカード配付事業、高校生を対象とした模擬投票体験事業を実施するなど、選挙への関心を高め、投票率の向上に向けた取り組みを進めます。

【令和３年度　様式】

令和３年度　監査事務局　行政運営方針

Ⅰ　監査事務局　重点方針一覧

※政策分野と施策は第７次総合計画に基づく。

重点方針No.	政策分野No./名称	施策No./名称
1	４１　行政運営	２　社会の変化に対応していく行政運営
2		
3		
4		
5		
6		

Ⅱ　重点方針　－施策の方向性と内容－

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.1</td><td>政策分野41</td><td>行政運営</td><td>施策２</td><td>社会の変化に対応していく行政運営</td></tr>
<tr><td>重点方針
－施策の方向性－</td><td colspan="3">行政事務について、事務の透明性を確保しながら、より一層効率的で的確な執行が図られるよう、社会情勢に応じた行政サービスの実現を目指し、市民の立場に立った観点から各種監査を実施していきます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【重点的取組】
①　効率的で最適な事務事業の構築に資する監査の実施
地方自治法の改正により、本市の監査基準を全国統一的な基準へと改正したところであり、新たな基準を基に、引き続き公正で合理的かつ能率的な行政運営が図られるよう各種監査を実施していきます。
また、近年の本市をめぐる社会情勢に注視し、これまで以上に監査能力の向上や監査の充実を図り、監視機能を高めていきます。加えて透明性を図るため、分かりやすい監査結果の公表に努めます。</td><td colspan="3">【主要事業の詳細】⇒別ページ参照
①　監査・審査・検査業務（監査事務局）
②　監査機能の強化、専門性の向上に資する調査・研究（監査事務局）

【部局間連携／市民協働／官民連携】</td></tr>
</table>

令和３年度重点方針に基づく取組の概念図

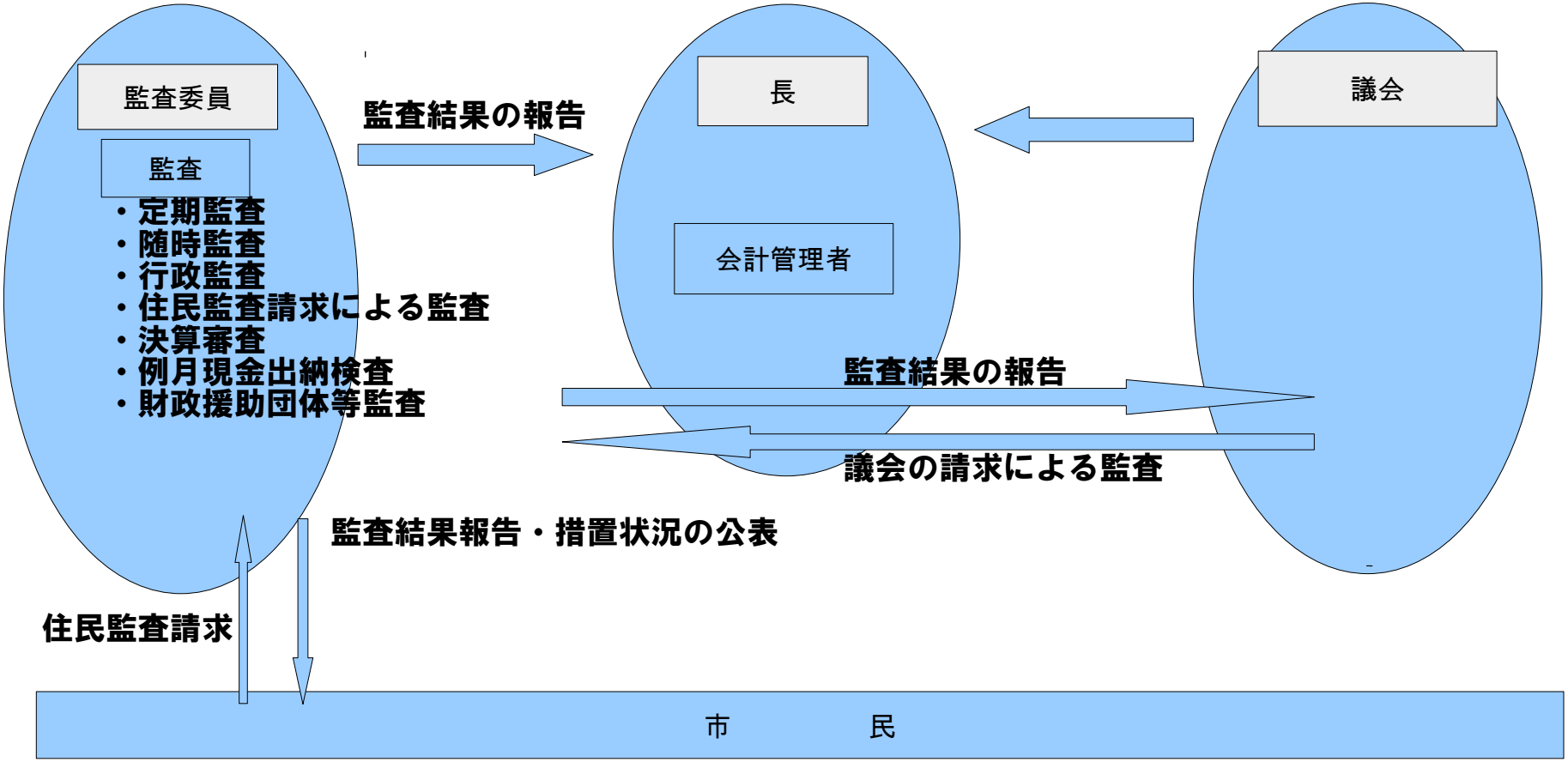

令和３年度　監査事務局　主要事業

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
1	監査・審査・検査業務 （監査事務局）	公平で合理的かつ能率的な市の行政運営確保のため、監査基準に基づき「定期監査」「例月現金出納検査」「決算審査」「健全化判断比率等審査」など**例年行っている監査等のほか、社会情勢への対応等に注視しながら、必要に応じて**「財政援助団体等に対する監査」や**「工事監査」**を実施し、違法、不正の指摘にとどまらず、指導・提案にも重点を置いて監査を行います。 また、市の行政の適法性、効率性、妥当性の保障に資するとともに、透明性の向上のため、分かりやすい監査結果の公表に努めます。
2	監査機能の強化、専門性の向上に資する調査・研究 （監査事務局）	監査機能の強化、専門性の向上による監査品質の確保のため、外部研修への参加**のみならず、**内部研修**についても**積極的に行います。
3		

令和３年度　農業委員会事務局　行政運営方針

Ⅰ　農業委員会事務局　重点方針一覧

※政策分野と施策は第７次総合計画に基づく。

重点方針No.	政策分野No./名称	施策No./名称
1	10　食料・農業・農村	2　農業の持続的発展

Ⅱ　重点方針　－施策の方向性と内容－

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.1</td><td>政策分野10</td><td>食料・農業・農村</td><td>施策１</td><td>農業の持続的発展</td></tr>
<tr><td>重点方針
－施策の方向性－</td><td colspan="3">優良農地を確保するとともに、農地中間管理事業の活用などにより、担い手への農地の集積・集約化を推進し、農地の有効利用に取り組みます。</td></tr>
<tr><td colspan="4">【重点的取組】
①　担い手への農地の集積・集約化の推進
農業委員会等に関する法律の改正後５年が経過し、必須業務とされた農地等の利用の最適化（担い手への農地の利用集積推進、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）について、成果が求められる状況にあることから、最適化推進活動をより効果的に行うための農家経営意向調査を実施するとともに、意向調査を踏まえた現場活動を通し人・農地プラン作成への協力と、農地中間管理事業の活用などによる認定農業者、人・農地プランに位置づけられた農業者等の担い手への農地の利用集積を促進します。
②　優良農地の確保
利用状況調査による遊休農地の現状把握に努め、再生利用が可能な農地の所有者に対して農地利用意向調査を実施し、指導を行いながら優良農地の確保と農地の有効活用を図ります。
③　新規参入の促進
会津若松市新規就農者支援センターとの連携による新規就農者へのアドバイスと農地のあっせんにより、若い農業者等の就農を促進するとともに、経営能力の向上を図るための研修会を開催します。
④　関係行政機関等への意見提出による農地利用最適化の推進
農業委員会等に関する法律に基づき、農地利用の最適化の推進のため必要な施策について取りまとめ、関係行政機関への意見の提出を行います。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照
①　農地利用集積事業（農業委員会事務局）
②　機構集積支援事業（農業委員会事務局）

【部局間連携／市民協働／官民連携】
①　農政部農政課との連携の下、認定農業者、認定就農者の育成・確保及び実質化された人・農地プラン作成の取組み、農地中間管理事業を活用した農地利用集積を推進します。
②　会津若松市農業再生協議会（事務局農政部農政課）との連携の下、福島県遊休農地等再生対策支援事業補助金等を活用し、遊休農地の再生利用を促進します。</td></tr>
</table>

令和３年度　重点方針に基づく取組の概念図

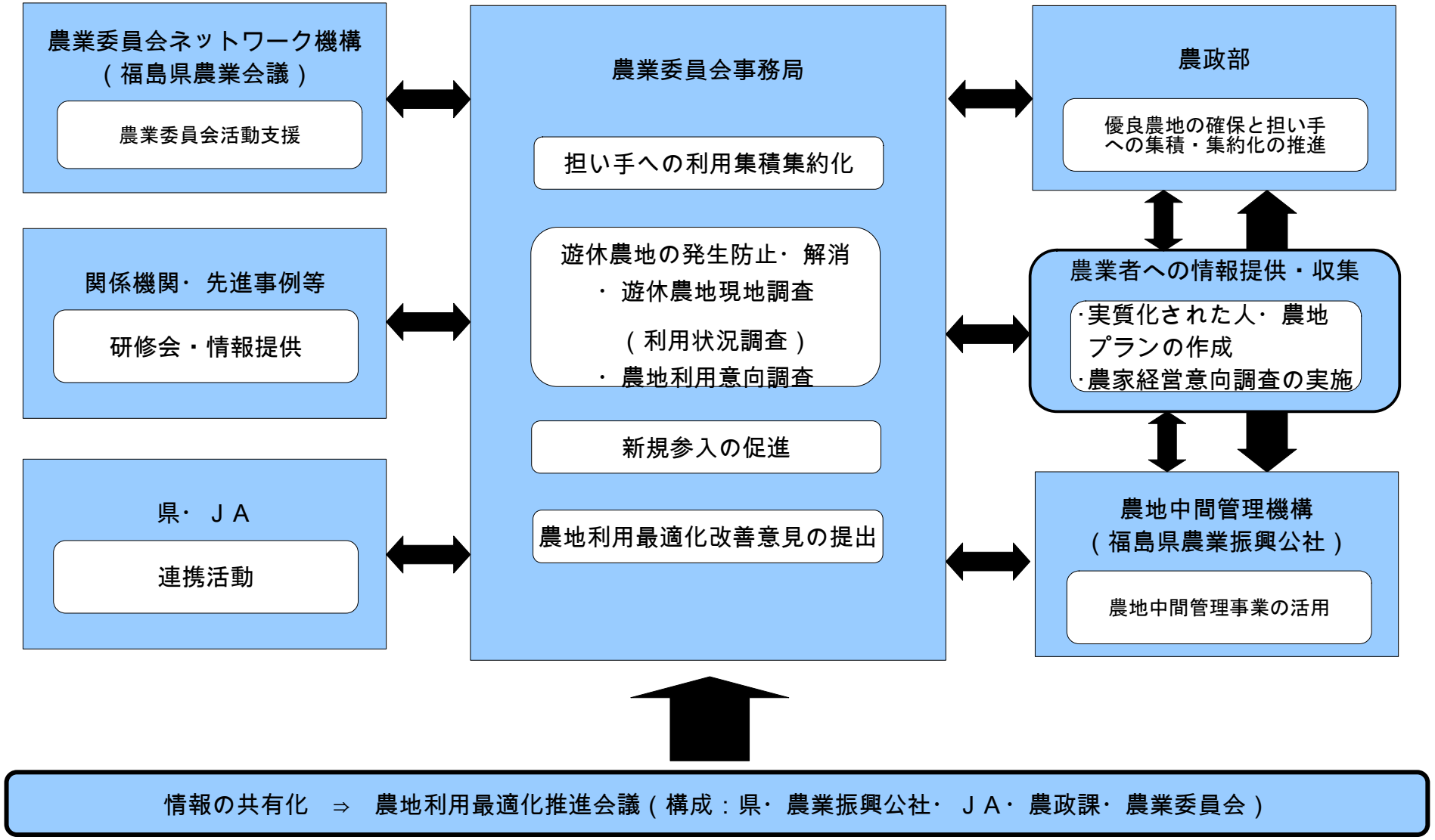

令和３年度　農業委員会事務局　主要事業

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
1	農地利用集積事業 （農業委員会事務局）	貸付、譲渡の申し出があった農地について農業委員や農地利用最適化推進委員のあっせん活動により、担い手への利用権設定や所有権移転を行うとともに、利用権設定等促進事業、農地中間管理事業の活用により賃借・売買を円滑に行う。
	機構集積支援事業 （農業委員会事務局）	農業委員と農地利用最適化推進委員による農地の利用状況調査により遊休農地の把握を行い、有効に活用されていない農地については利用意向調査を実施し、担い手等へのあっせんを行うとともに福島県遊休農地等再生対策支援事業等の利用を誘導することで遊休農地の再生利用を促進する。

令和３年度　上下水道局　行政運営方針

Ⅰ　上下水道局　重点方針一覧

※政策分野と施策は第７次総合計画に基づく。

重点方針No.	政策分野No./名称	施策No./名称
1	32　上下水道	1　水道水の安定した供給と健全な経営
2	32　上下水道	3　安定した汚水処理サービスの提供

Ⅱ　重点方針　－施策の方向性と内容－

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.1</td><td>政策分野32</td><td>上下水道</td><td>施策１</td><td>水道水の安定した供給と健全な経営</td></tr>
<tr><td>重点方針
－施策の方向性－</td><td colspan="3">水道事業を取り巻く構造的な問題（適正な料金水準の確保、水源水質の悪化対策と浄水処理施設の更新、基幹管路の耐震化と管路の更新など）に取り組み、水道事業の基盤強化を図ります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【重点的取組】
①　老朽化した水道施設の更新
各種計画に基づき、老朽化した浄水施設及び配水施設の更新を進めます。また施設等の老朽化が進む浄水場において設備の更新を行います。

②　水道施設の耐震化の推進
施設整備総合計画の目標達成に向け、より具体的な実施計画を策定します。また、老朽化した水道管の布設替に耐震管を用いるなど、水道施設の耐震化を進めます。

③　施設の適切な維持管理
浄水場運転管理及び送配水施設維持管理等においては、第三者委託が適正に履行されるよう管理監督に努めます。

④　水道事業の広報
水道に対する市民の要求水準（水質、断水、工事による赤水発生などへの苦情）が高い状況を勘案しながら、水道施設の布設替えなどへの理解と協力、さらには地中のインフラ整備による基盤強化は、将来に水道インフラを引き継ぐための取組であることを伝えていきます。</td><td colspan="2">【主要事業の詳細】⇒別ページ参照
①　配水管布設替事業（上水道施設課）
②　浄水場改修事業（上水道施設課）
③　デジタル技術を活用した工事の品質向上及び適正な施設の維持管理（上水道施設課）
④　浄水場運転管理業務及び送配水施設維持管理等業務の第三者委託（上下水道局総務課・上水道施設課）
⑤　水道事業、下水道事業の「見える化」対策（総務課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】
①　地下埋設の輻輳化による技術協力、水質悪化や生活排水対策などによる公共用水域の保全、工事品質の向上によるアセットマネジメントへの取組など、庁内関係部局との調整、市民の理解と協力、官民の技術協力による技術水準の向上など、水道・下水道の基盤強化に努めます。</td></tr>
</table>

重点方針No.２	政策分野 32	上下水道	施策３	安定した汚水処理サービスの提供
	重点方針 －施策の方向性－	快適で衛生的な生活環境の提供と河川等の公共用水域の水質保全を図るため、下水道や浄化槽の普及を推進します。また、少子高齢化による人口減少を踏まえ、効率的な運営による持続可能な汚水処理サービスを提供します。		

【重点的取組】

①　地域に適した下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業、個別生活排水事業）の運営

快適で衛生的な生活環境の提供と公共用水域の水質保全を図るため、引き続き地域に適した下水道整備を推進します。また、令和３年度～７ヵ年計画（事業認可）により公共下水道区域の拡大（１５５ha)を図ります。

②　下水道施設の長寿命化の推進

持続可能な汚水処理サービスを提供するためには、その基盤となる施設の適正な維持管理と機能保全が重要であるため、計画的に施設の長寿命化を進めます。また、老朽化による下水道浄化工場（設置後３８年経過）の施設機能更新への取組や、農村集落排水事業の処理施設の機能強化事業（処理施設の統合など）を図ります。

③　下水道接続率の向上

下水道事業の接続率を向上していくため、戸別訪問や水洗便所改造資金融資あっせん制度等の案内に努めていきます。

【主要事業の詳細】⇒別ページ参照

①　公共下水道事業（経営企画課、下水道施設課）
②　農業集落排水事業（経営企画課、下水道施設課）
③　個別生活排水事業（経営企画課、下水道施設課）

【部局間連携／市民協働／官民連携】

①　気候変動（集中豪雨）による浸水（溢水）対策、道路陥没事故の発生にみる下水管路の予防保全など、街を守るための下水機能（雨水幹線の整備や水門管理など）の維持や、下水管路の包括的な維持管理としての予防保全対策（研究）について、関係機関、庁内関係部局との連携を図りながら取り組んでいきます。

令　和　３ 年 度 重 点 方 針 に 基 づ く 取 組 の 概 念 図（上下水道局）

「安全な水道水の安定供給と適切な汚水処理により、衛生的で健康的な生活を支えるまち」を目指して

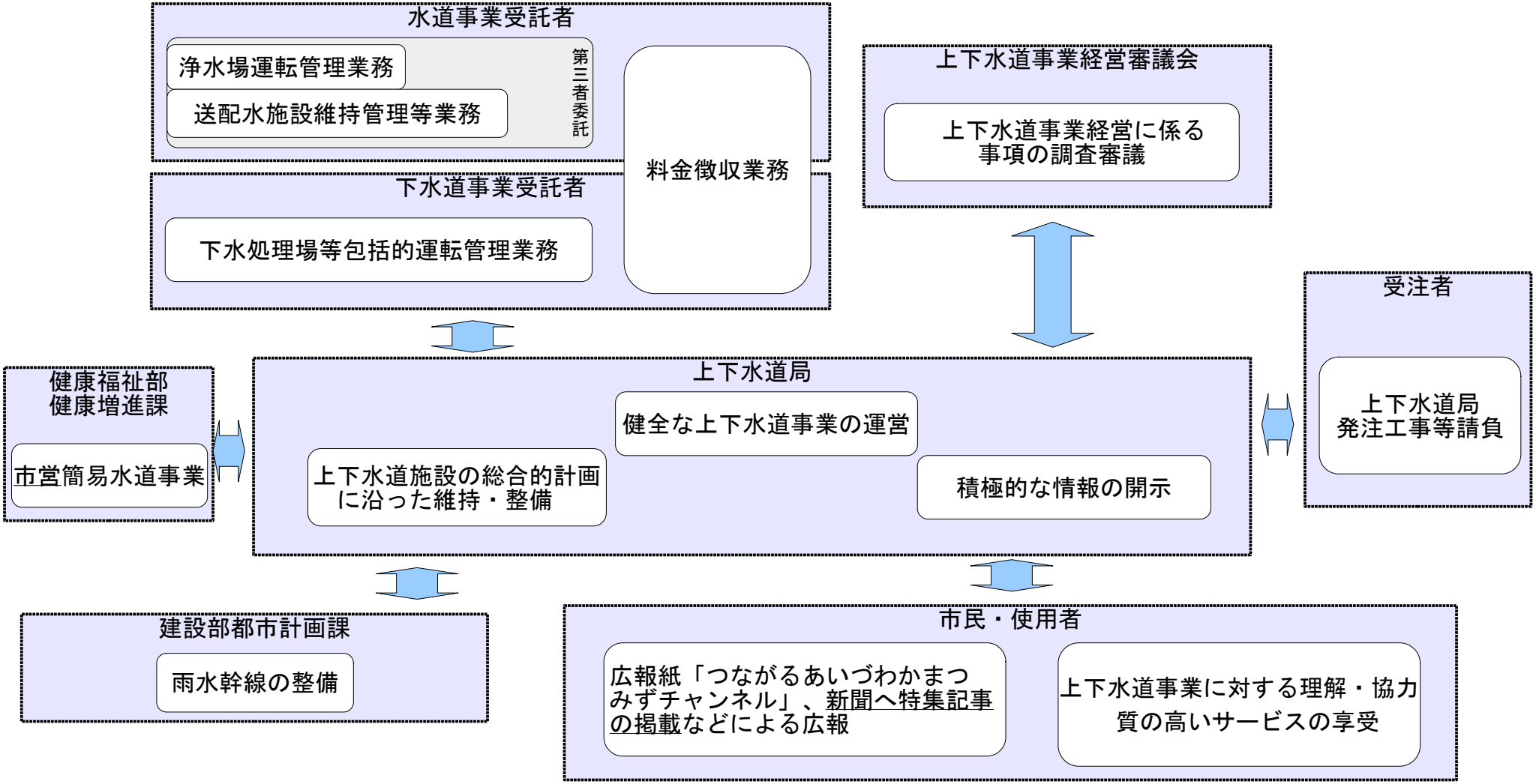

令和３年度　上下水道局　主要事業

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
1	配水管布設替事業 （上水道施設課）	安全な水の安定供給、有効率の向上、配水施設の耐震化を図るため、老朽管更新計画（第２次計画）等の各種計画に基づき、一部、小規模管路ＤＢ方式による新たな発注方法 を取り入れ、事務の効率化を図りながら、配水管の布設替事業を進めます。
	浄水場改修事業 （上水道施設課）	施設の老朽化が進む東山浄水場等において、各機器や配管等の改修工事を進めていくとともに、温暖化による水質悪化に伴う臭気等の対策に努めます。
	デジタル技術を活用した工事の品質向上及び適正な施設の維持管理 （上水道施設課）	「施工情報システムの導入」 水道管路工事における管継手施工の均一化と継手位置情報（GPS）の管理を目的に、施工情報システムを導入し、施工品質と継手位置情報の蓄積による維持管理の向上に努めます。 「漏水管理マニュアルの策定と監視型漏水調査の実施」 AI を用いた水道管路劣化度診断業務の成果から、「漏水管理マニュアル」を受託者と共同で策定します。また同成果による漏水確率の高い地区を中心に NB-IoT とセンシング技術により長時間常時監視する監視型漏水調査を行い、有収率の向上に努めます。
	浄水場運転管理業務及び送配水施設維持管理等業務の第三者委託事業 （上下水道局総務課・ 上水道施設課）	事業運営の効率化と内部管理経費の削減を図ることを目的として第三者委託を行っている浄水場運転管理及び送配水施設維持管理等業務が適正に履行されるよう管理監督に努めます。
	水道事業、下水道事業の「見える化」対策 （総務課）	水道に対する市民の要求水準（水質、断水、工事による赤水発生などへの苦情）が高い状況を勘案しながら、水道施設の布設替えなどへの理解と協力、さらには地中のインフラ整備による基盤強化は、将来に水道インフラを引き継ぐための取組であることを伝えていきます。

重点方針No.	主要事業名	事業概要／令和３年度の取組概要
2	公共下水道事業 （経営企画課、下水道施設課）	公共下水道計画に基づき、市街地における管渠や処理場の計画的な整備により、快適で衛生的な生活環境を提供するとともに、公共用水域の水質保全を図ります。 また、引き続き、汚水管渠や処理場の計画的な整備を進めるとともに施設の長寿命化対策に取り組みます。 あわせて、気候変動（集中豪雨）による浸水（溢水）対策、道路陥没事故の発生にみる下水管路の予防保全など、街を守るための下水機能（雨水幹線の整備や水門管理など）の維持や下水管路の包括的な維持管理としての予防保全対策（研究）について、関係機関、庁内関係部局との連携を図りながら取り組んでいきます。
	農業集落排水事業 （経営企画課、下水道施設課）	農村部における管渠や処理場の計画的な整備により、良好な水循環と生活環境の向上、農業用水の水質保全を図ります。 また、平成30年度に策定した農業集落排水事業最適整備構想に基づき、処理施設統廃合のための機能強化対策実施設計（湊地区、北会津地区）を行います。
	個別生活排水事業 （経営企画課、下水道施設課）	公共下水道事業・農業集落排水事業区域外において、生活環境の向上と公共用水域の水質保全のため、引き続き浄化槽の設置及び維持管理を行います。